令和6年 第5回定例会

新地町議会会議録

令和 6 年 9 月 6 日 開会 令和 6 年 9 月 20 日 閉会

新地町議会

令和6年第5回新地町議会定例会会議録目次

招集告示
応招・不応招議員
第 1 号 (9月6日)
議事日程
出席議員
欠席議員
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名4
職務のための議場出席者4
開 会
開 議
議事日程の報告
会議録署名議員の指名
会期の決定
諸般の報告
陳情の報告
常任委員会所管事務調査の報告
議案の報告上程
提案者の説明
諮問第8号の質疑、採決
議案第53号の質疑、採決
監査委員の報告、質疑
決算審査特別委員会の設置
決算審査特別委員会正副委員長の選任
散 会
第 2 号 (9月18日)
議事日程
出席議員
欠席議員
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名24

職務のた	めの議場	易出席	諸者	•••••			2 4
開 議							
一般質問	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •					2 5
4番	寺	島	博	文	議員		2 5
1番	大	内	広	行	議員		3 5
10番	井	上	和	文	議員		4 8
11番	水	戸	洋		議員		6 (
散 会	•••••	• • • • • • •			•••••		7 3
					9日)		
欠席議員		• • • • • • •	•••••	•••••			7 6
地方自治	法第12	2 1 弅	をによ	とり 診	説明の方	ため出席した者の職氏名	7 6
職務のた	めの議場	易出席	諸者	•••••			7 6
開 議		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •					7 7
一般質問	•••••						7 7
5番	吉	田		博	議員		7 7
3番	牛	坂	毅	志	議員		8 7
2番	村	上	勝	則	議員		9 2
発言の訂	正	• • • • • • •		•••••			9 6
散 会	•••••	• • • • • • •		•••••	•••••		9 6
	第 4	号	(6	9月2	20日)		
議事日程		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •					0 1
出席議員	•••••	• • • • • • •		•••••			0 2
欠席議員		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •					0 2
地方自治	法第12	2 1 弅	をによ	とり 診	説明の方	ため出席した者の職氏名	0 2
職務のた	めの議場	易出席	諸者	•••••	•••••		0 2
教育委員	会委員技	矣拶					0 3
開 議		• • • • • • • •					0 3
日程の追	加						0 4
議案の報	告上程						0 4

提案者の説明
議案第54号の質疑、討論、採決
議案第55号の質疑、討論、採決
議案第56号の質疑、討論、採決
議案第57号の質疑、討論、採決
議案第70号の質疑、討論、採決
議案第58号の質疑、討論、採決
議案第59号の質疑、討論、採決
議案第60号の質疑、討論、採決
議案第61号の質疑、討論、採決
議案第62号の質疑、討論、採決
議案第63号~議案第69号の委員長報告、質疑、討論、採決
議員派遣の件について
陳情審查委員長報告
意見書案第3号の上程、説明、質疑、採決
閉会中の所管事務等調査の申し出
町長の挨拶
閉 会

新地町告示第21号

令和6年第5回新地町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年8月19日

新地町長 大 堀 武

- 1 期 日 令和6年9月6日
- 2 場 所 新地町議会議事堂

○応招・不応招議員

応招議員(12名)

1番	大	内	広	行	議員	2番	村	上	勝	則	議員
3番	牛	坂	毅	志	議員	4番	寺	島	博	文	議員
5番	吉	田		博	議員	6番	八	巻	秀	行	議員
7番	三	宅	信	幸	議員	8番	寺	島	浩	文	議員
9番	菊	地	正	文	議員	10番	井	上	和	文	議員
11番	水	戸	洋	_	議員	12番	遠	藤		満	議員

不応招議員(なし)

第5回定例町議会

(第 1 号)

令和6年第5回新地町議会定例会

議事日程(第1号)

令和6年9月6日(金曜日)午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 陳情の報告
- 第 5 常任委員会所管事務調査の報告
- 第 6 議案の報告上程
- 第 7 提案者の説明
- 第 8 諮問第 8号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 9 議案第53号 新地町教育委員会委員の任命について
- 第10 議案第63号 令和5年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第64号 令和5年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第65号 令和5年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第66号 令和5年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第67号 令和5年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第68号 令和5年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 議案第69号 令和5年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

出席議員(12名)

1番	大	内	広	行	議員	2番	村	上	勝	則	議員
3番	牛	坂	毅	志	議員	4番	寺	島	博	文	議員
5番	吉	田		博	議員	6番	八	巻	秀	行	議員
7番	三	宅	信	幸	議員	8番	寺	島	浩	文	議員
9番	菊	地	正	文	議員	10番	井	上	和	文	議員
11番	水	戸	洋		議員	12番	遠	藤		満	議員

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町			長	大		堀		武
副	町	Γ	長	岡		崎	利	光
教	育	Î	長	佐	々	木	孝	司
総合	努 課 計 管	長野理	兼者	产品		藤	高	史
企画	重振:	興 課	長	小		野	和	彦
税	務	課	長	中	津	JII	秀	樹
町	民	課	長	大		堀	勝	文
健身	₹福:	祉課	長	佐		藤	茂	文
農材 兼 事	水 農業 務	産課 委員 局	長会長	加		藤	伸	=
建	設	課	長	小		野	好	生
都市	情盲	画課	長	岡		田	健	_
教育	育総	務課	長	木		幡	邦	枝
代表	長監:	查委	員	横		山		薫

職務のための議場出席者

事	務	局	長	佐	藤	武	志
書			記	千	葉	奈	菜
書			記	佐	藤	和	司

午前10時00分 開 会

◎開会の宣告

○遠藤 満議長 ただいまから令和6年第5回新地町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○遠藤 満議長 これから本日の会議を開きます。

ただいま出席している議員は12名であります。

◎議事日程の報告

○遠藤 満議長 次に、本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○遠藤 満議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定によって、

1番 大内広行議員及び

2番 村上勝則議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○遠藤 満議長 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会で慎重に審査の結果、本日から9月20日までの15日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から9月20日までの15日間に決定しました。

◎諸般の報告

○遠藤 満議長 日程第3、諸般の報告については事務局長から報告させます。

佐藤武志事務局長。

○佐藤武志事務局長 ご報告申し上げます。

初めに、議会閉会中の動向につきましては、諸般の報告その2として、印刷してお手元に配付をいたしております。

次に、監査の結果の受理でありますが、一般会計及び特別会計の例月出納検査が令和5年度5月

分及び令和6年度5月分、6月分、7月分について、下水道事業会計の例月出納検査が令和6年度5月分、6月分、7月分について並びに定期監査の実施結果の報告がありましたので、印刷してお手元に配付をいたしております。

次に、町長より提出されました議案の受理でありますが、諮問第8号及び議案第53号から議案第69号までの18件が提出されております。

また、令和5年度新地町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について及び新地スマートエナジー株式会社の経営状況についてが提出されておりますので、お手元に配付をいたしております。

次に、一般質問の通告の受理でありますが、4番、寺島博文議員をはじめ7名の議員から17件の 通告がありましたので、これらは執行機関に送付をいたしております。

以上であります。

◎陳情の報告

○遠藤 満議長 日程第4、陳情の報告を行います。

今期定例会までに受理した陳情は2件で、陳情第3号 母(王乖彦)が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情については、郵送のため印刷してお手元に配付しております。

陳情第4号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援 を求める意見書」の提出を求める陳情書については、総務文教常任委員会に付託したので、報告し ます。

◎常任委員会所管事務調査の報告

○**遠藤 満議長** 日程第5、常任委員会所管事務調査の報告については、総務文教、産業厚生の各常任委員会委員長から所管事務調査の報告書が提出されておりますので、それぞれ印刷してお手元に配付しております。

◎議案の報告上程

○遠藤 満議長 日程第6、議案の報告上程については、町長から提出された諮問第8号及び議案第53号から議案第69号までの18件を上程します。

◎提案者の説明

○遠藤 満議長 日程第7、町長に提案理由の説明を求めます。

大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 本日ここに、令和6年第5回新地町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の

皆様には、お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本定例会には、別添附議事件でお示しをいたしましたとおり、人権擁護委員の推薦につき 意見を求めることについてなど、18件の議案についてご提案いたしております。

議案の説明に先立ち、行政の報告を申し上げます。

初めに、総務課関係について申し上げます。

消防関係では、8月4日に「第45回福島県消防操法相馬地方大会」が、新地町総合運動公園陸上競技場で開催されました。福島県沖地震や新型コロナウイルス感染症の影響により、6年ぶりの開催となった今大会は、消防団員が小型ポンプを使った操法技術の正確性や迅速性を競うもので、新地町、相馬市、南相馬市、飯舘村の各消防団からそれぞれ代表の1チームが出場しました。新地町消防団は惜しくも優勝とはなりませんでしたが、新地町消防団の森竜也さんが1番員の優秀操作員に選ばれるなど、日頃の訓練の成果を遺憾なく発揮しました。これまで訓練に励んでこられました選手や、指導いただいた消防団幹部、そして応援をいただきました多くの皆様に敬意を表するものであります。

8月16日から17日の台風7号については、早い段階で暴風警報が発令され、総合体育館及び保健 センターを自主避難所として開設しましたが、想定された暴風もなかったことから、避難された方 はおりませんでした。今後も、気象情報に注意を払い、防災対策の強化に努めてまいります。

次に、企画振興課関係について申し上げます。

見直しを進めておりました新地町のりあいタクシーしんちゃんGOにつきましては、新たな公共 交通サービスとして、新地町タクシー助成事業、愛称「しんちゃんタクシー」と新地町コミュニティーバス、愛称「しんちゃんバス」の運行を7月1日より開始しました。利用者の皆さんに親しまれる公共交通サービスとして定着するよう事業運営に努めてまいります。

釣師浜海水浴場は、7月19日から8月18日まで開設し、来場者数は2,519人でした。関係機関のご協力をいただき、終了することができました。

また、8月3日には、「遊海しんち2024」を開催し、漁船パレード、海産物の浜焼き、ホッキ狩り、ステージイベント、飲食ブース等の出店、ビーチイベント、相馬港の港湾業務艇「おきかぜ」の体験乗船等を行いました。また、夜には3,700発の花火を打ち上げるなどして、約2万5,000人の集客がありました。

次に、税務課関係について申し上げます。

令和6年度の賦課徴収業務としまして、6月に町県民税の普通徴収分を、7月には国民健康保険税の納税通知書を発付しております。

7月2日に農村環境改善センターで開催された令和6年度新地町納税貯蓄組合連合会総会では、 多年にわたり納税成績の向上に尽力された6名の納税組合長に感謝状を贈呈いたしました。

固定資産税の家屋の課税根拠となる新築家屋調査については、今年度は8月末現在17件の家屋評

価を行っております。

次に、町民課関係について申し上げます。

7月は、社会を明るくする運動の強調月間となっており、7月1日に関係団体参加による街頭・ 広報活動を行ったところです。また、保育所・児童館を利用している子どもたちによる啓発キャラ クターのぬりえ作品の展示や啓発チラシを全戸に配布するなど、犯罪や非行を防止し、立ち直りを 支える地域となるよう運動の推進に努めました。

人権擁護については、人権擁護委員を中心に、児童が優しさと思いやりの心を体得することを目的とした「人権の花運動」を、本年は福田小学校の協力を得て実施したほか、遊海しんち2024に来場された方々へ人権啓発活動を行いました。

また、7月16日から25日まで、「じゅんびした? じてん車のるとき ヘルメット」を運動のスローガンに掲げ、「夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動」を展開しました。7月12日には「交通安全出動式」を開催し、交通事故防止の啓発活動を実施したところです。

次に、健康福祉課関係について申し上げます。

「令和6年度の敬老会」は、9月14日に文化交流センターを会場に予定しております。敬老祝い 金等が交付される節目の年の方をご案内する予定でおります。

今年度、100歳を迎え賀寿が贈呈される方は10名となっており、8月28日には、小野トメヨさんの百歳高齢者賀寿贈呈式が役場正庁で執り行われました。式では福島県知事から直接、国と県からの賀寿が贈呈されました。また、贈呈式に引き続き、小野トメヨさんの「民話語り」の発表がありました。

8月30日には、生活支援体制整備事業による地域支え合い講演会を、「笑いと食で認知症予防!」 と題して行いました。多くの町民の方が参加し、認知症予防の啓発ができたと思っております。

令和7年度からの「第3次健康しんち21」策定のため、8月に15歳以上の約1,500名に対し、アンケート調査票を発送しました。今後アンケート結果から、健康についての意識や、生活習慣の状況を把握して、計画の策定を進めてまいります。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による令和6年度低所得者支援及び定額減税補足給付金については、8月に対象者に通知を発出し、確認書の返信が届き次第、計画的に給付を進めてまいります。

次に、農林水産課関係について申し上げます。

農政関係につきましては、食の安全・安心及び風評被害対策として、自家消費農産物の放射性物質検査を継続して実施しており、検査結果は広報紙等で公表しております。今年度は3件の検査を実施しております。なお、基準値を超過した農産物はありませんでした。

有害鳥獣被害対策につきましては、農地への侵入防止対策として電気柵の補助3件及び捕獲隊に よりイノシシ8頭を捕獲しております。 地域計画につきましては、昨年度実施しましたアンケート調査の結果を集計し、計画策定に向け た準備を行っております。

農業振興地域整備計画につきましては、7月12日に全体見直し業務を発注したところであり、早期策定を目指し、取り組んでまいります。福島県が8月末に公表した今年度の水稲作柄概況は、福島県は105から102の「やや良」と発表され、おおむね平年以上の作柄が見込まれております。

漁業関係につきましては、水産業共同利用施設復興促進整備事業により、6月19日に水産業共同作業施設増築工事を発注したところであり、早期完成を目指して工事を進めているところであります。

農林整備関係につきましては、小川字二羽渡地区において、排水路本体が大きく破損していることから8月26日に修繕工事を発注したところであり、早期完成を目指して工事を進めているところであります。

排水機事業関係につきましては、農業水路等長寿命化・防災減災事業による大戸浜排水機場機能保全計画に沿って具体的な更新や整備内容を定めるため、8月29日に実施計画策定業務を発注したところであります。

多面的機能支払交付金事業につきましては、引き続き農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための共同活動に係る支援を行っており、草刈りを主体とした地域資源の適切な保全管理を推進しております。

次に、建設課関係について申し上げます。

6月から7月にかけ実施されました道路河川愛護活動につきましては、厳しい暑さの中、多くの 町民の皆様にご参加をいただき、誠にありがとうございました。

道路関係では6月21日に町道橋40橋の橋梁点検業務を行い、7月25日に高田地区の歩道設置工事及び大戸浜地区の道路改良工事を発注し、8月26日に富倉地区の歩道設置工事及び下真弓地区の交通安全対策工事を発注しました。

釣師防災緑地公園では、町の委託事業として実施しているイベントとして、キャンプ初心者を対象とした「キャンプカレッジ」を7月20日、27日にそれぞれ行われ、県内外からファミリーを中心に17組の参加がありました。

また、「しんちパンプトラックフェスティバル」が7月13日、14日に開催され、子どもから大人まで100名を超えるライダーがタイムを競い合いました。そのほか釣師潮風フェスや潮風マーケットが実施されるなど、民間による釣師防災緑地公園の利活用が図られております。

次に、都市計画課関係について申し上げます。

都市計画事業につきましては、地区計画届が3件、屋外広告物の更新6件を受理したところであります。

建築確認関係につきましては、事前調査等20件がありました。

住宅事業につきましては、5月20日に町営住宅の入居者募集を行い、6件の入居を決定したところであります。また、令和4年福島県沖地震により被災した1世帯の方が小川定住住宅に入居しました。また「高齢者にやさしい住まいづくり助成事業」では2件の申請がありました。住宅の耐震化促進では耐震診断、耐震改修、屋根耐風改修補助事業等のチラシを作成し、全戸へ配布し、周知しました。

移住定住事業につきましては、「来てしんち 住宅取得支援事業補助」の県外者申請が2件、県 内者申請が1件ありました。また、今年度から開始しました新地町空き家改修等支援事業の申請は 1件ありました。

公共下水道事業では下水道台帳の整備及び浄化センター遠心脱水機の修繕工事を発注したところであります。7月末時点においての公共下水道接続件数は3件、農業集落排水事業においては1件の増となっております。

次に、教育総務課関係について申し上げます。

7月17日に新地町と福島民報社との間において、未来を担う子どもたちの育成を推進するため連携協力協定を締結しましたので、それぞれが持つ資源を活用し、教育の発展に取り組んでまいります。

小中学校については、7月21日から8月25日まで夏季休業となり、この期間中は事故等もなく、8月26日より無事「第2学期」をスタートしております。

尚英中学校においては、夏休み期間に各種県大会が行われ、7月1日から3日に福島市で開催された「福島県中学校体育大会陸上大会」には男子が6競技、女子が1競技に出場し、男子200メートルと男子1・2年生400メートルリレーで東北大会への切符を手にしました。また、7月22日から24日に開催された「福島県中学校体育大会」では9競技に出場し、女子卓球部が個人シングルスで東北大会へ出場し、健闘しました。さらに、8月28日に行われた「第73回相馬地方中学校英語弁論大会」には、尚英中学校の3年生が暗唱の部に1名、創作の部に2名出場し、日頃の練習の成果を発表しました。

基礎学力向上では、夏休みの期間を利用して、中学2・3年生を対象とした夏期特別講座「トライ塾」を相馬高等学校から講師を迎えて開催し、学力向上に努めました。

また、食育の観点から「わが家の減塩メニュー」に取り組み、その成果について8月20日「第11回 さわやかだわが家のおすすめ料理コンテスト」審査会を実施し、最優秀賞1名、優秀賞3名を選出 しました。

総務学校係については、夏休み期間中の子どもたちの危険防止の観点から、6月26日に農林水産 課と合同で町内水域の危険箇所のパトロールを実施し、事故の未然防止を図りました。

8月2日から4日には、今年度で3回目となる「おおいた児童招致事業」を実施し、大分県内の 児童18名を当町に招待し、町の震災からの復興の状況を体感しつつ、町の文化・歴史等にも触れて もらいながら、当町の小学生9名との交流も深めていただいたところです。

生涯学習関係については、7月8日に文化交流センターにおいて「第28回新地町少年の主張大会」を開催し、小学生6名、中学生3名の児童生徒の皆さんから、それぞれ貴重な意見が発表されました。また、7月31日から8月2日には、宮城県亘理町を会場に行われた「第28回姉妹・友好都市シニアリーダー研修・交流会」では、当町出身の相馬高等学校生4名、尚英中学校生徒2名、合わせて6名が他市町の生徒と交流し、親睦を深めました。

新地町民プール、福田町民プールについては、7月20日にオープンし、夏休み期間中の子どもや町民の方々に利用いただきました。

新地町三村合併70周年記念事業として、6月30日に「上村文乃チェロリサイタルコンサート」を 文化交流センターにて開催し、国際的に活躍する奏者の醸し出す音色を多くの方々に満喫していた だきました。

また、7月12日から6日間にわたり「新地ゆかりの建築家 遠藤新展」を開催し、新氏がデザインした有機的建築物や家具などを紹介するとともに、新氏の生涯について発信し、県内外から約1,000人もの方々にご来場いただきました。

続きまして、本日提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

初めに、諮問第8号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員法第9条の規定による委員1名の任期が、令和6年12月31日に満了するので、新地町駒ケ嶺字新町42番地、村上勝則氏を引き続き適任者として推薦したいので、同法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて推薦するものであります。

次に、議案第53号 新地町教育委員会委員の任命につきましては、教育委員会委員1名の任期が令和6年9月30日に満了するので、新地町駒ケ嶺字前田2番地の15、中江義昭氏を適任者として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第54号 新地町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第55号 新地町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、満4歳以上児及び満3歳児の職員配置の最低基準について見直しを行うため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第56号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、

現行の被保険者証は令和6年12月2日以降発行されなくなるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第57号 藤崎排水機場除塵機整備工事請負変更契約につきましては、除塵機の施工に使用する角落しの塗装を追加することによる増額の変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第58号 令和6年度新地町一般会計補正予算(第3号)につきましては、歳入歳出それぞれ4億7,030万円を増額し、歳入歳出それぞれ68億120万円とするものであります。

歳入補正の主なものでは、固定資産税による町税で1億7,605万3,000円、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業補助金などによる国庫支出金で1,966万4,000円、前年度決算による繰越金で6億385万2,000円をそれぞれ増額し、普通交付税などによる地方交付税で1億6,078万6,000円、財政調整基金からの繰入金で1億6,115万3,000円を減額しております。

歳出補正の主なものでは、総務費は3億4,136万7,000円の増額で、主な内訳は、財政調整基金積立金で3億3,575万9,000円、地デジ共聴設備修繕費で100万円をそれぞれ増額、民生費は934万円の増額で、主な内訳は、介護保険特別会計繰出金で668万8,000円を増額、後期高齢者医療特別会計繰出金で59万8,000円を減額、衛生費は1,538万5,000円の増額で、主な内訳は、新型コロナウイルスワクチン予防接種費で1,348万円を増額、農林水産業費は1,348万2,000円の増額で、主な内訳は、小規模各地区工事で815万6,000円、下水道事業特別会計への繰出金で120万円、相馬双葉漁協への補助金で250万円をそれぞれ増額、商工費は1,420万3,000円の増額で、主な内訳は、鹿狼山登山道整備工事請負費で1,420万3,000円の増額、土木費は5,970万4,000円の増額で、主な内訳は、下水道事業特別会計への繰出金で5,580円の増額、消防費は660万4,000円の増額で、主な内訳は、相馬地方広域市町村圏組合負担金で219万9,000円、消火栓整備費の負担金250万円、防災無線関連修繕費で309万1,000円をそれぞれ増額、教育費は1,015万3,000円の増額で、主な内訳は、尚英中学校舎修繕のための工事請負費で418万円、図書館設備修繕費で155万7,000円をそれぞれ増額しております。

次に、議案第59号 令和6年度新地町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、 歳入歳出それぞれ390万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ8億3,739万1,000円とするものであり ます。

歳入補正としましては、前年度決算による繰越金で390万9,000円を増額するものであります。

歳出補正としましては、保健衛生普及費で4万2,000円、国保基金積立金で315万9,000円、償還金で20万8,000円、予備費で50万円をそれぞれ増額するものであります。

なお、本補正予算は、国民健康保険事業の運営に関する協議会の答申を受けて、ご提案いたして おります。

次に、議案第60号 令和6年度新地町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳

入歳出それぞれ1,852万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ8億6,634万3,000円とするものであります。

歳入補正としましては、一般会計からの繰入金で666万8,000円、前年度決算による繰越金で1,186万1,000円をそれぞれ増額するものです。

歳出補正としては、総務費で10万円、過年度歳入返還金の諸支出金で1,842万9,000円をそれぞれ 増額補正するものであります。

なお、本補正予算は、介護保険運営協議会の答申を受けて、ご提案いたしております。

次に、議案第61号 令和6年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入補正において、前年度決算による繰越金を59万8,000円増額し、同額を一般会計からの繰入金を減額する組替え予算となっております。

次に、議案第62号 令和6年度新地町下水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、収益的収入及び支出においては、収入支出それぞれ2,000万円を追加し、収入支出それぞれ3億3,481万円とするもので、収益的収入としましては、公共下水道事業収益の営業外収益1,880万円、農業集落排水事業収益の営業外収益120万円をそれぞれ増額するものです。

収益的支出としましては、公共下水道事業費用の営業費用580万円、特別損失1,300万円、農業集落排水事業費用の営業費用120万円をそれぞれ増額するものです。

資本的収入及び支出においては、収入支出それぞれ3,700万円を追加し、収入については2億3,528万1,000円、支出については2億8,517万8,000円とするもので、資本的収入としましては公共下水道事業資本的収入の出資金3,700万円増額するものです。

資本的支出としましては、公共下水道事業資本的支出の建設改良費3,700万円を増額するものです。

次に、議案第63号から議案第69号までの7議案につきましては、令和5年度新地町一般会計及び 各特別会計の決算認定議案であります。

各会計決算については、監査委員からの審査意見書並びに主要な施策の成果説明書でお示しをしておりますので、概要のみについて申し上げます。

なお、財政健全化法による健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、全ての指標で基準内の比率となっております。

初めに、議案第63号 令和5年度新地町一般会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額72億7,546万円、歳出決算額は65億8,202万3,000円、歳入歳出差引額は6億9,343万7,000円ですが、繰越明許費など翌年度への繰越財源が2,510万2,000円となっており、実質収支額は6億6,833万5,000円となっております。

歳入は前年度より14億8,909万1,000円の減額となっております。

主なものでは、特別とん譲与税などの地方譲与税が1,447万円、災害等廃棄物処理事業費国庫補

助金などの国庫支出金が4,612万8,000円、繰越金が5億2,263万8,000円、新地南工業団地整備事業特別会計貸付金などの諸収入が1億5,678万9,000円の増となっておりますが、特別交付税などの地方交付税が11億5,171万8,000円、農業用施設災害復旧事業費県補助金などの県補助金が3億3,642万8,000円、財産収入が5億7,662万1,000円、道路橋梁費などの町債が1億8,120万円の減となっております。

歳出は、前年度より9億3,801万1,000円の減額となりました。

主なものでは、総務費で2億1,492万2,000円、商工費で6,894万2,000円、教育費で8,411万5,000円が増となりましたが、民生費で1億1,858万5,000円、土木費で5億8,698万2,000円、災害復旧費で5億6,663万3,000円の減となっております。

主な事業としては、一般廃棄物最終処分場堰堤築造工事、駒ヶ嶺駅トイレ改修工事、鹿狼山駐車 場実施設計事業など、公共施設の整備・改修を行いました。

町民生活への対応では、ロシアのウクライナ侵攻などによるエネルギー価格などの物価高騰に伴う非課税世帯等への給付金の支給や、マイナンバーカードを利用して住民票などが交付できるコンビニ交付システムの導入、独り暮らしの高齢者見守り事業、在宅保育の支援事業など取り組みました。

次に、議案第64号 令和5年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、 歳入決算額で8億5,942万5,000円、歳出決算額で8億4,551万5,000円、歳入歳出差引額は1,391万 円となっております。

歳入では、県支出金や繰越金などが増となりましたが、国民健康保険税、繰入金などが減となっております。

歳出では、保険給付費などは増となりましたが、総務費や事業費納付金などが減となっております。

次に、議案第65号 令和5年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入 決算額で8億5,002万8,000円、歳出決算額で8億3,816万6,000円、歳入歳出差引額は1,186万2,000円 となっております。

歳入では、介護保険料、支払基金交付金、繰越金が増となりましたが、国庫支出金、県支出金、 繰入金などが減となっております。

歳出では、施設介護サービス費などが増となりましたが、居宅介護サービス費、高額介護サービス費が減となっております。

次に、議案第66号 令和5年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、 歳入決算額で2億338万7,000円、歳出決算額で2億278万8,000円、歳入歳出差引額は59万9,000円 となっております。

歳入では、後期高齢者医療保険料、繰入金が増となりましたが、繰越金、その他の収入が減とな

っております。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金などが増となりましたが、総務費が減となっております。

次に、議案第67号 令和5年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、 歳入決算額で6億9,782万5,000円、歳出決算額で2億4,509万円、歳入歳出差引額は4億5,273万 5,000円となっておりますが、事故繰越繰越額の翌年度への繰越財源が2億935万6,000円となって おり、実質収支額は2億4,337万9,000円となっております。

歳入では、繰入金、諸収入が増となりましたが、繰越金、国庫支出金、町債などが減となっております。

歳出では、公債費が増となりましたが、下水道総務費、下水道事業費、下水道維持費などが減となっております。

次に、議案第68号 令和5年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額で9,164万8,000円、歳出決算額で8,915万9,000円、歳入歳出差引額は248万9,000円となっております。

歳入では、繰越金が増となりましたが、繰入金、国庫支出金、町債などが減となっております。 歳出では、下水道事業費、下水道維持費、公債費が増となりましたが、下水道総務費が減となっ ております。

次に、議案第69号 令和5年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額で1億9,061万4,000円、歳出決算額で1億9,031万3,000円、歳入歳出差引額は30万1,000円となっております。

歳入では、繰入金、町債、分担金及び負担金が増となり、繰越金が減となっております。

歳出では、総務費、整備事業費が増となり、公債費が減となっております。

以上、提出いたしました議案について、ご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、御議 決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○遠藤 満議長 提案理由の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時49分 休憩

午前11時18分 再 開

○遠藤 満議長 それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諮問第8号の質疑、採決

○**遠藤 満議長** 日程第8、諮問第8号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議 題とします。

この議題の審議においては、地方自治法第117条の規定によって、村上勝則議員が除斥の対象となります。

村上勝則議員は、退席をお願いします。

〔2番 村上勝則議員退場〕

○遠藤 満議長 それでは、本件について意見を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 意見がなければ、適任と認めて答申したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、諮問第8号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と認めて答申することに決定いたしました。

ここで、村上勝則議員の出席を求めます。

〔2番 村上勝則議員入場〕

◎議案第53号の質疑、採決

○**遠藤 満議長** 日程第9、議案第53号 新地町教育委員会委員の任命についてを議題とします。 これから質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから議案第53号について採決します。

この採決は、無記名投票により行います。

議場の出入口を閉鎖させます。

[議場閉鎖]

○遠藤 満議長 ただいまの出席議員数は、議長を除いて11名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に3番、牛坂毅志議員及び6番、八巻秀行議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○**遠藤 満議長** 念のため申し上げます。本案に同意することについて賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○遠藤 満議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

〔投票〕

○遠藤 満議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。3番、牛坂毅志議員及び6番、八巻秀行議員の開票立会いをお願いします。

〔開 票〕

○遠藤 満議長 投票の結果を報告します。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 ゼロ票

有効投票のうち

賛 成 11票

反 対 ゼロ票

以上のとおり全員賛成であります。

したがって、議案第53号 新地町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○**遠藤 満議長** 本日、令和5年度の決算審査報告のため、横山薫代表監査委員に出席を求めております。

入室のため、暫時休憩をいたします。

午前11時32分 休憩

午前11時33分 再 開

○遠藤 満議長 それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎監査委員の報告、質疑

○遠藤 満議長 日程第10、議案第63号 令和5年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について、議 案第64号 令和5年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第65号 令和 5年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第66号 令和5年度新地町後期高 齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第67号 令和5年度新地町公共下水道事業特別 会計歳入歳出決算認定について、議案第68号 令和5年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳 出決算認定について、議案第69号 令和5年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定についての7件を一括議題とします。

ここで、決算に対する監査委員の審査意見について説明を求めます。

横山薫代表監査委員。

〔横山 薫代表監査委員登壇〕

○横山 薫代表監査委員 おはようございます。私から、令和5年度新地町一般会計及び特別会計歳 入歳出決算並びに基金運用状況等の審査結果及び財政健全化等の審査意見を一部朗読をもってご報 告申し上げます。

初めに、令和5年度新地町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況等の審査結果については、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により審査に付され、その事業の執行状況及び内容等について審査した結果、次のとおり意見をつけて報告いたします。

審査の対象は、令和5年度新地町一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、新地南工業団地整備事業特別会計の7会計の歳入歳出決算、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況について、本年8月6日から4日間にわたり、委員会室で審査を実施しました。

次に、審査の基本方針ですが、町長から提出された各会計歳入歳出決算書及び附属書類について、 計数の正確性を検証するとともに、各担当課から内容を聴取しながら、予算の執行状況、実質収支、 財産の管理及び基金の運用状況が適法性、効率性、有効性に基づいて適正に履行されているかを主 眼として、定期監査及び例月出納検査等の結果も考慮し、審査を行いました。

審査の結果については、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書並びに実質収支等の関係書類は、 法令の規定に準拠して作成され、計数も正確であると認めました。

財産に関する調査については、公有財産、債権及び基金の計数はいずれも正確であると認めました。

基金の運用状況については、基金設置の目的に沿って適正に運用されており、計数も正確である

と認めました。

工事・委託・備品購入業務について、抽出により書類を審査した結果、関係法令に基づき執行されたものと認めました。

次に、審査意見として、次の事項について留意されるよう要望いたします。

歳入につきましては、町税全体で21億7,874万5,000円となり、前年度より474万2,000円の増加となりました。そのうち、町民税が6,436万7,000円の減少、固定資産税が5,881万2,000円の減少となりました。

収納状況につきましては、徴収率は現年課税分は99.3パーセントで前年度増となり、滞納繰越分が26.8パーセントで、前年度に比べ2.5パーセントの増加となりました。町税は町財政の根幹をなすものであり、税の公平・平等と財源確保の観点から、引き続き納税意識の啓発及び徴収率の向上と滞納額の削減になお一層の努力を期待します。

次に、予算執行についてですが、地方自治法では各会計年度における歳出はその年度の歳入をもってこれに充てなければならないと規定されているところでありますが、令和5年度においては、一般会計の翌年度繰越額が5,200万3,000円、不用額が9億5,788万4,000円と多額となっております。予算の積算内容を充分検証し、適切な予算額の計上と計画的な事業管理及び適正な事業執行に努めていただくことを要望します。

次に、契約事務関係につきましてですが、令和5年度の工事契約49件のうち、指名競争入札は35件で、全体の71.4パーセントでした。また、委託契約24件のうち、指名競争入札は8件で、全体の33.3パーセントでした。効率的な予算執行を図る観点から、入札の実施を推奨するとともに、早期の発注、無理のない工期の設定及び適正な業者選定を行うなどして、事業の迅速化と品質の向上が図られることを強く要望します。

次に、基金の運用については、基金設置の主旨が充分達成されるよう、常に利用状況を把握する とともに、適正かつ効率的な運用に努めていただくことを要望します。

全体を通して、さらに緊張感のある内部統制を強化し、各課とも法令・例規・条例などに基づく 正規取扱いの徹底と予算の効率的な執行に努めてください。

以下、8月9日に行いました工事・委託及び備品購入契約事務関係の抽出一覧表、そして特別会計を含む各会計の決算状況を取りまとめました。さらに、各会計の決算状況、実質収支に関する調書、財産に関する調書については記載のとおりですので、ここでの説明は省略させていただきます。

以上で歳入歳出決算関係の報告を終わります。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和5年度財政健全化等審査意見についてでありますが、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和5年度決算における健全化判断比率、その算定の基礎となる事項を記載した書類並びに資金不足比率、その算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見をつけて報告します。

初めに、審査の概要ですが、町長から提出された健全化判断比率、その算定基礎事項を記載した 書類並びに資金不足比率、その算定基礎事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主 眼として実施しました。

次に、審査結果における総合意見ですが、審査に付されました健全化判断比率、その算定基礎事項を記載した書類並びに資金不足比率、その算定基礎を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

以下、各比率の区分、早期健全化基準及びこれらに対する比率並びに個別意見については記載の とおりですので、説明は省略させていただきます。

最後に、是正・改善を要する事項について、特に指摘すべき事項はありませんでしたが、全国的な課題となっている少子高齢化に伴う人口減少問題は、当町においても大きな課題であり、税収や地方交付税の減少による財政への影響は避けられないことからも、引き続き町民のニーズに合った事業と予算の編成及び計画的な予算の執行に努められ、最小限の費用で最大限の効果を上げることを望みます。

職員の皆様には、職場環境や体調管理に充分留意され、第6次新地町総合計画に基づくまちづく りを使命感を持って達成されることを期待し、報告を終わります。

令和6年9月6日、新地町代表監查委員、横山薫。

○遠藤 満議長 代表監査委員の説明が終わりました。

これより決算審査意見に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

◎決算審査特別委員会の設置

○遠藤 満議長 お諮りします。

議案第63号から議案第69号までの令和5年度決算認定7件については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号から議案第69号までの令和5年度決算認定7件については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置された決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長を除く11人の議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、議長を除く11人の議員を選任することに決定しました。

◎決算審査特別委員会正副委員長の選任

○遠藤 満議長 次に、決算審査特別委員会の正副委員長の選任についてお諮りします。

本特別委員会の正副委員長の選任については、議会運営委員会で協議の結果、決算審査特別委員 会委員長に8番、寺島浩文議員、同じく副委員長に1番、大内広行議員を指名したいと思います。 ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会委員長に8番、寺島浩文議員、同じく副委員長に1番、大内広 行議員を選任することに決定しました。

ここで、決算審査特別委員会委員長に挨拶を求めます。

寺島浩文決算審査特別委員会委員長。

[寺島浩文決算審査特別委員会委員長登壇]

○**寺島浩文決算審査特別委員会委員長** ただいま決算審査特別委員会委員長に選任されました寺島浩 文でございます。一言ご挨拶を申し上げます。

決算審査特別委員会は、予算が適正かつ効果的に運用、執行されたかどうかを確認し、そしてその結果を検証することにより、今後の行政課題に活かしていくことを考え、決算審査を進めてまいりたいと思います。長丁場となりますが、執行部をはじめ、各委員の皆様のご協力をいただきながら、大内広行副委員長と共に円滑な委員会運営を進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

◎散会の宣告

○遠藤 満議長 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時48分 散 会

第5回定例町議会

(第 2 号)

令和6年第5回新地町議会定例会

議 事 日 程 (第2号)

令和6年9月18日(水曜日)午前10時開議

第 1 一般質問

- 4 番 寺 島 博 文 議員
 - 1. 環境行政について
 - 2. 地域公共交通について
- 1 番 大 内 広 行 議員
 - 1. まちづくりについて
 - 2. 町民の健康維持について
 - 3. 孤独・孤立対策について
- 10番 井 上 和 文 議員
 - 1. マイナ保険証について
 - 2. 改正建設業法と公共工事の品質確保促進法について
- 11番 水 戸 洋 一 議員
 - 1. 第6次総合計画について
 - 2. 住宅政策について

出席議員(12名)

1番	大	内	広	行	議員	2番	村	上	勝	則	議員
3番	牛	坂	毅	志	議員	4番	寺	島	博	文	議員
5番	吉	田		博	議員	6番	八	巻	秀	行	議員
7番	三	宅	信	幸	議員	8番	寺	島	浩	文	議員
9番	菊	地	正	文	議員	10番	井	上	和	文	議員
11番	水	戸	洋	_	議員	12番	遠	藤		満	議員

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町		長	大		堀		武
副	田丁	長	岡		崎	利	光
教	育	長	佐	々	木	孝	司
	課 長管 理	兼者	燕屚		藤	高	史
企画期	長興 課	長	小		野	和	彦
税 務	課	長	中	津	JII	秀	樹
町 民	課	長	大		堀	勝	文
健康福	富祉 課	長	佐		藤	茂	文
農 林 才 兼 農 業 事 務	美委員	長会長	加		藤	伸	二
建設	課	長	小		野	好	生
都市計	十画課	長	岡		田	健	_
教育系	総務課	長	木		幡	邦	枝

職務のための議場出席者

事	務	局	長	佐		藤	武	志
書			記	千		葉	奈	菜
書			記	大	和	田	康	浩

午前10時00分 開議

◎開議の宣告

○**遠藤 満議長** これから本日の会議を開きます。 ただいま出席している議員は12名であります。

◎一般質問

○遠藤 満議長 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

4番、寺島博文議員。

〔4番 寺島博文議員登壇〕(拍手)

 \bigcirc 4 番寺島博文議員 おはようございます。受付順位 1 位、議席番号 4 番、寺島博文です。さきに通告しています 2 件、 7 点について、順次質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

環境行政についての1点目は、道路沿いの除草及び木の伐採についてであります。毎年梅雨の季節から暑くなってくる時期になると、国道、県道、町道いずれの道路沿いには雑草がぼうぼうと伸び放題になります。また、道路上にはみ出した樹木などで見通しが悪くなり、交通事故を引き起こしてしまうおそれがあります。このことについて町はどのように考えているのか、お伺いいたします。

2点目、町内道路沿いの環境整備について、町行政が主体となって行うべきでないか伺うについて。雑草や樹木が道路上にはみ出ていると、道幅が狭くなり、自転車や歩行者の通行の妨げになるほか、災害時に緊急車両の通行の確保が難しくなります。また、風雨などの自然災害で樹木の倒木が発生する危険も出てきます。町民が安心して通行できるように、町行政がパトロールを行い、土地所有者に除草や木の伐採をお願いするなど、環境整備に力を入れて取り組むべきだと考えます。お伺いいたします。

3点目、相談窓口一本化のため、新たに環境整備課を新設し、対応すべきでないか伺うについて。 道路には、法定外道路、農道、町道、県道、国道があるように、役場における担当窓口も違っております。道路全体の相談窓口を一本化すれば、日々変化していく状況の全体像を効率よく把握できるようになり、速やかな対応が可能になると考えます。新たに環境整備課を新設し、合理的な対応をすべきだと思います。お伺いいたします。

次に行きます。地域公共交通についての1点目は、新公共交通しんちゃんバス・タクシーについてであります。新地町ののりあいタクシーしんちゃんGOから新地町コミュニティーバスに変わりました。地域の公共交通手段として交通の利便性を高め、生活環境の向上と交流人口の拡大を図る目的のためであります。運行から1か月が経過しましたが、令和6年度しんちゃんバス、しんちゃんタクシーそれぞれの想定計画乗客数は何人と見込んでいたのでしょうか。実際運行が始まった7

月一月のそれぞれの実乗客数はどうだったのか、お伺いいたします。

2点目は、しんちゃんバス利用者増の施策について伺うであります。町内を2路線で循環し、1日8便、決まったルート、決まった時間で走り、予約不要で誰でも利用できるのがしんちゃんバスです。しかし、実際のところはどうでしょうか。利用者に対する気配りができているでしょうか。運行を開始して1か月だからこそ町民の意見や要望を調査し、利活用しやすいようにすべきだと思いますが、町としての考えをお伺いいたします。

3点目は、アンケート調査を実施すべきでないか伺うであります。しんちゃんバスの運行が始まり、持続可能な運行をしていくためには、利用状況、評価、要望などを参考にする目的でアンケート調査を実施すべきだと考えます。お伺いいたします。

4点目は、スクールバスとして利活用を図るべきでないか伺うでありますが、このことについて令和5年6月に一般質問をしましたが、スクールバスの運行は考えていないと答弁がありました。しかし、調査によれば、通学児童の3割は保護者による自家用車での送迎との結果が出ております。しんちゃんバスを日中は地域住民の生活ニーズに対応した利用を、朝と夕方は通学児童などの通学バスとして利用できるように検討すべきだと思います。お伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 4番、寺島博文議員の質問にお答えいたします。

初めに、道路沿いの除草及び木の伐採についての1点目、毎年道路沿いに雑草や木々が伸びて生い茂り、通学路の歩道や道路に木々が覆いかぶさり、通行及び交通の障害となるケースが多く見られる。このことについての町の所感を伺うについてですが、雑草や木々の管理については官地、民地の別なく、土地の所有者または管理者が適切な管理を行うことが必要であると考えます。沿道の雑草や木々が除去されれば視界が確保され、歩行者等の交通安全確保につながってまいります。町では、歩道や道路に雑草や木々が覆いかぶさり、通行の障害になっている場合は、町民の皆様からの情報提供や道路パトロール等において場所を特定し、現場確認しながら適宜対応しております。今後も安心して道路が利用できるよう努めてまいります。

次に、2点目の町内道路沿いの環境整備について、町行政が主体となって行うべきでないか伺うについてですが、町では道路敷などの官地部分で繁茂した雑草や枝等により障害となっている箇所については、建設会社への維持管理業務委託や公募した個人との公共施設維持管理業務委託としてそれぞれ委託契約を締結し、除草や枝払い作業などの維持管理を行っております。管理に当たっては、通学路や交通の支障度合い、危険度の高い箇所などを優先に維持管理を行っている状況となっております。このような状況の中、地域の活動としてご協力をいただいている道路愛護活動の除草作業は、快適な道路環境の維持という点において大きく寄与するものであります。道路環境の維持

管理は町が主体性を持って行うものと考えておりますが、愛護活動など住民の皆様の地域活動も欠かせないものでありますので、ご協力をいただきながら今後も町が主体となり、取り組んでまいります。

次に、3点目の相談窓口一本化のため、新たに環境整備課を新設し、対応すべきでないか伺うについてですが、町といたしましては現時点ではこのような考えはありません。環境行政は、自然環境の保全、生態系の維持、資源の効率的な利用、廃棄物管理、大気や水質の汚染防止など多岐にわたる分野が含まれます。道路の除草も環境行政に関連する活動の一つと考えられますが、これらの業務を一本化することは困難と考えます。道路沿いの雑草や支障木などについて、地域住民からの意見や要望に対する対応については、今後も各施設の所管課を中心に各課連携し、対応してまいります。

次に、地域公共交通について質問ですが、1番目、新公共交通しんちゃんバス・タクシーについて、7月から新たにしんちゃんバス、タクシーが運行開始した。1か月がたった中での運行状況について伺う。①、しんちゃんバス、タクシーそれぞれの計画乗客数と実乗客数について伺うについてお答えをいたします。見直しを進めておりました新地町のりあいタクシーしんちゃんGOにつきましては、新たな公共交通サービスとして新地町タクシー助成事業、愛称「しんちゃんタクシー」と新地町コミュニティーバス、愛称「しんちゃんバス」の運行を7月1日より開始いたしました。今年度は、令和6年7月から令和7年3月までの想定乗客数は、しんちゃんバスが8,600人、しんちゃんタクシーについては1万800人であります。実乗客数については、7月の実績としてしんちゃんバスが77人、しんちゃんタクシーが591台出動し、同乗者を含めた乗客数は689人であります。

②、しんちゃんバス利用者増の施策について伺うについてですが、先ほどお答えしたように、しんちゃんバスの運行は7月1日から始めたところであります。しんちゃんバスは、町民だけでなく、町外からの来訪者も含め、誰でも利用可能な公共交通として運行しております。まずは町民の方々はもちろんですが、観光等で来町した町外の方にも利用できるよう、周知、PRをしてまいりたいと考えております。また、今後運行を進めていく中で得られる乗車実績のデータや利用者等のご意見も踏まえ、新地町地域公共交通会議で議論を行い、必要により見直しを検討していきながら利用者の皆さんに親しまれる公共交通サービスとして定着するよう事業運営に努めてまいります。

次に、③、アンケート調査を実施すべきでないか伺うについてですが、今回新たな公共交通としてしんちゃんバス、しんちゃんタクシーを始めるに当たり、新たな公共交通についての出前講座として制度の説明をさせていただきました。5月から7月にかけ、民生児童委員協議会やいきいき百歳体操を実施している団体など10団体から出前講座の申込みをいただき、177名の方々にご参加いただきました。出前講座の前段では制度について丁寧に説明させていただいた後、参加者の皆さんからご意見やご要望をいただきました。各回の出前講座でいただいたご意見、ご要望につきましては、今後事業を進めていくに当たって参考にしてまいりたいと考えております。ご質問のアンケー

ト調査の実施についても、制度について意見を得る機会の一つとして、今後1年ぐらいをめどに乗 車実績データも見ながら必要により検討してまいりたいと考えております。

④、スクールバスとして利活用を図るべきでないか伺うについてですが、これまで運行してきたしんちゃんGOでは通学への利用を制限しておりましたが、今回の見直しに合わせ、しんちゃんバスの利用者について通学利用の制限はなくしました。よって、運行ダイヤやそのときの乗車状況にもよりますが、通学の利用も活用可能となっております。ご質問のスクールバスとしての利活用を図るべきということでありますが、しんちゃんバスにつきましては町内の公共施設、医療機関、商業施設、観光地、駅などの拠点を定時、定路線で運行し、対象は町民に限らず、町外からの観光目的の来訪利用も想定し、制度を構築したものであり、スクールバス的な活用は想定しておりません。以上です。

- ○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。
- ○4番寺島博文議員 ご答弁ありがとうございました。では、順次1番から質問をさせていただきた いと思います。

まず、1点目の毎年道路沿いの雑草や木々が伸びて生い茂り、通学路の歩道をやっているのですけれども、先ほどの答弁では情報とか通報とかそういうのがあれば現場を確認して対応をしているという内容だったと思います。しかし、国道6号線、木崎から作田の歩道、この辺のところ見てみますと、クドフジのつるとか葉っぱ伸びてきて、歩行にも困難な状態にあります。さらには、バンビりんご団地を通る南北の農道については、左右の木が覆いかぶさって、枝が垂れ下がって、普通乗用車でもぶつかってしまうような状態にあります。このことについての認識についてお伺いしたいと思うのですが。

- ○遠藤 満議長 小野好生建設課長。
- ○小野好生建設課長 それでは、ただいまのご質問にお答えします。 認識をしているかということでございますので、当課としては認識をしております。 以上です。
- ○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。
- ○4番寺島博文議員 ここは認識していただければいいと思いますので、1番は終わりにして、次の2番の町内道路沿いの環境整備についてと、町行政が主体となって行うべきでないかについてですけれざも、先ほどの答弁では建設会社とか、それから個人、法人とかですか、そういうところに委託して除草や木の伐採をして維持管理しているというようなことだったと思います。これは、町所有の官地の部分の対応、処理についての回答ではなかったかと思います。それは理解しましたが、私が問題視しているのは、道路管理者が県とか国の部分と、あと民有地の部分の処理、対応についてなのです。先ほども言いましたけれども、県道、国道の歩道には雑草が伸びてきていて、とても歩けるような状態ではないです。町は、通学について、徒歩、自転車通学を推奨しています。道路

整備については、後手後手になっているのではないかと思います。行政が国、県などの道路管理者 に連絡なり通報して、主体的に環境整備について取り組むように働きかけるべきだと私は思うので す。いかがですか。

- ○遠藤 満議長 小野好生建設課長。
- ○小野好生建設課長 それでは、ただいまのご質問にお答えします。

県、国に対しての働きかけという部分でございますが、町としましても県及び国に対しては環境 整備という意味での除草について毎年要望している状況でございます。

以上です。

- ○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。
- ○4番寺島博文議員 毎年県とか国に要望とかしていると、働きかけているというような回答だった と思います。対応が何か伴っていないというか、そういう状況ですので、ちょいちょいというか、 時間の許す限り働きかけて、除草について要望をしていただきたいと思います。

あと、民有地についてなのですけれども、いろんな方がいらっしゃるかと思います。独り暮らしの高齢者、年金生活者、遠くで暮らしている人、連絡のつかない人、いろんな方がいると思います。 民地だから手をつけられないで済ませたら、町はどうなってしまうでしょうか。恐らく密林化して、 非常にひどい状態になるのではないでしょうか。この辺もし答えられるのだったら答えてください。

- ○遠藤 満議長 小野好生建設課長。
- ○小野好生建設課長 ただいまのご質問にお答えします。

民有地の件につきましては、基本的には所有者が本来そういった適切な管理をすべきということですので、議員のおっしゃるご質問の内容については、それを放置するとどんどん進むということではございますが、本来の所有者の義務といいますか、そういった部分がありますので、町としてはその所有者に対して、先ほど答弁にもありましたように、通報とかパトロールにおきましてそういった部分を認識しましたら、その所有者の方に切除なりをするようにということで催促をしていきたいと思います。

以上です。

- ○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。
- ○4番寺島博文議員 基本的には所有者が管理するということは、私も理解しております。町行政がもうちょっとパトロールをして、問題箇所を把握して所有者に、土地の所有者ですね。除草とか木々の伐採を促したりしてほしいのです。最悪所有者にそういう除草や木の伐採の能力なくても、承諾が取れたら行政が代わりに対処する方法もあるかと思うのですけれども、その辺についてお伺いいたします。
- ○遠藤 満議長 小野好生建設課長。
- ○小野好生建設課長 ただいまの質問にお答えします。

承諾が得られれば、町の経費でもって切除するという部分に関しましては、やはり先ほど申し上げましたとおり、所有者にはそういった管理をする責任がございますので、ご提案の方法で事を進めますとそういった方向に行って、町の経費もそうですし、あと建設課自体、道路管理者の業務に対する体制なんかも大分困難なものになると。一番は、本来民間の方、所有者の方が負うべき経費を町が負担をするというところはやはり慎重に考えなければならないと思いますし、緊急な場合であればその大義が調う場合もございますが、基本的には先ほど来申し上げていますとおり、所有者の責任において措置をしていただきたいということでございます。

以上です。

- ○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。
- ○4番寺島博文議員 理解しました。ただ、先ほど最後に言ったように、緊急の場合とか、あるいは その所有者の状況、先ほども言ったように、年金生活者とか、あと独り暮らしの高齢者とか、なか なかそういうことについてうまくできないというようなときは、確かに町がやってしまうとほかの ところもいろいろあると思いますし、経費がかさむということも理解しますけれども、その辺のと ころは柔軟な対応も今後考え方は必要になってくるのではないかなと思います。

次の3番に行きます。環境整備課を新設するべきでないかということについて、考えはないということでした。環境行政というと、先ほども言ったようにいろんな、道路からいろいろ多岐にわたって大変だというのは分かります。あと、その対応としては各課連携して対応していくのだというような答弁だったと思います。現在は除草とか木々の伐採については、通報とかそういうのが、苦情が来たら現場確認して対応しているという現状かと思います。こういう環境整備課をつくるとか、そういう一本化にするというのは困難だと思うのですけれども、新しい課なり係を新設して専門的に環境整備に取り組むべきだと私は思うのです。片手間にできるような現在の状況ではないと思います。その辺はいかがですか。

- ○遠藤 満議長 小野好生建設課長。
- ○小野好生建設課長 環境整備課に関するご質問でございますが、先ほど答弁にありましたように、環境行政については分野が非常に広いというところでございまして、議員のおっしゃる道路の除草とか立ち木の関係に特化するものの環境行政ということであれば、現在先ほど答弁にもありましたように、それぞれの主管課で対応の方針を決めて、それから各課連携をして、例えば総務課さんで通報があれば建設課の民間委託の部隊で適宜切除するとか、そういった連携の中でやっておりますので、今後もそういった形で進めてまいりたいと思っております。

以上です。

- ○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。
- ○4番寺島博文議員 理解しました。新民法233条で、新たな規律で、枝を切り取りしたり、除草できるようになりました。ちょっと読み上げますと、道路を所有する国や地方公共団体も、隣接地の

竹木が道路に越境してきたときは、新たな規律によって枝を切り取ることが可能というような改正になっております。この法律の改正にのっとって、除草とか、そういった環境整備を進めるべきだと思いますけれども、情報の共有化ということでお伺いしたいのですが、その辺の理解というか、その辺についてお伺いいたします。

- ○遠藤 満議長 小野好生建設課長。
- ○小野好生建設課長 お答えいたします。

竹木の伐採とかに関する民法233条の件でございますが、この件につきましては令和3年の改正で、昨年度から施行されたという部分だと思います。その改正の内容については町としましても認識をしておりますので、この部分を見ながら作業を行ってまいりたいと思います。

以上です。

- ○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。
- ○4番寺島博文議員 魅力ある町新地、住みやすい新地を目指す上で、またNCR、ナショナル・サイクル・ルートの指定を受けるためにも、人材を投入してでも私は環境整備課とか係をつくるべきだと先ほど申しました。

話変わるのですが、環境整備について建設業者とか森林組合に委託するということは可能でしょうか。

○遠藤 満議長 ちょっと休議します。

午前10時35分 休憩

午前10時37分 再 開

○遠藤 満議長 では、再開します。

4番、寺島博文議員。

○4番寺島博文議員 それでは、要望として、今後建設会社とか森林組合に委託することなども検討していただければと思います。

次行きます。地域公共交通についてです。先ほどの乗客数理解しましたけれども、月割りでいくと計画乗客数は955人、しんちゃんバスですね。しんちゃんタクシーは、月割りいくと1,200人になるのかな。ということなのですけれども、しんちゃんタクシーはいいのかなと思うのですけれども、しんちゃんバス計画乗客数の8パーセントちょっとになります。悪い言い方すれば、ほとんど空気を運んでいることに等しいのではないかなと思います。この辺についてどう捉えているか、この数字についてどう捉えているのかお願いいたします。

- ○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。
- ○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

今、議員からご質問いただきましたとおり、7月の実績につきましてしんちゃんバスの状況は少

ない状況になっております。それで、運行は7月から始めたところであります。しんちゃんバスにつきましては、町民だけではなくて、町外からの来訪者も含めまして誰でも利用可能な公共交通であります。町民の方々に利用してもらうのはもちろんですけれども、町外の方にも観光等で利用していただくように、周知、PRをして今後利用者が増えるように努力をしてまいりたいと考えてございます。

以上です。

- ○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。
- ○4番寺島博文議員 計画と大幅に数字が違っているのですけれども、この辺の原因といいますか、 まだ一月ですけれども、何か分析されていますか。
- ○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。
- ○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

分析ということでありますけれども、まだ先ほども答弁したとおり、7月始まったばかりでして、 データ的には7月分のものになります。そういった分析につきましては、今後実施していきたいと 考えてございます。

以上です。

- ○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。
- ○4番寺島博文議員 確かにまだ1か月で、データが少ないということで分析まではいかないという ことでしょうけれども、9月中旬になったのですけれども、8月分の数字出ているかと思いますが、 答えられなければいいのですけれども、7月と比べてどうですか。
- ○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。
- ○小野和彦企画振興課長 お答えします。
 - 8月分の実績につきましてはほぼ7月と同程度ですが、若干減っているような感じでもあります。 以上です。
- ○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。
- ○4番寺島博文議員 8月も7月と変わりないという回答でした。

次に、しんちゃんタクシーについてお聞きするのですけれども、しんちゃんタクシーは数字的にまあまあではないかと思うのです。しんちゃんバスなのですけれども、200円を惜しんで300メートル、500メートル、1キロ離れた停留所に張りついてしんちゃんバスをするのかと言ったら、これなかなかいないのではないかなと。玄関横づけになる、年齢制限とかいろいろあれはありますけれども、便利なしんちゃんタクシーを利用してしまうのではないかと思うのですけれども、よほど時間的に余裕のある人であればしんちゃんバスを使うのでしょうけれども、しんちゃんタクシーに依存していくのではないかと思うのですけれども、この辺についてどうお考えですか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 先ほど答弁したとおり、タクシーはある程度乗車はありますけれども、バスが少ないということであります。制度としましてはタクシーとバスと2つ制度をつくりましたので、町民の方にはそれぞれ利用しやすいほうを利用していただきたいと思ってはございますけれども、それにしてもバスの利用状況が今少ない状況でありますので、それは先ほど答弁したとおり、町外の方も含めてPR、周知をしてまいりたいと考えてございます。

以上です。

- ○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。
- ○4番寺島博文議員 PRよくしていただいて、利用増にやってほしいと思います。

次に、しんちゃんバスの利用者増の施策について伺うですけれども、先ほどの答弁ではまだ1か月ということで町内、町外にPRと。それから、乗車実績のデータ、利用者の意見、そういうのを勘案しながら見直し、検討していくという答弁だったと思います。これ先ほど1年って言っていましたよね。1年ですか。1年後に見直すということですか。

- ○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。
- ○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

先ほど町長の答弁でお答えしたのはアンケート調査の実施というところで、今後1年後ぐらいを めどに乗車実績データを見ながら必要により検討ということを話しさせていただきました。見直し につきましても、そのぐらいの考えでいるというような状況でございます。

以上です。

- ○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。
- ○4番寺島博文議員 私の考えるところの改善ポイントなのですけれども、ちょっと言葉で言うと、 目的別運行時間の設定とか、通勤、通学時間帯での朝夕の運行とか、買物、通院時間のそういうと ころでの設定です。

あと、停留所の環境整備です。ほとんどが日よけがなくて、停留所を置く位置についてもちょっと考える必要があるのではないかなと。ここ二、三日で草刈りしてあったところがあるのですけれども、薬王堂のところの停留所やっていましたけれども、そういった環境整備についてもこういう利用者増の政策の一つになってくるのではないかと思うのです。

あと、隣の市でやっているのが、停留所がなくても手を挙げると乗れるということがあります。 この辺新地町も取り入れてはどうかと思うのですが、当然安全に注意して、横切ったりして車にひかれても、交通事故に遭っても大変ですから、その辺お考えお聞かせください。

- ○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。
- ○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

相馬市さんでやっているということで、バス停がなくてもルート上で乗れることは乗れるという ことをやっておりますけれども、そういったことは承知をしております。当町におきましては安全

面を考慮して今は実施をしていないという状況でありまして、安全面が担保されるような場所であれば検討も可能かなとは考えておりますけれども、でもやっぱり安全面の確保が大事だと思いますので、そこは慎重に検討というか、考えていかなければならないのかなと思います。

以上です。

- ○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。
- ○4番寺島博文議員 安全面を考慮というか、優先してということでした。それもありますけれども、 やっぱり利用者の利便性なんかも考慮して検討いただければと思います。

では次、アンケート調査を実施すべきでないかというところで、ここのところでの回答では、出前講座10団体とか、177名の方にとか、そういったところで意見とか要望を伺っているというような答弁だったと思います。私思うには、アンケート調査については新たに今回しんちゃんバス、タクシーができたわけですけれども、スタートする前に行うべきだったのではと率直な思いがあります。でも、遅くないとは思うのです。これからアンケート調査に着手して、一日も早くいろんな改善がなされるように取り組むべきだと考えますが、もう一度伺います。

- ○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。
- ○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

制度を始めるに当たりましては、始める前には座談会ということで何回か開催させていただいております。それから、制度が始まって、それも先ほど町長から答弁させていただきましたけれども、出前講座ということで10の団体、約180名の方々からいろいろな意見や要望等もいただいておりまして、それは事務局で全て書き留めて今持っているというところでございます。そういった意見や要望のものも持っていますし、あとは今の乗車実績データ、やっぱりこういったものを1年ぐらいしっかり取って考えていきたいと考えているところでございます。アンケート調査の実施も、そのくらいをめどに考えていきたいということでございます。

以上です。

- ○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。
- ○4番寺島博文議員 答弁では、座談会とか、出前講座とか、いろいろやっていると。アンケート調査については、1年後をめどにというような答弁だったと思います。あえて厳しい意見、要望を言わせていただきますけれども、そういうアンケート調査によってはしんちゃんバスの運行ルートの変更とかダイヤ改正、減便とか、場合によっては廃止とか、そういった厳しい意見が出る可能性も否定できないと私は思っています。その場合は、これ私の要望になりますけれども、町として勇気ある決断、英断をお願いしたいと思います。

次に行きます。スクールバスとして利活用を図るべきでないかについて。スクールバスは前からお断りされているのですけれども、あと通学利用の制限も撤廃したよということでした。今年3月までは、新地高校生の小川から相馬駅までの区間のしんちゃんGOの送迎がありました。そういう

意味で助かった面あるのだと思いますけれども、確かに通学の利用の制限を撤廃しましたけれども、中学生の通学の利用についてのPRはないかと思います。実際どうか分かりませんけれども、保護者の方が送迎しているのが3割。私は、もう少し多いのではないかと思っています。近くまで車で乗せてきて、あと歩いていきなとか、そういったところも見受けられますので。結構車の送迎自動車、自家用車の利用多いかと思います。そういった保護者の送迎負担の軽減のために、そういったスクールバス的というか、通学バスの利用についてもうちょっとPRして、しんちゃんバスがもう少し増えるように、利用客が増えるようにすべきだと思うのですが、もう一度お伺いしたいと思います。

- ○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。
- ○小野和彦企画振興課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

対象になるのはしんちゃんバスになりますけれども、しんちゃんバスにつきましては町内の公共施設、医療機関、商業施設、観光地、そういったところの拠点を定時、定路線で運行していくということで、対象は町民に限らず、町外からの観光目的の来訪利用というところも、これまで全く足がなかったわけでありますので、そういったものを構築したものであります。そうでありますので、当初想定した内容で運行していきたいと今は考えてございます。ただ、このPRという部分につきましては、そのしんちゃんバスがどのような時間にどのようなルートを走っているという部分での周知という部分は今後さらにしていって、利用者が増えていくような努力はしていきたいと考えてございます。

以上です。

- ○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。
- ○4番寺島博文議員 ぜひそういった今のしんちゃんバスを今後とも持続可能に利用できるようにP Rをお願いして私の一般質問を終わりたいと思います。
- ○遠藤 満議長 これで4番、寺島博文議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩を取りまして、11時5分再開といたします。

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再 開

○遠藤 満議長 それでは、再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

1番、大内広行議員。

[1番 大内広行議員登壇](拍手)

○1番大内広行議員 受付順位2番、議席番号1番、大内広行でございます。ただいま議長からお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。前段、すみません。

私約1か月前にちょっと風邪を引いて気管支を痛めたところがありまして、途中聞き苦しいところがあるかと思いますが、ご容赦いただければと思います。

先日、敬老会に議員になりまして初めて出席をさせていただきました。そのときの資料によりますと80歳以上の方町内におきまして890名ということで、率にしますと約12パーセントの方が該当するというようなところで、高齢化も進んでいるのだなということも実感しました。また、その際の後半、アトラクションですか、そのときには保育所の年長さんたちが約70名、六十数名ですか、子どもたちがお遊戯を披露していただいたということで、この子たちに将来新地町の魅力ある町を残していかなくてはならないなというところ改めて肝に銘じて本日の質問という形にしていきたいと思います。

私からは、大項目としまして、まちづくりについて、あと町民の健康維持についてというところと、あと孤立・孤独対策についての3件を大項目として、その中、中項目としまして5件質問させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

まず、第1点目のまちづくりについての1項目めですが、先ほどもちょっと人数お話しさせていただきましたが、やはり少子高齢化が進展、急速に加速しているというところです。人口減少についても、加速している状況にあります。それに歯止めをかけるためには、やはり町の魅力、魅力あるまちづくりが必要ではないかというところがあります。その全体像として、魅力あるまちづくりにつきまして町長の考えをお伺いしたいなと思っております。

2番目としまして、まちづくりの中でですが、町では高速通信網の整備として光ファイバー網の敷設を行いまして、カバー率については100パーセントと伺っております。魅力ある町、特に若者ですとか新規起業者ですか、そちらにはやはりそういった高速通信網というものが評価されると。地域のデータ通信環境ということがやはり一つの選択肢になるのだなというところです。これらを踏まえまして、町内全域をカバーするようなWi-Fi網の、またはローカル5Gというものを設置して、デジタル化、DXの推進のベースを整えるべきと考えます。その辺の考えを伺いたいと思います。

次に、高速通信網に関しましては、それ以外ということで、都市部では10ギガビーピーエスです。 今現在、この付近では1ギガビーピーエスというようなプランがプロバイダーから提供されておりますけれども、都市部では既に10ギガというような、この数字からいうと10倍、中身でいうとかなりの高速通信網というところが提供されております。新地のエリアにつきましては、調査したところまだ各プロバイダーともに提供計画はないというような話でありました。とはいいながらも、ICT先進地というところをうたっている新地町として、早期にサービス開始に向けてその業者に対して、プロバイダーに対して働きかけを行うべきではないかと思いまして、その辺の考え方を伺いたいと思います。

次に、4番目になりますが、こちらは人口減の部分に関わるところかと思います。令和5年度の

出生数につきましては32名と。先日の決算書の資料を見ますと、現在令和5年度に生まれた方が残っているのは29名になるのかもしれませんが、というデータがあります。また、今年度の小学校へ入学した人数につきましては各校合計で60名と。このまま推移しますと5年後、6年後というところありますが、小学生の人数、各学年の平均、こちらは50名ぐらいになってしまうということで、少子化が顕著に見えてくるというところになります。そういったことを踏まえまして、将来を見越した教育環境の再構築を検討する必要があると考えますので、その辺の町としての考えを伺いたいと思います。

次に、大きな項目として2番目になります。町民の健康維持についてというところをです。1項目めですが、こちらは先般相馬市にありますスポーツアカデミー相馬が10月をもって営業を終了するというところがホームページに7月25日付で発表されております。会員数につきましては、そのデータを見ますと約800名。800名を超えるというところだと思います。町内からも高齢者から小学生まで幅広く利用者がいる施設というところになります。この施設の閉鎖によりまして町民の健康維持等に影響、懸念されるとも考えますので、町としてどのようにお考えか伺いたいと思います。また、町としてそれに代わるような代替施設や新たな町民の健康づくりのための取組についてもお考えかどうか伺いたいと思います。

最後に、3項目めですが、孤独・孤立対策についてということについて質問をさせていただきます。私から3月議会におきまして、孤独・孤立対策推進法の施行を受けて、全世代にわたる関係者が集まる官民連携協議体の早期構築等の質問に対しまして、町の回答につきましては今後研究を進めるということでありました。その後の研究状況と、町としてどのように今後取り組んでいくかというところをお伺いしたいと思います。

以上の大項目3点、中項目としては5点となりますので、よろしくお願いいたします。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 1番、大内広行議員の質問にお答えをいたします。

初めに、まちづくりについての質問ですが、1点目、少子高齢化が進展し、人口減少が加速している状況であるが、それに歯止めをかけるためには、魅力あるまちづくりが必要であるが、町長は魅力あるまちづくりには何が必要であるか考えを伺うについてお答えをいたします。本町は、豊かな自然と長い歴史の中で培われてきた地域文化に恵まれ、それぞれの地域においてコミュニティーが育まれており、地域活動が行われる一方で、少子高齢化をはじめ、人口減少、産業振興、災害対策など様々な社会変化への対応が求められております。これらの課題に対応するため、コミュニティーの力を活かし、町民と行政が共に手を取り、子どもからお年寄りまで誰もが安心して暮らせる持続可能なまちづくりに取り組んでいく必要があると考えております。また、日本全体が人口減少社会に向かう中、東日本大震災後に整備された新たな施設と既存の地域資源などを活用し、小さく

ても光り輝く魅力あるまちづくりを進めていくとともに、本町の情報を広く発信して、交流人口の 増加、定住化を促進するなど、活力のあるまちづくりを進めていく必要があると考えております。

2点目、町では高速通信網の整備として光ファイバー敷設を行い、カバー率は100パーセントで ある。魅力ある町、特に若者や新規事業者等に評価されるのが地域のデータ通信環境である。これ らを踏まえ、町内全域をカバーするWiーFi網またはローカル5G等を設置し、デジタル化推進の ベースを整えるべきと考えるが、町の考えを伺うについてお答えをいたします。町では、主要な公 共施設8施設にWi-Fi環境の整備を行い、令和2年4月よりフリーWi-Fiの供用を開始してお ります。町内全域ではありませんが、各施設を訪れた来訪者へのサービス向上に寄与しているもの と考えております。町内全域をカバーするWiーFi網の整備については、広域になるほど維持費等 のコストがかかってまいりますので、特定のエリアにおいてサービスを提供されているのが一般的 と考えております。5Gサービスは通信事業者が全国に展開する通信サービスであるのに対し、ロ ーカル 5 Gは限られた地域での使用を目的とし、特定の建物や敷地、企業、工場、自治体などで使 われているものです。ローカル5Gを利用したい事業者や自治体は総務省に申し込むことで特定の 周波数を割り当てられ、独自のネットワークとして構築から運用、利用まで行うことができます。 ローカル5Gの特徴としましては、上り下り速度の比率をカスタマイズすることができるなど、高 速大容量通信を安定的に利用できるなどが挙げられ、前の通信規格である4Gと比べると通信速度 は約20倍となり、伝送速度が上がるため、通信の遅延も4Gの10分の1に低減されます。ローカル 5 Gは高速大容量であることに加え、他のネットワークとは区別されるため、遅延や不接続といっ たトラブルが生じることはほぼありません。このようなメリットがありますが、デメリットとしま しては、自営無線のため、利用を始めるには国で指定された無線局免許の取得が必要になることや ネットワークの設計や構築の専門知識が必要となり、またローカル5G周波数に対応した専用の端 末も必要となるなど、コストも高額となることが挙げられます。全国各地においてローカル5Gの 実証実験が行われており、企業や自治体でも活用事例が挙がってきておりますので、今後そのよう な事例を研究してまいりたいと考えております。

3点目、高速通信網に関しては、都市部では10ギガビーピーエスのプランがプロバイダーから提供されている。新地町のエリアは、まだ提供計画がない状態である。ICT先進地である当町として、早期のサービス開始に向け、積極的に業者へ働きかけるべきと思うが、町の考えを伺うについてお答えをいたします。10ギガビーピーエス提供サービスにつきましては、サービスが始まって間もないということで、各事業者は首都圏など都市部からスタートしている状況となっております。ある事業者では宮城県内でのサービスも提供しており、福島県内へのサービス拡大について問い合わせたところ、福島県内での検討も進めているということであります。今後、当町への早期サービス提供に向け、事業者へ働きかけてまいりたいと思います。

4点目、令和5年度の出生数は32名、本年度の小学校へ入学した人数は60名である。このまま推

移すると、5年後には小学生の人数が6学年平均で1学年約50名となり、少人数化が進むが、将来 を見越した教育環境の再構築を検討する必要があると思うが、町の考えを伺うについてですが、本 町においても少子化傾向にあり、来年度の小学校への入学児童数は9月1日現在で68名です。令和 8年度は52名、令和9年度は51名、令和10年度は47名と次第に減少していく見込みであります。昨 今の世界の情勢においては、情報化社会やグローバル化が進展し、将来を予測することが困難な変 化の激しい時代となっている一方で、人口減少、少子高齢化が急速に進んでおります。そのような 中にあって、学校教育には主体的、対話的で探求的な深い学びの充実と変化の激しい社会を生き抜 く力を身につけさせることが求められております。そのため、社会の変化を見極めつつ、子どもた ちの実情に応じた学校教育を着実に推進することはもちろんのこと、単に教科等の知識や技能を習 得させるだけにとどまらず、児童生徒が集団の中でコミュニケーション等を通して多様な考えに触 れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することで思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育 み、社会性や規範意識を身につけさせることも重要であります。そうした力を充分に養うためには、 一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや経験年数、専門性等についてバランスの取れた 教職員が配置されることが重要であると考えております。また、小中学校は児童生徒の教育のため の施設であるだけでなく、各地域のコミュニティーの核としての性格と同時に防災、保育、地域の 交流の場等、様々な機能も併せ持っております。前回6月議会で答弁いたしましたとおり、町や福 島県の教育目標、教育方針にのっとり、第6次新地町総合計画後期計画において、よりよい教育環 境や学校教育の質の向上などを念頭に置きながら、町内小中学校の現状、今後の児童生徒数の推移、 地域と学校の関わりなど様々な見地から検討してまいります。

次に、町民の健康維持についての質問ですが、1点目、相馬市にあるスポーツアカデミー相馬が10月をもって営業を終了することが発表された。会員約800名が在籍し、町内からも子どもから高齢者まで幅広く利用者がいる施設である。施設の閉鎖により町民の健康維持等に影響が懸念されるが、町としてどのように考えているか伺う。また、町として代替施設や新たな町民の健康づくりのための取組等について考えがあるか伺うについてですが、スポーツアカデミー相馬は相馬市中村字塚田に平成4年にオープンした施設です。25メートルプール、そしてスタジオ、ジムなどを備えた施設で、水泳、フィットネス、エアロビクス、ヨガなど豊富なプログラムにより、体力づくりやダイエットなど相馬市を中心に地域の方々に利用されてきました。8月末時点で会員総数は850人、うち新地町内からは子ども78人、大人17人の方々が施設を利用しているそうであります。7月25日にスポーツアカデミー相馬を運営する株式会社フージャースウェルネス&スポーツは、令和6年10月31日をもってスポーツアカデミー相馬の営業を終了すると公表しました。子どもを中心に町民の利用もあり、多くの方々から存続を求める声も上がっているようですが、営業を終了することは大変残念なことであります。

水泳、水中運動は全身運動であり、体を鍛え、免疫力を向上をさせるなど、子どもから大人まで

健康増進につながるスポーツの一つです。町では、期間限定にはなりますが、新地町民プールと福田町民プールの2つを毎年夏の時期に開設し、水泳、水中運動に取り組める環境を整備しております。今年も7月20日から8月25日まで開設し、新地町民プールは33日間で1,153名、福田町民プールは10日間で151名の方々に利用いただきました。今後も施設の適正な管理に努め、より多くの町民の方に利用いただくよう取り組んでまいります。また、町内には、総合体育館にトレーニングルームを開設しており、年間約5,000人の利用がございます。9種12台のトレーニング機器を完備し、毎年機器のメンテナンスを行い、安全に利用いただけるよう整備しております。今後もこうした既存施設の利用促進に取り組み、町民の健康維持につなげてまいります。

スポーツアカデミー相馬の利用者の多くは子どもたちでありますが、学校においては体育の時間のみならず、運動の日常化に取り組んでおり、朝の始業前の時間や休み時間等を利用して体力、健康づくりに取り組んでおります。このほか、町スポーツ少年団や町スポーツ協会では毎年積極的に会員募集を行い、新規会員の獲得に努めております。年齢を問わず、多くの町民の方々がスポーツ活動を通じて健康づくりや交流の促進が図られるよう支援しております。また、町では、令和2年度より新地町健康づくりポイント事業を実施しております。健康づくりメニューを実践してポイントを獲得し、ふくしま健民カードが発行されると協力店舗で割引などの特別な恩典が受けられ、ふくしま健民アプリからの利用もできます。今後も楽しみながら健康づくりに取り組める事業を推進してまいります。さらに、町保健センターでは、9月から11月にかけて健康運動指導士を講師に招いて、ストレッチやトレーニングなどの内容で健康教室を5回開催いたします。健康で元気なまちづくりを目指して、町が取り組む各種事業へ町民の積極的な参加を促し、町民の健康維持と健康づくりの推進に努めてまいります。

次に、孤独・孤立対策についての質問ですが、3月議会において、孤独・孤立対策推進法の施行を受け、全世代にわたる関係者が集まる官民連携協議体の早期構築等の質問に対し、町の回答は今後研究を進めるとのことであった。その後の研究状況と町としてどのように取組を進めていくか伺うについてですが、現在においても官民連携協議体の設置には至っておりません。しかし、孤独、孤立対策として、声を上げやすい、声をかけやすい社会に向けた取組としては、昨年から始めた高齢者世帯等見守り活動支援事業により、おおむね75歳以上の高齢者世帯を各地区で見守ることにより、個人が社会とつながりがなくなることを防いだり、引き続き個別ケア会議、自立支援型地域ケア会議、認知症初期集中支援チーム員会議により、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう支えてまいります。また、全世代的に対しては、国や県が孤独、孤立に対する相談窓口を設置しておりますので、広報しんちやホームページで周知してまいりたいと思います。

- ○遠藤 満議長 1番、大内広行議員。
- ○1番大内広行議員 それでは、今の内容に対しまして追加の質問をさせていただきます。

まず、一番最初のまちづくりについてということで、魅力あるまちづくりについてのお考えをお伺いさせていただきました。その中でのキーワードとして挙がったのが、情報発信というものがありました。今現在、SNS等を活用した情報発信というものに力を入れていただいて、インスタグラムであるとか、フェイスブックであるとかというところでの情報発信の内容は見させていただいているところではございます。また、そのほかに、今回答の中にありませんでしたが、アートのまちづくりということで魅力あるまちづくりの創造事業というものも行われている状況でございます。それが魅力のまちづくりに当てはまってくるのだろうなというところがありまして、このアートのまちづくり、それらについて今現在2年目か3年目だったかと思いますが、このアートのまちづくり今後5年後、10年後、新地町としてこのアートという部分についてどのように取り組んでいくのか、または将来のイメージ等がありましたら教えていただければと思います。

○遠藤 満議長 ちょっと休議します。

午前11時34分 休憩

午前11時34分 再 開

- ○遠藤 満議長 それでは、再開します。
 - 大堀武町長。
- ○大堀 武町長 今のアートの事業、これは3年計画というか、予定で、昨年から、そして来年度までやる予定の事業であります。ただ、この事業を進めた経過の中には、新地町のここから輩出をされて頑張っているそういった方々がいるということで、先人の思いを含めて、先人を大切にしたいという思いからこういった事業を進めておりますので、できるだけ続けられるのであれば続けたいという思いはございますが、それは町の計画の中でしっかりと今後検討してまいりたいと思います。以上です。
- ○遠藤 満議長 1番、大内広行議員。
- ○1番大内広行議員 大変失礼いたしました。内容に含まれていなかったところのご回答ありがとう ございました。やはりこれからの人口減少という部分については、取り合いにするつもりはありま せんが、各自治体ともいろんな取組をしていくということで、新たな取組もどんどん進めていただければなというところでお伺いをさせていただいたところでした。

次の2項目めに行きたいと思います。高速通信網の部分につきましては、Wi-Fi網の設置、ローカル5Gの設置については今後研究を……ローカル5Gですか、そちらは今後研究を進めていきますというようなところでございました。その前段として、光ファイバー網の敷設は100パーセントということは確認はさせていただいているのですが、これは執行部側でこのカバー率はそうですが、回線の末端の部分大分回線のスピードが遅いというような話も聞きます。こちらは必要な伝送速度を満足しているかどうかというものの確認というのはしているのでしょうか、伺いたいと思い

ます。

- ○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。
- ○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

町でその伝送速度の確認を、町自体がやっているかどうかちょっと私今確認はできておりませんけれども、新たに光ファイバーが必要になって、そのところで新たにハードの町側として整備が必要だというような部分につきましてはその都度対応させていただいているというところで100パーセントカバー率を保っているというところでございます。

以上です。

- ○遠藤 満議長 1番、大内広行議員。
- ○1番大内広行議員 せっかくある光ファイバー網を活用し切れていないというわけではないのだと 思いますが、やはり人口の推移、住宅の推移、住宅の新しく建ったところなんかは回線の申込みし ても申込みできないというようなところがありますので、ぜひともその辺確認していただいて、せ っかくのこの施設を町民が有効に活用できるように維持管理していただければなと思います。これ は要望となりますが、よろしくお願いいたします。

先ほど話したWi-Fi網の全町内での敷設につきましては、デジタル田園都市国家構想の中でもほかの自治体で導入しているなんていう事例がございまして、やはり地方公共団体とすればほかの自治体と差別化を図っていく必要があるのではないかと。その差別化というのがやっぱり先進的な取組ということがありますので、公共施設も含めてそれ以外の施設にWi-Fi網の設置を進めていくということも考えられるのではないかと思いますが、そちらについてはいかがでしょうか。

- ○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。
- ○小野和彦企画振興課長 町内全域をカバーするWiーFiの整備についてということで、先ほど町長からもお答えさせていただきましたけれども、建設費と維持費がかかるということで、今議員のおっしゃるとおり補助金も活用が可能かもしれませんけれども、全体WiーFi網整備して、その費用対効果というか、そういった部分も慎重に検討というか、考えて判断をしていかなければならないのかなとは考えてございます。

以上です。

- ○遠藤 満議長 1番、大内広行議員。
- ○1番大内広行議員 このような形でのデータ伝送、新たな施設というものは設置費、維持費というものはもちろんかかるわけではございます。ただ、それが全て公共側で対応するからただというものではもちろんないかと思うのです。こちらはもちろん町民の方々が同意を得てというところもありますので、そういったところも踏まえて今後研究していくというところもありますので、取り組んでいただければなと思います。

次に、ローカル5Gの件についてですが、こちらに……私ちょっと理解不足だったのかもしれな

いのですが、ローカル5GについてはNTTとかそういう業者さんでいろんな免許を取っていればその地区への導入という部分はある種簡易にできるのではないかなとちょっと思っていたところがあります。先ほど来免許が必要であるとか許可が必要だというようなところがあったのですが、恐らくKDDIとかそういったところの業者は免許を持って各地区でどうにも安易にできるというようなところもあったかと思います。その辺いかがでしょうか。

- ○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。
- ○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

プロバイダーがサービスを行う 5 Gサービスと、もう一つローカル 5 Gサービスというのがありまして、ご質問いただいているのがローカル 5 Gサービスということでお答えをしました。ローカル 5 Gサービスにつきましては、先ほど町長が答弁したとおり、限られた地域での使用を目的として、特定の建物、敷地、企業、工場、自治体などで使われるということで、普通のプロバイダーが提供する 5 Gとはまた別なサービスであります。ということで、いろいろ使うに当たっては先ほどお話ししたとおりのものが必要になってくるということになっております。

以上です。

- ○遠藤 満議長 1番、大内広行議員。
- ○1番大内広行議員 ここは議会の中だというところなので、引き続き調査をしていただければなと 思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、3項目めで話したプロバイダーの積極的な働きかけというところです。先ほど町長から話があった宮城県内では取り組まれていて、福島県内には少し計画があるというような話だったかと思います。私もその辺はプロバイダー、NTTさんだったかな。等に確認をして、福島県内でも福島市やいわきというようなところで取り組むというような話は伺っておりました。宮城県となれば、仙台圏に近い新地町ですので、ある種そういったサービスも、北からにはなりますけれども、受けられるのではないかなということで今回質問をさせていただきましたので、引き続き働きかけをしていただければなと思います。

ただ、その中で、こういった高速通信網せっかくあるというところを先ほど来話している中では、他自治体との差別化というところもやっぱり出てきて、データ通信網が果たせれば業者さんもいっぱい来る、企業誘致にもつながるというところがあります。そのほか、今はやりでありますeスポーツであるとか、そういったものの国際大会ではないにしても地域大会なども誘致できるのではないかなと考えております。こういったことを踏まえて、高速データ網を踏まえて、データセンターであるとか、そういったデータを活用する企業さんの誘致というものは取り組んでいくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○遠藤 満議長 ちょっと休議いいですか。

午前11時44分 休憩

午前11時44分 再 開

○遠藤 満議長 それでは、再開いたします。

岡崎利光副町長。

○岡崎利光副町長 ただいまの質問にお答えします。

先ほどの部分の中で、10ギガと言った部分であります。こちらに関しましては、通信回線の速度であるとか、快適な回線モードというような部分があります。やはりそういった部分も一つのアピールポイントかなとは思いますけれども、それに準じた企業さんが必要という部分、あと誘致というか、来る企業があればそういった中では町としても各データ通信会社とか、そういった部分には要望関係等をして、誘致に対して有利な条件の中で今後も進めてまいりたいと思っております。以上です。

- ○遠藤 満議長 1番、大内広行議員。
- ○1番大内広行議員 こういったデータ関連での事業といいますか、こういったものは日進月歩進んでいるというところがあります。先ほど来話しているとおり、ほかの各自治体との差別化というのはやはり必要であり、先進的な取組は必要だなと思いますので、ぜひともニーズに応じた形での取組をよろしくお願いしたいと思います。

次、4番目になりますが、出生数、人口減少に関わる部分です。私から教育環境の再構築が必要ではないかというところをお話しさせていただきました。今現在、先ほど話した人数によりますと、5年後ではなくて6年後ぐらいにはもう40人台というものが見えてきているやに思います。状況に応じて対応というような回答だったかとは思いますが、その状況を踏まえて今後教育環境、言うなれば学校、保育所も含めた再構築、再編というもの必要になってくると思いますが、再度その辺についてお伺いをさせていただきたいと思います。

- ○遠藤 満議長 木幡邦枝教育総務課長。
- ○木幡邦枝教育総務課長 ただいまの議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほど町長から答弁ありましたように、文部科学省でも児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという性質を踏まえると、学校については一定規模を確保することが望ましいとうたってはおりますが、学校規模の適正化の検討はあくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据えまして、学校教育の目的、目標をよりよく実現するために行うべきとしております。また、学校は地域のコミュニティーの核として防災、教育、地域の交流の場の機能を併せ持っているということもございます。こういったことから地域の実情も考慮すべきと考えておりますので、今後、第6次新地町総合計画の後期計画の中で検討させていただければと考えております。

- ○遠藤 満議長 1番、大内広行議員。
- ○1番大内広行議員 ありがとうございます。先ほどの内容のとおりというところでありますが、それでは第6次総合計画、当初においての人口推移と現状における人口推移を見たときに今後それの 差を踏まえて後期計画にどのような影響があるかというところも教えていただければと思います。
- ○遠藤 満議長 佐々木孝司教育長。
- ○佐々木孝司教育長 議員の質問、今、福島県でも、あるいは文科省でも考えているところだろうと 思います。今後あと三、四年のうちに導入されるのが、小学校で教科担任制という、中学校は英語 は英語の先生が教えると、音楽は音楽の先生が教えるというような教科によって担任が替わってま いります。それと同じようなことを小学校に導入しようという動きとか様々な、教員の今度は確保 についてとか、そういったことについて今鋭意研究、検討しているところでございます。ですから、 こちらから先にこういうことということを言うのは避けたいと思っております。

こんなふうにしたいというのは心の中にあるでしょうけれども、現状ではちょっと難しいだろうと思います。なぜかと申しますと、教員については県費負担教職員なのです。県と国のお金で給料をもらっているわけです。ですから、一概にこうだということを、要望はできますけれども、決めるのは国、県だということを頭の中に入れておかなくてはいけないだろうと思います。ただ、児童生徒が、新地町の子どもたちがやはり未来を開く力となることは確かでございます。ですから、町の活性化の推進力となるためにもこの子どもたちを育てていかなくてはいけないと。

そのために何が大切かといいますと、教育はやはり教師力だということだろうと思います。ですから、教師の資質向上のために研修を新地町では特別に行ったりしております。やはり教師力については、それだけの資質を持った教員を確保して新地町に来ていただくということが大切かなということで、いろいろ陳情といいますか、要望をしているところでございます。

だから、人数、これも30人学級にしてみたり、国からは40人学級のお金が来るわけですが、それが35人になってみたり、現在は30人になってみたりと非常にバランスが一定でございません。それはやっぱりその人口と比例してくるだろうと思います。ただ、そのことも併せながら第6次の総合計画の中に盛り込むような形を取っていきたいと思います。よろしくお願いします。

- ○遠藤 満議長 1番、大内広行議員。
- ○1番大内広行議員 いろいろと各種条件を踏まえて検討をしていっていただけるというところかと 思います。やはり人数が少なくなってくれば、集団生活、そのほか判断力、そういった面でやはり 大人数……大人数ではないですか。一学級が多いところと比べて少人数についてはなかなかコミュニケーションも含めて取りづらくなってくると。そうすると、大きな学校に行ったときにまた精神 的なダメージを受けるなんていうところもなきにしもあらずですので、ぜひともそういったものを 踏まえながら検討いただければと思います。

次に、大きな2項目めであります。町民の健康維持についてということでの部分について、ご確

認をさせていただきたいと思います。相馬市にありますスポーツアカデミー相馬、10月をもってということではありますが、町としてはこの情報というものは事前に受けていましたかどうか、ちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

- ○遠藤 満議長 木幡邦枝教育総務課長。
- ○木幡邦枝教育総務課長 こちらの情報は、8月7日にスポーツアカデミーの方が公民館に来町されまして、口頭で事業説明を受けたという事情がございます。
 以上です。
- ○遠藤 満議長 1番、大内広行議員。
- ○1番大内広行議員 ということは、既にホームページ等で公表された後に情報提供という形で来られた程度だという感じでしょうか。
- ○遠藤 満議長 木幡邦枝教育総務課長。
- ○木幡邦枝教育総務課長 ただいま議員おっしゃられるとおり、情報提供ということで説明を受けました。

以上です。

- ○遠藤 満議長 1番、大内広行議員。
- ○1番大内広行議員 確かに会員数からいうと、新地からの会員数が90名ということなので情報提供になったのかなとは思います。そうはいいながらも、この会員の方々からはやはりそういった面で新地町内ですか、町内でそういったプール、常に使えるようなプール何かできないものかなんていう話が、やはり要望というわけではないですが、聞かれます。そんなところを踏まえて、今現在使われております町民プール、私設置時期ちょっと記憶にないですが、少しずつ老朽化がしてくるかと思います。こちらを屋内化であるとか温水化をして町民の健康福祉のための施設として活用していく検討も必要かと思いますが、いかがでしょうか。
- ○遠藤 満議長 木幡邦枝教育総務課長。
- ○木幡邦枝教育総務課長 ただいまの議員のご質問ですが、やはりプールの改築となりますと、改築費用、それから維持管理につきましても費用がかなりかかりますので、現在その考えはございません。

- ○遠藤 満議長 1番、大内広行議員。
- ○1番大内広行議員 確かにそのとおりで、改築費用等もかなりかかるというところでありますが、 やはり自治体側から提供するのは、町民の健康福祉のための施設というものをやっぱり提供してい かなくてはならないのではないかなと思います。こちらは別に近々どうこうというものではないに しても、将来そういった話は当然出てくるかと思いますので、その際にはニーズに合わせた形で検 討いただければと思います。

そのほかに町として代替施設、新たな町民健康づくりのための取組ということをご質問させていただきました。こういった意味でプールでの運動、有酸素運動であるとか身体に負担のかからない運動というところは歩行を中心とした運動かと思います。そういった意味で、町内で新たなそういった歩くことを中心とした施設等について何か検討していくか、そういったことがあるかどうか改めてご質問させていただきます。

- ○遠藤 満議長 木幡邦枝教育総務課長。
- ○木幡邦枝教育総務課長 ただいまの議員からのご質問ですが、総合体育館のトレーニング室に歩行型のトレッドミルというマシンがございます。こちらは、速度や計算の設定ができるランニングマシンとなっております。こちらは本人の傾斜角度でしたりとかスピードを自分に合わせて歩行ができるマシンでございますので、こちらをご利用いただければよろしいかと思います。

以上です。

- ○遠藤 満議長 1番、大内広行議員。
- ○1番大内広行議員 それでは、町長からの回答の中に、令和2年度から健康づくりポイントという ものがあると伺いました。健民カードなり、健民アプリというもので使えますよと、こういうとこ ろだったのですが、町内におきましてこのカードなり、アプリなりで活用されている人数というも のは把握されていますでしょうか。
- ○遠藤 満議長 佐藤茂文健康福祉課長。
- ○佐藤茂文健康福祉課長 こちら健民アプリにつきましては県が主催しておりまして、そちらの人数については把握しておりません。そして、町で独自に行っているポイントについての台紙につきましては主に百歳体操をやっている方に配布をしまして、日々健康管理をしてもらっているものです。ただ、人数については把握しておりません。

以上です。

- ○遠藤 満議長 1番、大内広行議員。
- ○1番大内広行議員 それでは、次に回答のあった保健センターで主催している指導員による指導、 健康教育というのですか、指導を定期的にやられているというところですが、こちらについての実 績、参加人数等は把握していますでしょうか。
- ○遠藤 満議長 佐藤茂文健康福祉課長。
- ○佐藤茂文健康福祉課長 こちらの事業につきましては、9月から11月までで5回開催するもので、 人数は10人弱ぐらいのことで実施しております。今のところまだ1回の実施というところになって います。

- ○遠藤 満議長 1番、大内広行議員。
- ○1番大内広行議員 これまでの質問の中も含めて、今ある施設、あとはこれから実施、これまでも

実施してきた施策をぜひとも活用していただきたいというのが総括なのかなとは思います。これは 意見という形になりますが、やはり有酸素運動、歩くというものは健康寿命を長く維持するために は必要なことだろうなと思っております。隣の相馬市、南相馬市であれば、パークゴルフ場などを 整備して指定管理者において運用しているというところで、自治体が設置運営というような形をしているというところもあります。あとは、観光ではないですが、健康のために鹿狼山の登山をやっている方々がおります。そういった全体も踏まえて、鹿狼山周辺でも歩くというものを重点とした ルートの設置とか、そういったものも検討していただければなと思います。ということで、大きな 2番目については以上とさせていただきます。

3番目のところ、今後とも検討を進めていくというところかとは思います。これも最後に意見ということですが、ぜひとも孤独、孤立対策、これは子どもから大人、高齢の方まで全てを踏まえた対策だと思っておりますので、個々の課だけではなく、全体見渡して協議体の設置、運営というものも進めていっていただければなと思います。そういった意見を添えさせていただいて質問終了させていただきます。ありがとうございました。

○遠藤 満議長 すみません、ちょっと休議します。

午後 零時01分 休憩

午後 零時01分 再 開

○遠藤 満議長 それでは、再開いたします。

これで1番、大内広行議員の一般質問を終わります。

ここで、昼食で休憩をいたしますので、午後の一般質問は1時30分から再開いたします。

午後 零時02分 休憩

午後 1時30分 再 開

○遠藤 満議長 それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

10番、井上和文議員。

[10番 井上和文議員登壇] (拍手)

○10番井上和文議員 午後一番の質問になりました。質問に先立ち、一言申し上げます。

9月1日は防災の日です。防災の日の由来は、1923年、関東大震災が発生した日であり、暦の上では立春から数えて210日目に当たり、昭和35年9月1日の官報には、災害に対して常日頃から注意を怠らず、万全の準備を整えていなければならないが、災害の発生を未然に防止し、あるいは被害を最小限に止めるためにはどうすればよいかということを、みんながおのおのの持ち場で、家庭で、職場で考え、そのための活動の日をつくろうということで毎年9月1日を防災の日とすること

になったと制定の主旨が記されております。

今年は、年明けから能登半島地震、災害級の猛暑や大雨、台風等が続き、8月には宮崎沖を震源とする震度6弱の地震が発生。気象庁が南海トラフ地震臨時情報を初めて発表するなど、災害の危険度が増しているように感じております。私たちは、13年前の大震災、令和3年、4年の大地震の被害を思い起こしながら、改めて確実な災害対策を日々準備していかなければならないと訴えまして質問に入りたいと思います。

第1に、マイナ保険証問題についてお伺いをいたします。マイナンバーカードを健康保険証とひもづけをするマイナ保険証をめぐって、マイナ保険証がないと医療機関を受診できなくなるのではないか等の不安の声が、今患者や国民に広がっております。政府が、「現行の保険証は発行されなくなります。マイナンバーカードをご利用ください」とポスターやチラシで宣伝しているからです。そもそもマイナンバーカードを作るかどうかは任意ですし、マイナカードを保険証として登録してマイナ保険証にするのも任意であります。任意の制度を普及するために12月2日に紙の保険証を廃止することには、全く道理がありません。

現在行われている自民党総裁選挙では、内閣の要である林芳正官房長官が、「不安の声を払拭して納得の上でスムーズに移行するための検討をしたい。12月に間に合うのかという心配もある」と保険証廃止の延期を示唆したようであります。また、石破茂元幹事長も、「紙の保険証がなくなることで不利益を感じる人がなくなることが第一で、従来の保険証とマイナ保険証の併用も選択として当然だ」と主張しております。

このような状況の中で、健康保険証の有効期間の周知徹底は、マイナ保険証の導入に伴い重要な課題でございます。先般、町主催の敬老会が開催されましたが、高齢者やITに不慣れな方々に対し、安心して医療機関を利用できるためにはまだまだ充分に情報が伝わっていないのではないでしょうか。現行保険証の周知徹底について、ご所見をお聞かせください。

政府は、マイナ保険証を持っていない人には資格確認書を交付するとしております。また、マイナ保険証を持つ人が自分の保険情報が正しくひもづけられているかを確認するために、資格確認書とは別に「資格情報のお知らせ」という書面も配布します。つまり保険者は、マイナ保険証を持つ人にも持たない人にも資格確認書か「資格情報のお知らせ」を配らなければならず、この2つは保険資格について現行の保険証と同じ内容が記載されているわけで、保険証を廃止しても同様のものを配布するわけでございます。何のために保険証を廃止するのか意味不明なだけでなく、これらは保険者、つまり町の負担を増大させます。資格確認書、「資格情報のお知らせ」を発送する作業は、マイナ保険証を持っていない人を日常的に把握するなど手間がかかりますし、速やかに配布しないと保険資格の確認ができず、結果として窓口で10割負担を強いられる可能性も出てまいります。これを防ぐのは保険者の責務になるので、大変な作業だろうということは想像に難くありません。資格確認書の準備についてご所見をお聞かせください。

マイナ保険証導入では、機械である以上、医療機関でのアクセス不具合やシステムの誤作動、高齢者やITに不慣れな人への負担、セキュリティーリスク、国民への普及が不充分、医療機関での費用負担など、様々な課題が挙げられております。全国保険医団体連合会が発表した資料では、7月時点のマイナ保険証利用率は11.13パーセント、88.87パーセントが健康保険証を選択しているとのことであります。厚生労働省が9月17日公表した結果では、8月においても12.43パーセントであり、利用促進キャンペーンが7月で終了してからは伸びも鈍化しているとのことです。

また、寝たきりや認知症の方の対応はどうするのか。家族や介護者の方が代理して窓口対応するケースが考えられますが、顔認証もできない場合とパスワードなどの扱いなど、プライバシーやセキュリティーの問題が出てくるでしょう。また、窓口で1割負担が3割になっていた、別人にひもづけられたなど今日まで様々なトラブルがありましたが、安心して病院にかかれるように、情報セキュリティー対策の徹底と全ての町民が従来どおり必要な医療を確実に受けることができるよう国に求めていくべきだと思います。自民党総裁選の石破元幹事長が言うように、健康保険証を続け、マイナ保険証と併用する方法が混乱なく問題解決するとは思いますが、所見をお聞かせください。

次に、建設業法改正と公共工事の品質確保促進法についてお伺いをいたします。担い手 3 法、公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が、6月7日に成立をいたしました。建設業は、全産業の平均より賃金が低い一方で労働時間が長いとされており、担い手不足の課題があり、地域の守り手としての役割を将来にわたって果たしていけるよう、時間外労働規制等に対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要があるとして、1、労働者の処遇改善、2、資材高騰に伴う労務者へのしわ寄せ防止、3、働き方改革と生産性向上を重視し、労働環境改善、担い手確保を目的としております。

6月4日、参院国土交通委員会での参考人質問を見ると、「大工職人が減少し、最高時から3分の1になっている。2020年度で29万8,000人、そのうち30歳未満は僅か2万1,000人。担い手のうち43パーセントが既に60歳以上で、本当に危機的だ」と。「どうやって若い方々に入職してもらい、その後働き続けてもらうのか」という質問の答弁では、「建築大工でも、木材加工の経験や構造、継ぎ手などの理解が充分でない技能者が相当数いる。技能者を育成しなければ、適切なリフォームの実施や災害時における住宅の復旧に支障を来しかねない」という議論があったようでございます。6日の委員会では、斉藤鉄夫国交大臣が、「現場を担う技能労働者の賃金確保は喫緊の課題だ」と述べております。

さて、新地町の入札参加申請の受付状況を見ると、建設工事、災害復旧工事で、令和3年度町内 業者が17件、令和5年度で15社、2社減っております。町外においても、令和3年度に387社、令 和5年度で349社で、25社減っているようでございます。また、建設事業、災害復旧事業の決算で 見ますと、震災前の平成22年は全体で9億円、23年度が13億円、24年度は60億円、25年度74億円、 26年度64億円、27年度61億円、28年度71億円、29年度41億円、30年度58億円、令和元年度31億円、 令和2年度14億円、令和3年24億円、令和4年度12億円、令和5年度12億円の推移となっております。発注規模が現在は震災前の水準に戻りつつあるようであります。今年に入って老舗の地元業者が廃業をいたしました。担い手3法を受けた地元業者育成の状況と取組についてご所見をお聞かせください。

また、担い手3法のうち、公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法では、国土交通省の概要を見ますと、発注者の責務として、災害時の適切な入札、契約方法の選択、建設業者団体との災害協定締結と連携、労災補償の予定価格への反映、適正な工期、中長期的な発注見通しの公表、適正な請負代金、工期での下請契約の締結等、情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上、さらには公共工事に関する測量、地質調査、その他点検、診断を含む調査について、広く本法律の対象として位置づける。基本理念に、工事に必要な情報(地盤状況)等の適切な把握、活用を図ると。発注体制整備として、発注者の責務として、発注関係事務を行う職員の育成、確保、また公共工事の目的物の適切な維持管理等がそれぞれ規定されております。要するに災害時の緊急対応の充実強化、働き方改革への対応、生産性向上への取組、調査設計の品質確保、発注体制整備等をそれぞれ規定したものでございます。一方、建設業では、日給月給賃金制度が多いため、休日が増えると収入が減る実態があり、賃上げして安心して週2日休める施策や、資材価格が高騰すると建設業者がかぶらざるを得ない実態もあるようであります。働き方改革と標準労務費賃上げを下請まで徹底させることについて、ご所見をお聞かせください。

以上です。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 10番、井上和文議員の質問にお答えをいたします。

初めに、マイナ保険証についての1点目、現行保険証の有効期限の周知徹底についてですが、マイナンバー法等の一部改正により、令和6年12月2日以降、紙の被保険者証は廃止され、新規発行や再発行はできなくなります。国民健康保険について申しますと、現在有効期限が10月1日から来年の9月30日までの被保険者証を9月後半に発送する準備をしていますが、この保険証は12月2日以降も異動や紛失等がなければ令和7年9月30日まで利用できるものであります。今回の被保険者証の更新のお知らせにも同様の内容を記載し、周知に努めてまいります。また、広報しんちにおいても、同様の周知をしていく予定であります。

2点目、資格確認書交付の準備についてですが、今回更新する被保険者証の有効期限が過ぎる令和7年10月1日以降に、マイナンバーカードを取得していない、またはカードはあるが、健康保険証と連携していない方には、従来の被保険者証に代わり資格確認書を発行します。基本的に資格確認書は令和7年9月中にマイナンバーカードを取得していない、またはカードはあるが、健康保険と連携していない方に交付を予定していますので、令和7年9月30日までは紙の被保険者証を利用

し、令和7年10月1日以降は資格確認書を利用していただくことになります。

3点目は、情報セキュリティー対策の徹底と全ての町民が従来どおり必要な医療を確実に受けることができるよう国に求めることについてですが、当町では該当はありませんでしたが、マイナ保険証の運用当初に発生した他人の情報が登録されるなどのトラブルは、現在は修正され、チェック機能を強化し、再発防止が図られているものと思います。また、国で想定しているマイナ保険証で医療を受けられない状態として、通信回線の不具合や医療機関等に設置してある読み取り機の故障などにより、マイナ保険証で資格情報が取得できない場合ですが、このような場合にはマイナ保険証の利用者には「資格情報のお知らせ」を交付し、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」の両方を提示して医療機関を受診するなどの対応を準備していますが、引き続き情報セキュリティー対策の徹底と町民が従来どおり必要な医療を確実に受けることができるように要望してまいります。

次に、改正建設業法と公共工事の品質確保促進法についての1点目、業者育成の状況と取組についてですが、当町では公共工事の品質を確保するために、指名競争入札における指名業者決定において、発注する工事内容に鑑み、その工種などに応じた業者を選定することで公共工事の品質を確保しております。また、指名に当たっては、公共工事や災害対応の地域の担い手確保という観点から、可能な限り地元の業者を選定するよう配慮しております。また、入札執行に当たっては、ダンピング受注を防止するため、最低制限価格の設定を行っており、令和5年度からはさらに最低制限価格対象工事の拡大を行っております。これらの取組により、公共工事の品質の確保と公共工事の地域の担い手となる業者の育成に寄与しております。

2点目、働き方改革と標準労務費を下請まで徹底させることについてですが、建設業は社会資本の整備や管理の主体であるとともに、災害時における地域の守り手として重要な役割を担っておりますが、近年厳しい就労条件や高齢化を背景に就業者の減少が著しいことから、労働条件の改善が求められております。このようなことから、当町では建設業の働き方改革を推進するため、令和6年5月より、災害復旧工事を除いた町発注の建設工事について、週休2日制工事の導入を行っております。これは、着工日から竣工日までの期間において、4週8休以上の現場閉鎖を求めるもので、工事費に補正係数を乗じた上で積算を行い、発注するものです。また、適正な標準労務費確保対策といたしましては、資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止として、賃金または物価の変動に基づく請負金額の変更に関する条項を新地町工事請負契約約款に盛り込むことで、賃金または物価変動に基づく請負契約の変更の協議に誠実に応じております。また、下請への標準労務費の確保対策としては、新地町請負工事契約約款において、福島県元請・下請関係適正化指導要綱の規定を遵守することを明記することで受注者が適切な下請契約を行うことを指導しています。今後も建設業の処遇改善に努めてまいります。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 それでは、再質問をします。

最初に、マイナ保険証問題でありますけれども、トラブルは新地ではなかったというような答弁がありましたが、マイナンバーカードの取得が決算で見ますと大体8割だと。その中で、マイナカードの取得が2割ぐらいなのかなとちょっと思っておりましたけれども、正確な取得率あるいは利用率、どの程度利用されているのか、県全体の数字も分かれば併せてお聞かせください。

- ○遠藤 満議長 佐藤茂文健康福祉課長。
- ○佐藤茂文健康福祉課長 ただいまの質問ですが、新地町は国民健康保険の保険者ですが、国民健康保険について申しますと、国民健康保険の加入者、6月診療分で見た場合ですが、その時点では 1,513名が被保険者となっております。その中で、マイナ保険証の登録者数については1,034人、68.3パーセントが加入者のうちマイナ保険証の登録をしているということになっております。そして、マイナ保険証を医療機関で使った方につきましては、当然かからない人もいるわけですので、レセプトというもので見ておりますが、そうした中ではマイナ保険証の利用率については22.21パーセント、こちらが新地町国民健康保険のマイナ保険証の利用率となっています。ちなみに全国の利用につきましては、同時期において10.99パーセントという数値となっております。

- ○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。
- ○10番井上和文議員 利用率が2割ということですね。全国的にも結構新地町のこの利用率が高いと。 これは、各医療機関でいろいろ、マイナカード使ってください、保険証使ってくださいというよう なあれもあるのかもしれませんが、この状況は結構、随分高いのだなと改めて思っておるわけです が、この辺の背景は分かりますか。
- ○遠藤 満議長 佐藤茂文健康福祉課長。
- ○佐藤茂文健康福祉課長 新地町の国民健康保険が22.21パーセントとなっておりますが、そちらの背景ということでありますが、実際今議員がおっしゃったように、医療機関などでマイナ保険証を推奨しているということがあってこのような結果になっているのではないかと考えております。以上です。
- ○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。
- ○10番井上和文議員 実は今回のこのマイナ保険証、議会の決算委員会でもかなり各議員から質問が 出たわけですけれども、この有効期間がいつまでなのかという問題もほとんど分からない方が多い のだろうと思います。12月2日が何かもう独り歩きをして、そこからだとマイナ保険証でないとか かれないのかなと思っている人がかなりいると思います。ですから、広報もさることながらやっぱ りもっと丁寧な、出前講座ではないですけれども、本来はこの前の敬老会なんかでそういう話をし てもらうと一番よかったのかもしれませんけれども、そういった取組がやはり必要なのではないですか。遠慮して病院に行けないとかということがないように、やっぱり周知徹底ということが非常

に大事だと思いますが、この辺について伺っておきたいと思います。

- ○遠藤 満議長 佐藤茂文健康福祉課長。
- ○**佐藤茂文健康福祉課長** こちらの有効期限の周知徹底につきましては、先ほど町長からも答弁あり ましたように、今被保険証の更新時期になっております。それに合わせまして有効期限につきまし ては12月2日を過ぎても来年の9月30日までこの保険証は使えますということでそれぞれの世帯に お知らせしております。あわせまして、広報でもお知らせしているということで周知しております。 また、保険証をなくした方などにつきましては今までのように再発行すると思いますので、来てい ただければ、そのときはマイナ保険証を使ってくださいとなるか、マイナ保険証を持っていない場 合については資格確認書の発行というようなことになりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

- ○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。
- ○10番井上和文議員 周知徹底をしっかりしてもらうと。やっぱりお年寄りの皆さんがよく分かるよ うな取組をぜひやってほしいと思います。

今、答弁の中で次の資格確認書の関連も出たわけですが、12月2日以降は国の方針で紙の保険証 発行しませんよということは、来年の9月30日まで紙は有効だけれども、途中でなくしたりすると 結局マイナカード持っていない人は資格確認書の発行になると、こういうことになるのだろうと思 います。そういう点では、資格確認書発行の準備というのが、今度新しく書き換えて……更新です ね。更新をするのと一緒にやっていかぬと、やっぱりこの保険証がないような状況になっても困る ものですから、この辺の取組はどうですか。

- ○遠藤 満議長 佐藤茂文健康福祉課長。
- ○佐藤茂文健康福祉課長 資格確認書の発行につきましては、12月2日以降発行できるように準備を してまいります。

- ○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。
- ○10番井上和文議員 もう一つは、資格確認書交付の準備というのは、私は結構、先ほど68パーセン トマイナ保険証を持っているということですけれども、3割強の方が持っていないということもあ りますけれども、この辺の流れがどうなるのか常に着目をしながらやっていかねばならないのだろ うと思います。その辺での体制整備は、いわゆる来年まで更新するからまだ余裕があるわという考 え方を持っておられるかもしれませんけれども、やっぱりこの12月2日以降それなりに対応してい く体制というのをきちんと現状で取られているのですか。
- ○遠藤 満議長 佐藤茂文健康福祉課長。
- ○佐藤茂文健康福祉課長 12月2日以降、場合によっては個別対応にはなりますが、資格確認書を出 す状況が出てきますので、それに対応できるようにただいま準備をしております。あと、最終的に

新しく交付される新しい被保険者証につきましても、来年9月30日で有効期限が切れますので、多分そのときに一斉になると思いますが、資格確認書を出すのだということで、そういう認識で準備をしております。

以上です。

- ○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。
- ○10番井上和文議員 資格確認書、これは申請事業なのです。今回の場合は申請がなくても全部発行 しますよという話になっていますが、これがずっと続くのかどうなのかというのが一つの分からな い部分もあります。

もう一つは、マイナ保険証も5年ごとにカードの更新をしなくてはならぬという問題ありますよね。カード忘れとか、そういったことが大量に出るおそれがあるのではないかということもございます。この辺でのきちっとした、これも上と若干かぶりますけれども、周知徹底とこの資格確認書のいろんな名前のことが専門用語みたいに来ますから、末端の我々町民にとっては保険証と同じなのだけれども、資格確認書とか、マイナ保険証とか、資格情報のあれですよみたいないろんな非常に混乱が生じるのかなと。やはりそういう5年後に申請漏れがあるとか、いろんなケースが想定されます。その辺のきちっとした説明、周知も含めてどのような準備状況されているのかお聞かせください。

○遠藤 満議長 ちょっと休議します。

午後 2時06分 休憩

午後 2時06分 再 開

○遠藤 満議長 再開します。

佐藤茂文健康福祉課長。

○佐藤茂文健康福祉課長 マイナ保険証で、またマイナンバーカードの電子証明書に入るのですけれども、そちらの有効期限が切れてそのまま医療機関に行きますと資格確認ができないという現象がありますが、そちらの電子証明書につきましては忘れずに更新していただきたいと思います。それに当たっては電子証明書の有効期限が切れる前にお知らせが行くということですので、そちらでちゃんと更新をしていただきたいということと、あと万が一それも忘れてしまって、医療機関に行って、駄目だ、資格が確認できないのでとなった場合には、今回の答弁の中でもありましたが、マイナ保険証を使う方に当たっては「資格情報のお知らせ」というものを一緒に配っておりますので、マイナンバーカードと「資格情報のお知らせ」、小さな紙になるのですけれども、そちらを同時に、先ほどの答弁でもありましたが、一緒に見せていただいてかかるということになりますので、2つ持ってもらうようになるかもしれませんが、そういった対応をしていただきたいと考えております。以上です。

- ○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。
- ○10番井上和文議員 私、今回の質問を準備した背景には、非常に町民、お年寄りの方々などが分かりにくいという話もございます。そして、やっぱり保険証が途切れなく今までのように安心して病院にかかれるようなことを担保していかなくてはならないと。そういう点では、この資格確認書交付の準備、先ほども答弁で出ましたけれども、このマイナカードを持っていない人も、持っている人にも事務局として発送するという非常に大きな負担があるから、やっぱり大変なのではないかなと私は思っております。答弁聞くとそんなに大変ではないみたいなイメージで受け止めておりますけれども、この辺のやっぱりかつて健康福祉課2人ぐらいの関係もありましたけれども、やっぱりこの準備については大変だと思いますので、状況を見ながら体制の整備をしっかり人員配置をするという点は、町長なり副町長の答弁をいただきたいと思います。
- ○遠藤 満議長 大堀武町長。
- ○大堀 武町長 最後人員の配置まで来ましたので。ただ、この部分はやはり国が一方的にある面では決めた部分があります。それに対応するのが末端の自治体であります。ですから、健康福祉課長が答弁したとおり、それに万全を期して、今準備をして対応していきたいと思いますので、今のところ井上議員が言うような人員の増というようなことはちょっと難しいかなと考えております。以上です。
- ○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。
- ○10番井上和文議員 そういう現場を見てもらいながら今後の取組もやっぱり進めてほしいと思います。

3点目ですが、やっぱりこのマイナカードの問題、今町長が話ありましたように、国が突然、デジタル大臣が突然発表して始まってきているわけですけれども、やっぱり始まって以来いろいろ全国各地で大変なトラブルあったようでございます。そのトラブルが、やっぱり機械でありますから、誤作動、別人へのひもづけとか、あるいは別人の薬が処方されたみたいな話も聞きました。病院での問題ですから、やっぱり命に関わる問題だと思うのです。ですから、これはやはり国が進めているとはいいながらも結局国と保険者の責任にもなってきますから、この点についてはやっぱりきちっと、先ほど答弁でも国に求めるとは言っておりますが、それぞれの担当者会議でこのトラブルとかそういったことがない、絶対機械ですから100パーセントないということはないわけですけれども、今までもトラブルがあったときには紙の保険証を持っていたがために何の問題なくスムーズに診察が受けられたということがございます。これが12月2日以降、紙の保険証がない、資格情報の確認、それがあればいいですけれども、それがない場合もあると診察ができないみたいな話になっても困るのです。ですから、ここら辺も含めて国でどういった対応、今いろいろ全国の事例、トラブル事例をやって対策をいろいろ練っていると思いますけれども、この辺の問題をやっぱりきちっと間違いなく担保してほしいと、そういったことを町村会であろうが、担当課長会議であろうが、

やっぱり常に発言をしてやっていくことが大事だと思います。この辺について再答弁をお願いします。

- ○遠藤 満議長 大堀武町長。
- ○大堀 武町長 答弁の部分させていただきますが、井上議員が言われるとおり、国保の被保険の保険者は町でありますので、そういったトラブルがないように最大限努力をしていきたいと思います。 そして、今言われた薬の部分を含めてそういったことにならないように精いっぱい努力をしていきたいと思います。改めてあと国には、いろんなところで一方的に決めるのではなくて、もう少し末端自治体の業務の量もありますので、そういった部分についても改めていろんな機会を捉えて要望してまいりたいと思います。

以上です。

- ○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。
- ○10番井上和文議員 次に行きます。

建設、担い手3法の問題でありますけれども、最近ある大工さんが辞めたと。今年に入って業者も辞めたと。また、別の社長さんに聞くと、もう年だから辞めたいと思っているというような話が散見されたわけであります。今回の法律改正によって、やはり建設業者そのものがかなり担い手不足と申しましょうか、高齢化ということが、昨日も議論で……今日ですか、出ていましたけれども、農業もそうですけれども、この高齢者、担い手不足という問題がかなり出ているわけです。それで、この3法の改正、これがやっぱり地元業者にどれぐらい伝わっているのかと。町として、地元格付とかいろんなことで取り組んでいるわけだと思いますけれども、この辺の取組でいわゆる担い手の確保について、もう少し突っ込んだ対応が取れるかどうなのか、この辺についてもお聞かせください。

- ○遠藤 満議長 齋藤高史総務課長。
- ○齋藤高史総務課長兼会計管理者 井上議員の再質問にお答えいたします。

担い手確保の問題ですが、町の取組としましては町長答弁にあったとおり、4週8休工事を導入しているということがまず第1でございます。これは、4週8休以上の現場閉所を求めるもので、これは下請にも求めるということになっております。こういった取組によって地元業者の働き方改革の推進に寄与しているということでございます。建設業法の改正をしたばかりですので、これからまだ国からの通知等、また他の自治体の取組等も見ながらこういった取組を今後も続けてまいりたいと思っております。

- ○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。
- ○10番井上和文議員 今、4週8休で現場閉所を求めているのだという答弁がございました。それで、 やっぱり現場、各業者、働く人なんかの話を聞きますと、週休2日はうれしいけれども、やっぱり

日給月給なので、できることならば休みたくないみたいな話があるのです。本来であれば月給制になればそういったことはないのですけれども、現実問題としてそういう問題がある。やはり町がそういう形で現場閉所を求めるというような今答弁でしたけれども、品確法にも後から出てきますけれども、そういった分を含めて発注分の経費に上乗せをしてきちんと担保をしているから間違いなく従業員の賃上げとかあれにしてくださいよみたいなことを併せてやらないと、勝手にこの現場だけ閉めてくださいということではないと思うのですが、この辺の考え方いかがですか。

- ○遠藤 満議長 齋藤高史総務課長。
- ○齋藤高史総務課長兼会計管理者 ただいまの再質問にお答えいたします。

今回の建設業法の改正、適正な給与の支払いに関しても触れております。きちんと適正に給与に 反映することが担い手確保につながるということで、そういったことをうたっております。また、 役場がそれをどこまで業者に求めることができるかというのは、これは契約に基づいてやることで すから、またこの法律は、改正されたばかりですので、今後ほかの自治体の取組等も参考にしなが ら考えていきたいと思っております。

以上です。

- ○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。
- ○10番井上和文議員 今回は地元業者等々が廃業するとか、そういった流れがある中で、やはりこの地域を将来ともに継続してやっていき得るのかと。いずれにしても、町発注事業もどんどん目減りをしてくる。業者何人かに聞くと、仕事薄くなってきたみたいな話もあります。ただ、そういう中で、やっぱりいろんな建設業法の改正で、いわゆる働き方改革も含めて会社のITの何か取組とか、いろんなことを規定しているのです。そういったことも含めて研修会とかやっぱりそういうとこ県と連携をするとか、そういった取組の中で業者に1段ランクアップしていくような、底上げしていくようなやっぱり町としての指導というのですか、そういうことが受付、指名願をしてきたときにするのか、入札の状況のときにするのかということいろいろあるかと思いますが、そういった町の指導の中で全体底上げしていくような取組が必要ではないかと思いますが。
- ○遠藤 満議長 岡崎利光副町長。
- ○岡崎利光副町長 公共工事に関しましては、地元経済を循環する重要な役割であるとも考えております。そうした中で、町といたしましても議員おっしゃられる部分に関しまして、公共工事の早期発注に対して人材の確保、さらには労働者の雇用の安定、さらには先ほど言った技術の開発というような部分の中で、円滑な工事の受注に向けて進めていただきたいなと思っております。

また、2点目になりますけれども、受注意欲の反映によりまして、やはり品質の確保であるとか、 事業の拡大であるとか、そういった部分にも考慮した地域経済を担っていただけるような体制づく りに持っていければなと思いまして、町もそういった発注時期であるとか、期間であるとか、そう いった部分を工夫した中で各事業者との連携を図ってまいりたいと思っております。 以上です。

- ○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。
- ○10番井上和文議員 地元を育成するということで、優先格付ということがございます。地元業者令和5、6年度受け付けて15社あるとの話ですけれども、やっぱり私が見る限り6社ぐらいなのでしょうか、そんな感じで少なくなってきたなという感じがありますが、この優先格付で1番から8番までありますけれども、その他の主観的事項で障がい者を雇用している、子育て支援として育児休業制度を導入している、新地町の除雪契約の有無、更生保護の協力雇用主の登録をしているとありますけれども、やはり今回の法律にもうたってあったようですけれども、災害が起きたときの協力といいますか、協定といいますか、これは結んでいらっしゃるのでしょうか、災害時の協定。
- ○遠藤 満議長 岡崎利光副町長。
- ○**岡崎利光副町長** 災害拠点に関しましては、ただいまのところ結んでおりません。ただ、除雪の部分に関しては結んでおるのですけれども、今後そういった災害に関して検討していかなければならない時期にあるなと認識しております。

以上です。

- ○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。
- ○10番井上和文議員 ぜひ災害いつ、明日来るかも分からないという状況ですから、それは項目に入れておいたらいいのではないかと思います。

次に、この働き方改革と標準労務費を下請まで徹底させるということです。前段にちょっと日給月給の話であるとか、標準労務費というものが本当に末端の職員まで行き渡るのかという問題があります。ただ、事業者にすればそれぞれの経営がありますから、できることならば抑えたいみたいなことが当然ありますから、今回の法律の主旨を体してこれを徹底させていくと同時に、発注者の責務として労災関係の保険料なんかも加味するのですよとか、いろいろ責務の話を前段私申し上げましたけれども、こういったことも、細かいことは総務課長の話ではまだ来ていないということがありますけれども、法律が制定しているわけですから、そういったことは充分加味しながら今後発注、価格に反映していくということが大事で、若干町としても負担増にはなるわけですけれども、時代なのかなということも思いますけれども、この辺についていかがですか。

- ○遠藤 満議長 齋藤高史総務課長。
- ○齋藤高史総務課長兼会計管理者 今ほど質問ありました下請の業者への労務費の反映の徹底に関しましては、町長答弁にあったとおり、まず新地町の工事請負や契約約款に福島県元請・下請関係適正化指導要綱の規定を遵守することと明記しております。この福島県元請・下請関係適正化指導要綱の中に下請の選定という項目もきちんと述べておりまして、そこには下請には健康保険法第48条、厚生年金保険法及び雇用保険法第7条により届出をしている者とか、社会保険等に加入しているという条件がございます。また、不当に低い下請代金の禁止ということもきちんとここで述べており

ます。こういったことを遵守することを求めることで下請に対する末端の労働者に対しての標準労 務費の適正化を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

- ○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。
- ○10番井上和文議員 今後町を、いろんな災害とかありますときにこの業者がいないと何ともなりませんから、やっぱり常にこの下請3法も含めて、建設業法の改正も含めて業者に周知をしながら、業者全体の底上げをしていく、担い手の確保をする。浜高等技術専門学校というのですか、今はテクノアカデミー浜という名前になっていますけれども、ああいうところとの連携であるとか、そういったことも含めてこの担い手確保をしっかり取り組んでいかぬと、やはりそれぞれ業者任せ、あれに任せるなっていますと、町の復興、復旧、こういったことにも非常に遅れが来る問題も出てきますから、この辺の取組方をぜひ頑張ってほしいということで、最後に答弁を町長に求めて終わりたいと思います。
- ○遠藤 満議長 大堀武町長。
- ○大堀 武町長 今、井上議員が言われたとおりです。ただし、雇用については各事業者であります。 あとは、事業者は今の規模だけで、自分の業種だけでいいのかと。やはり多角経営をしていく時代 にも入ってきています。やっぱりそれらを含めて、全て行政が支援するだけではないということも 頭に置きながら地元業者の育成に、また雇用の確保に向かって頑張っていきたいと思います。 以上です。
- ○遠藤 満議長 これで10番、井上和文議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をしたいと思います。

午後 2時30分 休憩

午後 2時40分 再 開

○遠藤 満議長 それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

11番、水戸洋一議員。

[11番 水戸洋一議員登壇] (拍手)

○11番水戸洋一議員 11番、水戸洋一でございます。ただいま議員の仲間が簡潔明瞭に進行するよう に言われましたので、皆さん今日最後の質問でお疲れでございましょうから、よろしくお願いした いと思います。

今回、2件の通告をしておりまして、まず1件目、第6次総合計画についてお伺いいたします。 第6次総合計画は、スタート当初から2年連続で大地震災害が発生、また新型コロナウイルス感染 も拡大し、行政はもとより、町民の皆さんも多くの不安を抱えながらのスタートでございました。 現在、災害復旧も一段落、新型コロナウイルス感染もやや落ち着いている状況であります。しかしながら、これらの対応のため、少なからず令和3年から取り組んでいる総合計画に多少の影響を及ぼしていると思います。これまで基本計画及び行動計画への影響や進捗及び課題についてお伺いいたします。

次に、令和7年度は後期計画の見直しを図る年であります。現時点での見直しは早急と感じられるかもしれませんが、急激な社会情勢の変化や人口フレームも誤差が生じてきております。前倒しで検討すべきとの観点から、後期計画の策定について町長の所信をお伺いいたします。

本来全般にわたってお伺いしたいところではございますが、今回3点に絞りましてお伺いしたいと思います。1点目は、人口減少の対策についてであります。今年の4月に、民間組織の人口戦略会議が、日本全体の4割に当たる744の自治体で2050年までに20代、30代の女性が半減し、最終的には消滅する可能性があるとした衝撃的な分析が発表されました。新地町は、政府の思惑かもしれませんが、浜通りという一括りで、浜通りは45.5パーセントの減少という内容でありました。これらの状況を踏まえて、人口減少対策をどう見直し、取り組んでいくのかをお伺いいたします。

2点目は農水産業の振興についてであります。両業種とも町の基幹産業でありますが、様々な要因から衰退傾向になっております。幸い新地町でも新規就農者が様々な補助金を活用しながら取り組んでおられることは、大変うれしい限りであります。これからも現在の新規就農者の方々が新地町の農業推進の中心的存在として活躍、貢献していただくためにも継続的な支援が必要と思うが、どうお考えでしょうか。

3点目は、仙台経済圏との交流です。これまで様々な事業展開の効果が現れ、年々交流人口が増えてきていると思います。これからの展開として、新地町を訪れてくれる方からの経済効果をもたらす対応が必要ではないかと思います。人と人の交流はもちろんのこと、物の交流、併せて移住、定住にどう結びつけていくのか、その取組についてお伺いいたします。

次に、総合計画の最後の質問に移ります。計画実施に当たっては、関係機関や町民との共有認識であります。これまで「安心して暮らせる 活力あるまち しんち」を基本理念に掲げ、様々な施策や事業を実施してきましたが、今後の社会情勢の変化や環境の変化に伴い、あれもこれもからあれかこれかの選択が迫られるのではないかと思います。今後の計画執行に当たっては、新地町の状況や目指す方向性、計画を町民に明確に示しながら、認識を共有しながら進めることが大事と思うが、考えをお聞かせください。

2件目の住宅政策について伺います。住宅政策は、まちづくりの根幹であるとともに、前段の取り上げた人口減少対策としても重要な政策の一つであります。これまで移住、定住、空き家対策に取り組んではおりますが、あまり成果が上がっているとは感じられません。まちづくりは、5年、10年でできるものではありません。30年後の新地町の未来構想を策定し、行政誘導による宅地造成を図りながら新地町の中心街形成を進めるべきと思いますが、どう考えるのかお伺いいたします。

以上です。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 11番、水戸洋一議員の質問にお答えをいたします。

初めに、第6次総合計画についての1つ目、現在地震災害復旧工事も一段落、新型コロナウイル ス感染症もやや落ち着いているが、少なからず令和3年から取り組んでいる総合計画にも影響を及 ぼしていると思う。これまでの実行計画の進捗問題について伺うについてお答えをいたします。第 6次新地町総合計画は、本町の将来目標を実現するための施策の基本的な考え方を定め、全ての町 民や事業者、行政が行動するための基本的な指針であります。令和3年度を初年度としまして、基 本構想はまちづくりの基本理念と10年後の新地町の将来像、まちづくりの目標を示すもの、基本計 画は基本構想で示したまちづくりを進めるための5年間の必要な施策を示すもの、行動計画は向こ う3年間に実施する事業を財政計画と併せて作成するもので、予算編成の基礎ともなり、毎年見直 しを行っております。第6次新地町総合計画の策定以降、令和3年及び令和4年に福島県沖地震が 発生し、新型コロナウイルス感染症の流行等がありましたが、毎年見直しをしながら作成する行動 計画において個々の事業内容や進捗精査を行うほか、新規に取り組んでいく事業等も盛り込み、行 動計画を策定しております。本年度においても、これまでの事業の進捗や達成状況を見ながら令和 6年度から令和8年度までの行動計画を策定し、計画に沿った事業を進めているところであります。 次に、令和7年度は、後期計画の見直しを図る年である。後期計画の策定について所信を伺う。 ①、人口減少の対策についてですが、当町は令和3年度を初年度とする第6次新地町総合計画を策 定し、将来人口の目標値を設定いたしました。町の将来人口を確保していく中でも、人口減少問題 への取組、特に若者の増加が必要と考えております。これらの取組については、住まい、子育て、 福祉、教育などの各分野にわたることから、施策の計画や実施に向けては関係部署の垣根を越えた 横断的な取組が必要であり、第6次新地町総合計画の行動計画で各課が進める施策や事業を共有し、 連携を密にしながら各種施策を進めているところであります。これまで実施してきた事業といたし ましては、若者定住化の促進として、若者定住促進住宅助成金支給事業、「来て」しんち」住宅取 得支援事業、福田定住住宅建築支援補助事業、結婚新生活支援事業、若者の出会いと交流の場づく りイベントなどを実施しているほか、子育て支援や教育については出生児祝金交付事業、保育所同 時入所第2子以降保育料無償化事業、保育料軽減助成事業、保育所副食費無償化事業、在宅保育支 援事業、出産・子育て応援事業、子ども医療費給付事業、奨学金返還支援事業などを実施しており ます。このような事業を実施しておりますが、人口減少に歯止めがかかっていない現状となってお ります。今年度から来年度にかけて進める第6次新地町総合計画後期計画の中で人口減少の対策に ついて検討してまいりたいと考えておりますが、日本全体が人口減少社会に向かう中、市町村単独

での取組には限界があります。国や県の関わった人口減少対策も必要であると考えております。

②、農水産業の振興策及び新規就農者の育成についてですが、農業振興につきましては転作や土壌改良など各種の国県補助制度を利用していただいておりますので、営農に役立っていると考えております。しかしながら、現状は年々増加する離農者の課題や、これに伴う遊休農地の増加があります。抜本的な改革ではありませんが、担い手不足を少しでも緩和できるよう、今年度において地域計画を策定する方針であり、現在は主たる担い手である農業者と協議している段階であります。地域計画は、令和5年度に改正された農業経営基盤強化促進法に従い、地域ごとに特定の担い手に作付を行ってもらう計画であるため、営農の効率化が図られる制度となっております。新規就農者に関しましては、本年度に認定された農業者はおりませんが、平成24年度から令和5年度までにおいて認定、新規就農された方が9名となっております。特に二ラ栽培が多く、県やJAが随時指導に当たっており、それぞれ技術面や経営面のサポートがされております。町においては、営農状況のヒアリングを行っており、おおむね当初の計画に沿った順調な経営ができている方もおりますが、到達していない方も若干いることを確認しております。今後も関連機関と連携しながら、継続的に営農ができるよう支援してまいります。

水産業振興につきましては、試験操業から令和3年4月より拡大操業となっており、本格操業に向けて邁進しているところであります。現在の操業状況は一月に10日となっておりますが、水揚げされた魚を競りにかけても仲買人による落札価格が震災前の価格に戻っておらず、また昨今の地球温暖化、気候に伴う海水温度の上昇により、水揚げされる魚種に変化があり、漁獲物の安定した供給ができていない状況であります。このため、震災前に確保していた販路は他県産に変わっており、これを以前の販路に取り戻すのは容易ではないようです。こういった状況でありますが、操業に係る漁船の省エネ対策やつくり育てる漁業として、カレイやヒラメの稚魚、アワビの稚貝の中間育成放流事業などを実施しております。また、水産業共同作業施設整備による漁具の維持管理、効率化の向上など、震災前以上の魅力ある漁業を目指して、町も水産業の振興、復興を推進してまいります。

次に、③、仙台経済圏との交流推進についてですが、当町の魅力ある観光資源を紹介し、交流人口の拡大を図るため、令和4年度から新地町独自の情報発信事業として、しんちの魅力体感・発信事業に取り組んでおります。初年度となる令和4年度は、山の魅力発信ということで鹿狼山をメインとし、雑誌編集者、ユーチューバー、インスタグラマーを対象としたインフルエンサー招請ツアーを行ったほか、鹿狼山トレイルウォークと銘打ち、仙台圏を中心とした一般モニターツアーを行いました。令和5年度につきましては、この事業により、町観光PR動画「新地でデビュー」や町観光ガイドブックを作成し、町内の観光スポットをPRしたほか、海の魅力発信として海釣り公園釣り体験を含めた一般モニターツアー等を開催いたしました。これらも仙台市を中心とした宮城県をメインターゲットに事業を実施いたしました。今年度も仙台圏をメインターゲットに、実際に新地町を訪れ、魅力を体感してもらうために、遊海しんちに合わせたキャンプイベントを実施したほ

か、9月以降は町内を散策していただく新地町トレイルウォークや釣り教室などを実施する予定となっております。ここ3年間このようなイベントを開催しながら、テレビCM、ラジオCM、雑誌、新聞への記事掲載、インフルエンサーによるSNSやユーチューバー動画の投稿など、様々な広告媒体を活用し、仙台圏を中心に当町の海、里、山の魅力を発信しているところであります。また、亘理町で開催されている伊達なわたりまるごとフェアへの出店参加しているほか、今年度は仙台市文化観光局主催によるイベント「more TOHOKU マルシェ」が仙台市一番町で開催される予定であり、当町からも出店に向けて準備を進めているところであります。引き続き、このような仙台経済圏との交流推進により、当町の交流人口拡大につなげてまいりたいと思います。

次に、計画実施に当たっては、関係機関はもとより、町民との共有認識が必須と思うが、どう進めるのかですが、第6次新地町総合計画では、まちづくりの目標の一つに住民力を活かすまちづくりを掲げ、協働によるまちづくりの推進を目指すこととしております。施策としましては、町民参画の推進とまちづくり情報の共有化を設定しております。町民参画の推進では、町民の意見を町政に反映させるため、まちづくり懇談会を開催するとともに、多様な意見を取り入れるため、各種計画や事業の推進に応じた委員会や審議会等では、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず参画を促進することとしております。まちづくり情報の共有化では、行政情報のみならず、様々なまちづくり活動の情報を広報しんちや町ホームページに掲載するなど広く情報を発信することとし、情報発信に当たっては町民の関心を引くよう工夫し、町民一人ひとりに必要な情報が行き届く多くの町民との情報共有化が図られるよう、情報提供の充実に努めていくこととしております。このような考えの下、関係機関や町民との共有認識を図りながら第6次新地町総合計画の各種施策を進めてまいりたいと考えております。

次に、住宅政策について、人口減少対策の一環として、30年後を見据えた行政誘導による宅地造成を図りながら、新地町の中心街形成を進めてはどうかですが、町では定住促進のための住宅地の確保として、第6次新地町総合計画の土地利用の構想に示されている新地駅周辺を復興整備事業により整備しておりますので、さらなる新地町の核となるよう、今後も住宅建築促進のため、土地所有者に対し土地利用の促進及び空き地バンクへの登録を促してまいりたいと考えております。また、新地町国土利用計画において、福田、新地、駒ケ嶺の地域別の土地利用の方向性が示されており、福田地区に関しましては地域の中心部は県道金山新地停車場線沿いの明地地区、中里地区内にあり、小学校や保育所、勤労青少年ホーム、特別養護老人ホームなどの公共施設を有しています。本地域は、豊かな自然が残され、のどかなふるさとの雰囲気を有していることから、緑豊かな町土の保全、活用と住みよい地域を目指すこととします。新地地区に関しましては、新地町中島地区で市街地が形成され、JR常磐線新地駅を有するとともに、役場庁舎や図書館等の公共、公益施設が立地するなど、町の中心地としての役割を果たしています。役場庁舎や図書館周辺とともに、新地駅周辺地区を町民生活の利便性向上と町民全体の交流の中心として位置づけ、自然や景観との調和に配慮し

た計画的な住宅づくりを推進します。駒ケ嶺地区に関しましては、新町、駒ケ嶺町地区において中心集落が形成され、駒ケ嶺公民館及び駒ケ嶺保育所周辺が地域の中心部となっており、JR常磐線駒ケ嶺駅周辺と新地町総合公園付近、東日本大震災後に立地した民間病院付近では住宅開発が進んでおります。この地域は相馬地域開発記念緑地や新地町総合公園など自然環境にも恵まれていることから、自然や景観に配慮しながら駒ケ嶺駅前周辺と新地町総合公園付近、民間病院付近の住宅づくりを推進します。

なお、新地小学校、尚英中学校、新地町役場を中心とした既存市街地と新地駅周辺地区を含むエリアを用途指定しております。用途地域の指定は、生活や産業、商工業の発展に重要な役割を担っております。用途地域を指定することにより、住宅建築や商工業といった民間産業開発の誘導を促す一助となることから、将来を見据えた用途地域エリアの拡大等に努めてまいります。行政誘導による宅地造成につきましては、社会情勢や住宅建築需要、行政コスト等も勘案する必要がありますので、環境整備を整え、民間産業開発を誘導していきたいと考えております。

以上であります。

- ○遠藤 満議長 11番、水戸洋一議員。
- ○11番水戸洋一議員 細かくご説明いただきまして、メモするのが大変でございました。 まず、実行計画、3年から5年まで震災と、それからコロナの流行でこの計画に影響があったの かなかったのか、その辺をまずお伺いしたいと思います。
- ○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。
- ○小野和彦企画振興課長 実行計画ということですけれざも、まず3年刻みで新地町は行動計画というものをつくってございます。行動計画につきましては個別の事業を表したものでして、各年度事業の進捗等を整理して毎年度見直しを行っているということであります。行動計画といいますと各事業ごとにこうやって見直ししますので、進んでいるものもあればちょっと遅れて修正をしているというものもあります。でも、それは毎年見直しをしてやっているという部分であります。総合計画の基本計画の5年刻みの部分という部分につきましては、全体の評価というものはこれからでございます。令和7年度総合計画の計画見直しは来年度本格化しますので、評価、課題についてはこれからになります。ただ、今の時点では、例えばここ数年の物価高騰の影響などがありますので、スーパーマーケット事業者の誘致とか、スマートアグリ事業所の誘致とか、こういった部分が今難しくなってきており、課題になっているのかと考えてございます。
- ○遠藤 満議長 11番、水戸洋一議員。
- ○11番水戸洋一議員 私が聞きたかったのは、震災の影響、それからコロナの流行で基本計画、行動 計画に影響があったのかどうかということだけ。評価ではないので、もう一度お答えください。
- ○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

- ○小野和彦企画振興課長 先ほどお話ししたように行動計画は個別のことなので、どこが影響があったかとか、基本計画の評価は来年度行いますので……
- ○遠藤 満議長 ちょっと休議するから。

午後 3時12分 休憩

午後 3時12分 再 開

○遠藤 満議長 再開します。

小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えします。
総合計画に影響はあったと思います。

以上です。

- ○遠藤 満議長 11番、水戸洋一議員。
- ○11番水戸洋一議員 影響あったということで、当然課題も生まれたのではないかなと思います。この課題をどうこれから修正なり、進捗に結びつけていくのかお伺いしたいと思います。
- ○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。
- ○小野和彦企画振興課長 どのような課題があってどうやっていくかという部分につきまして、基本 計画の見直しになりますけれども、その部分については今後策定本部会議で施策の評価、課題の整理を行っていくということになります。

以上です。

- ○遠藤 満議長 11番、水戸洋一議員。
- ○11番水戸洋一議員 私の質問がちょっと悪いのかもしれないけれども、何かうまくかみ合わないみ たいです。影響があったということは、当然課題が発生したと思うのです。その課題をお伺いまず しています。
- ○遠藤 満議長 ちょっと休議します。

午後 3時14分 休憩

午後 3時15分 再 開

○遠藤 満議長 再開します。

小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 総合計画の策定してからこれまでの今課題ということでありますけれども、物価高騰の影響なんかもありまして、スーパーマーケット事業者の誘致、それからスマートアグリ事業者の誘致、こういった部分が遅れていると感じております。

- ○遠藤 満議長 11番、水戸洋一議員。
- ○11番水戸洋一議員 では、次の質問に移ります。

7年度からの後期計画の見直しについてでありますが、まず人口減少対策についてでございます。 先ほど述べましたけれども、人口戦略会議ではかなりショッキングな数字が出ております。ただ、 裏を返すと、2014年度に同じ戦略会議から数字が出ているのです。それは、将来消滅可能性のある 自治体は890あったのです。今回の24年度の発表では744と減っているということなのです。その中 身を分析しますと、ほぼほぼ新地町も取り組んでいることなのですが、やっぱり子育て支援、それ からあとは中島のベッドタウン、それからあとは外国人の移住、定住が進んでいるために人口が増 えたということのデータでございます。新地町も似たような取組はしているのですが、残念ながら 結果としてその数字が出てこない。人口が減るだけで増えていないということなので、もう少しや っぱり中身の問題があるのかなと私は感じております。当然見直しをしますので、方向性はそんな に悪くはないと思っています。あとはその中身ですね、その子育て支援の中身、それから移住、定 住するにしてもその中身、それ辺りの中身をもっともっと充実しなければほかの方々が注目してく れないと、新地町に注目してくれないと、当然新地町にも定住の考えがないということがあります ので、その中身について見直すようなことをすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

- ○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。
- ○小野和彦企画振興課長 ただいまの質問にお答えいたします。

町長の答弁でもお答えしましたけれども、若者定住化の促進ということと子育て支援ということ に今取り組んでおりまして、そういった部分の充実が必要ではないかというような今ご質問だと思 いますけれども、今年度から来年度にかけて進めます第6次新地町総合計画、後期計画、この中で 人口減少の対策について具体的にどういった事業が必要なのかという部分については検討してまい りたいと考えてございます。

以上です。

- ○遠藤 満議長 11番、水戸洋一議員。
- ○11番水戸洋一議員 では、次に移ります。

農水産業の振興と新規就農者なのですが、先ほど町長の答弁の中にもありましたとおり、国県ではだんだん試験操業の日数を多くしていると。毎年1日くらいずつかな、多くしていて、現在は月10日の操業をしなさいということなので、魚介がほとんどなのですが、漁業従事者の方々は基本的にそんなに操業したくないのでしょう、現状で充分もういただいているものですから。国としては、完全操業にしたいということで、その漁業者と国、県あたりでのギャップが生じているのです。なので、その辺あたりをどういうふうな調整していくのか。やっぱり町としてもその辺あたりの情報をつかみながら、誤解のないようなことで業者の方には頑張ってもらうしかないのだと思いますが、その辺の認識の違いというのは行政として把握していますでしょうか。

- ○遠藤 満議長 加藤伸二農林水産課長。
- ○加藤伸二農林水産課長兼農業委員会事務局長 ただいまのご質問でございすけれども、そのギャップというお話でございました。私はその辺のギャップというのは伺っておりませんで、その辺の話というのも実際私耳で聞いているわけではございません。農業者、あとは漁業者、いろいろと情報はいただいております。漁業につきましては、保証金の話というよりも、先ほど町長の答弁にありました販路関係の拡大の関係、あとは操業の日数の関係、この辺でなかなかてこずっているというような話は伺っておりまして、ただ仲買人の競りの話、これなかなか戻らないと、この辺はちょっと苦慮しているというような話は伺っておりました。ただ、そうはいいながらも、後継者ですとかそういうほうもそれぞれの船主さんが育てていくような前向きな話も伺っておりますので、今後の利用を見守っていきたいとは考えております。

以上でございます。

- ○遠藤 満議長 11番、水戸洋一議員。
- ○11番水戸洋一議員 これから国県はだんだん完全操業に向けて、どんどん、どんどん操業しなさい、 操業しなさいと取り組んでくるのだと思います。その中で、やっぱり漁業関係者と国との意見の食い違いがどうしても出てくると思うのですよ、これからますます。今は10日ですけれども、これから完全操業になるわけですから。そうすることによって漁業者と行政側のギャップが出てくると。 そういったことについて、やっぱり町としても情報提供なり、それから支援といいますか、そういうことも当然必要だと思うのですが、その辺の考えはいかがでしょうか。
- ○遠藤 満議長 加藤伸二農林水産課長。
- ○加藤伸二農林水産課長兼農業委員会事務局長 ただいまのご質問でございますけれども、漁業、私もなるべく足を運ぶようにしておりますので、漁業協同組合ですか、そちらの方と連絡を密にしていきたいと考えております。

以上でございます。

- ○遠藤 満議長 11番、水戸洋一議員。
- ○11番水戸洋一議員 次に、新規就農者の育成について移りたいと思います。

現在9名の新規就農者がいると、残念ながらこれからの新しい新規就農者の申込みはないということなのですが、農業を取り巻く環境がやっぱりかなり厳しいと思うのだよ、どこでも。やっぱりその方向性としては、集約化、それから法人化等々が今の取り組む姿勢なのかなと思っております。新地町にも認定農業者もおりますし、それから新規就農者もおりますので、この方々に新地町の農業を担っていくようにしていかなければ、主食である米、それから野菜等の生産がなかなか追いつかないのではないかなと思っています。この方々に今も支援金はありますけれども、新規就農者は5年でたしか終わると思うのです。それ以後もやっぱり農業は続くと思うのです。続くし、続けていただくためにもやっぱりそれなりの支援をまだしていただかなければいけない段階なのかなと思

います。その辺は、これから5年以降の支援、それからその資金的なほかにどういった支援がある のかお聞かせください。

- ○遠藤 満議長 加藤伸二農林水産課長。
- ○加藤伸二農林水産課長兼農業委員会事務局長 農業、私も大変な課題があるなと、抱えているなと 思ってございます。新規就農者の継続的に農業を行ういわゆるサポート的なお話かなと思いますけれども、町では農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想というのを定めておりまして、そこにいろいろとあるのですけれども、若干紹介しますと、知識習得に向けた研修の実施ですとか、 あとは農地あるいは機械のあっせん、あるいは資金調達のサポート、こういったものがございます。 そういったものもありまして、販路の開拓ですとか、あとはほかの先輩農家の方々の交流の場を設けるというようなこともございまして、これは町だけではなくて、先ほど答弁ありましたけれども、 農協さんですとか、あと県の農業担い手課とか、そういったところと連携しまして安定的な経営ができるような形に持っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

- ○遠藤 満議長 11番、水戸洋一議員。
- ○11番水戸洋一議員 課長から販路拡大も支援していくという大変ありがたい言葉をいただきました ので、今後とも引き続きご支援をお願いしたいと思います。

次に移ります。仙台経済圏との交流推進ということでございます。あえてここに人口交流と書かなかったのは、ここには幅広い、それから人と人、それから物、それから究極的には今までやってきた事業において、いろいろインフルエンサーの方々から協力いただいて、町の魅力を発信していただいて、それで移住、定住に結びつけるのが最終的な目的なのかなと私は思っております。そこで、今のところそのインフルエンサーまでなのです。これから移住、定住にどうやって結びつけていくのか、どう取り組んでいくのかお伺いしたいと思います。

- ○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。
- ○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

交流人口から、関係人口、定住人口へとどうつないでいくかというようなご質問かと思います。 町長で先ほど答弁させていただいたのが仙台経済圏との交流ということで、地域魅力発信事業の部分を答弁させていただきました。これで交流人口を増やしていきたいということでございます。ここから先、定住人口までつなげていくという部分につきましては、若者定住化の促進とか、それから子育て支援とか、そういったいろんな施策、そういった部分を進めていかなければならないと考えてございます。それと、町だけでは限りがありますので、それから国とか県の関わる施策、こういった部分も大変重要になってくるのかなと考えてございます。

以上です。

○遠藤 満議長 11番、水戸洋一議員。

- ○11番水戸洋一議員 具体的な考え等があればお聞かせください。
- ○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。
- ○小野和彦企画振興課長 お答えします。

交流人口からその関係人口、定住人口までいくには、人それぞれ個人の方の考えとかいろいろあると思います。私は一般的に若者、定住化の促進とか子育て支援とかという部分が大事であるということに答弁させていただきましたので、今ここでどれをやれば定住につながるという具体なことはちょっと答弁できません。

以上です。

- ○遠藤 満議長 11番、水戸洋一議員。
- ○11番水戸洋一議員 では、3番に移りたいと思います。

町民との共有認識ということなのですが、今までですと右肩上がりで、町民はあれも造れ、これも造れということで、行政側もそれなりに応えてはきたと思うのですが、今までの質問と若干今度ニュアンスが違ってきますので、その辺は誤解のないように。これからやっぱりどんどん人口が減ってきます。当然財政的にも厳しくなります。今までどおりな町民の負託にはなかなか応えられないのではないかと思います。そこで、やっぱり行政側と町民の認識のずれが出てきます、当然。そうなったときにどう共有認識を持ちながら行政を進めていくのかというのがこの質問の主旨でございますが、やっぱりある程度町民にも厳しいことを言いながら、町民に理解をしていただきながら行政を進めなくてはならないと思うのですが、その辺はどう進めていくべきなのかまだ今のあれは難しいかもしれないですけれども、そういう時期が必ずこれから来ますので、そういったことの町民にどういうふうな説明の仕方で取り組んでいくのかお伺いいたします。

- ○遠藤 満議長 岡崎利光副町長。
- ○岡崎利光副町長 それでは、ただいまの質問でございます。

やはり町民に対しまして、なぜその町政に対する目標を達成しなければならないのか、その目標を達成するために何が必要なのかといったことをやはりお互い理解していくという部分が必要なのかなと認識しております。やはりまちづくりの主体は町民であるといったこと、その認識を持って町民が、議会が、そして行政がそれぞれの役割による役割分担というものを認識していただくために、町といたしましても情報の発信を行いながら理解を深めていきたいなと考えております。

以上です。

- ○遠藤 満議長 11番、水戸洋一議員。
- ○11番水戸洋一議員 これは非常に難しい問題なので、徐々に徐々に取り組んでいくべきだと思いますので、質問はこの辺にしたいと思います。

では次に、住宅政策についての質問に移りたいと思います。先ほども前段で人口減少対策についているいる述べましたけれども、やっぱり何もしなければ新地町の人口は2050年には、先ほどの人

口戦略会議のパーセントからいけば3,500人を切るというようなことになると思います。それでもやっぱりその数字を、このままではその数字になるわけですから、やっぱり何とかして人口を増やす政策をしなければならないのだと思います。前段でも述べましたけれども、人口を増やすためにはやっぱり子育て支援、それから住宅と。住宅を造りながら若者を移住、定住してもらうということが一番の今のところ特効薬とは言いませんけれども、先ほど言いました消滅する可能性がある自治体から脱却した236自治体があるのですが、その中ではほとんどが子育て支援と住宅政策によって人口が増えるような傾向になっているのですよ、あくまでこれデータですけれども。そういった観点からやっぱり新地町も、先ほども言いましたけれども、子育ての充実、それから住宅施設でいえば新地町が主体となって住宅造成をしなければ人口は減る一方だと思っております。ここであえて私が申し上げたのは、行政誘導で住宅造成を図りながら、なおかつ新地町の核をつくるという提言でございますので、もう一度確認の意味でそういった考えはあるのかどうかお考えを聞かせてください。

- ○遠藤 満議長 岡田健一都市計画課長。
- ○岡田健一都市計画課長 ただいまの質問にお答えいたします。

町ではこれまで福田地区においては、少子化対策として政策的に定住促進を図るため、若者定住 促進住宅や分譲地の整備を行ってきたところであります。今後につきましては、社会情勢や建築需 要なども見ながら環境整備を整えることで民間産業開発を誘導していきたいと、そういった形で進 めていければと考えております。

以上です。

- ○遠藤 満議長 11番、水戸洋一議員。
- ○11番水戸洋一議員 今の答弁で環境整備を整えながらということだったのですけれども、環境整備 はやっぱり行政がやるべきだと思うのです。普通一般住宅を建てる場合、まずは設計図を引きます。 設計図を引いて、それから間取りを計算しながら、図面を作りながら、あとは業者に建築を頼むと いうことなので、やっぱり設計図を引くことによって物ができるのではないかなと思っています。 それが環境づくりなのかなということで思いますけれども、私の考え間違っていますでしょうか。
- ○遠藤 満議長 岡田健一都市計画課長。
- ○岡田健一都市計画課長 都市計画課で取り組める環境整備につきましては、その移住、定住促進に つながる様々な事業があると思っております。その中には、定住促進住宅であったり、若者定住促 進住宅、「来て しんち」事業など、そういった事業に取り組むことによって様々な環境整備につ ながり、ひいては民間産業開発の誘導につながると考えておりますので、そういったところを町と して取り組んでいきたいと、そういう考えでおります。

以上です。

○遠藤 満議長 11番、水戸洋一議員。

- ○11番水戸洋一議員 先ほどの町長の答弁の中では、新地の駅前、中心街の話です。新地町の駅前を中心として、いわゆる空き地バンク等々登録を図りながら、核となる地域を目指すという一方で、やっぱり福田、それから駒ケ嶺も併せて地域づくりをしていくということなので、やっぱり分散すれば分散することによって地域の核づくりがちょっと薄れていくのではないという気配がするのですが、その辺の考え方はいかがでしょうか。
- ○遠藤 満議長 大堀武町長。
- ○大堀 武町長 新地町だけを考えれば、全体を考えれば1箇所に集中していくというのが人口減少に向かっていく中では正しいのかもしれません。ただ、それぞれへの住民の方が資産を持ちながらそれぞれの地域で今は活動しております。生活しております。そういった中で、国土法、国土利用計画とか、そういったもろもろの中で福田、新地、駒ケ嶺それぞれのエリアを色塗りもしたというのもありますので、そういったことは進めていかなければならないのではないかとは思っておりますので。ただ、将来的にもっともっとコンパクトにしていったほうがいいとなれば、ただしそのときも全て資産は個々人のものでありますから、そこに誘導するというのは非常に厳しいものがあるかと思います。ただ、そういった先ほど言った環境整備というのは、そういう誘導政策もある面では入ってくるかと思いますので、それらを少しずつ進めていきたいと思います。

以上です。

- ○遠藤 満議長 11番、水戸洋一議員。
- ○11番水戸洋一議員 新地町は僅か人口7,000人、8,000人なもので、民間に力がないのです。本来であれば、民間に力があれば民間でこういったことは事業進めていくのだと思いますが、残念ながらそういった力がないものですから、それであえて行政指導という言葉を使わせていただきました。単純に人口だけで計算すると、2050年までやっぱり1,000戸近く、場合によっては面積でいうと50ヘクタールから60ヘクタールぐらいの面積が必要なのです。これあくまで理想ですよ。そのくらいの開発をしないと新地町の人口が減る一方だと。なおかつ、消滅する可能性があるという実態になってくるのだと思う。それにはやっぱり逆らって、人口を増やすためにはいろんな政策があると思いますけれども、その中の一環として、私は町が住宅政策を進めて宅地分譲をして、あるいは子育てをしながら子育て支援を図りながら人口を増やすというか、減らさないようにするのが一番のまちづくりかなと思っていますので、ここは最終的には町長がリーダーシップを発揮してやっぱり方向性を示すべきだと思いますが、最後に町長にご意見をお伺いしたいと思います。
- ○遠藤 満議長 大堀武町長。
- ○大堀 武町長 今の水戸議員の言われるとおり、いろんな考え方があるかと思います。ただ、やはりいろんな土地を含めて、住民はそれぞれの土地に愛着を持って生活をしております。そういった中で、1箇所に集めていくというのは非常に厳しいものがあるかと思います。そういった中で、町ができる部分は先ほどお話ししたとおり、環境整備等々にしかならないのではないかと。あとは若

者が来ていただけるように、今そういった「来て しんち」とかいろんな事業を進めております。 そういった中で、県外から来ている方もおりますので、そういった状況を見ながらそれらの事業を さらに進めるとか、そういった分野で頑張っていきたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 これで11番、水戸洋一議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○遠藤 満議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時40分 散 会

第5回定例町議会

(第 3 号)

令和6年第5回新地町議会定例会

議事日程(第3号)

令和6年9月19日(木曜日)午前10時開議

第 1 一般質問

- 5番吉田博議員
 - 1. 定住人口増加を図るためのまちづくりへの提言について
 - 2. 自治体の一部事業の効率化や経費削減を図るため広域連合等への参画協議の提言について
- 3 番 牛 坂 毅 志 議員
 - 1. 町道の維持管理について
 - 2. 社会体育施設の維持管理について
 - 3. 新地町役場のパワハラ行為について
 - 4. 新地町役場での障がい者雇用について
- 2 番 村 上 勝 則 議員
 - 1. 耕作放棄地の対応について
 - 2. ごみの減量化への啓発と対策について

出席議員(12名)

1番	大	内	広	行	議員	2番	村	上	勝	則	議員
3番	牛	坂	毅	志	議員	4番	寺	島	博	文	議員
5番	吉	田		博	議員	6番	八	巻	秀	行	議員
7番	三	宅	信	幸	議員	8番	寺	島	浩	文	議員
9番	菊	地	正	文	議員	10番	井	上	和	文	議員
11番	水	戸	洋		議員	12番	遠	藤		満	議員

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町			長	大		堀			武
副	町		長	岡		崎	Ź	削	光
教	育	:	長	佐	々	木	ā	孝	司
総会	務 課計 管	長理	兼者	瘀原		藤	Ī	高	史
企區	画振身	興 課	長	小		野	7	印	彦
税	務	課	長	中	津	JII	3	秀	樹
町	民	課	長	大		堀	F	勝	文
健児	康福 福	业 課	長	佐		藤	Ī	芠	文
農兼	林水 農業 務	委員	長会兵長	加		藤	1	伸	<u>=</u>
建	設	課	長	小		野	ţ	子	生
都市	 計 計 i	画 課	長	岡		田	1	建	_
教育	育総	答 課	長	木		幡	į	邦	枝

職務のための議場出席者

事	務	局	長	佐	藤	武	志
書			記	千	葉	奈	菜
書			記	佐	藤	和	司

午前10時00分 開議

◎開議の宣告

○遠藤 満議長 これから本日の会議を開きます。 ただいま出席している議員は12名であります。

◎一般質問

○遠藤 満議長 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

5番、吉田博議員。

〔5番 吉田 博議員登壇〕(拍手)

○5番吉田 博議員 議席番号5番、吉田博です。通告書に従って一般質問をいたします。

昭和29年8月20日、3村合併により新地村が誕生いたしました。このときの人口は1万2,000人余りで、その後70年の間に7,551人となっております。この数字は、戦後から徐々に減ったということではなく、戦後の復興を実現させるため、産めよ増やせよの時代とともに、一歩一歩歩み続けた先人の力が実を結び、敗戦から日本復活の明るい兆しが見え始め、首都圏には豊富な職業の選択を得ることができる社会をつくり、環境整備が進む中で生活基盤の安定や利便性を求めた若者が集団就職列車に乗ってふるさとを離れ、徐々に地方の人口減少に至ったものではないかと思います。便利な世の中になったと言う方もおりますが、その便利さと引換えに、何か大事なものが失われたような気がすると思うのは私だけではないように思います。今3村合併70年を迎え、おめでとうという言葉が適切なのかどうか分かりませんので、私はこの町を今まで守り育てていただいた先人の皆さんにありがとうという感謝の言葉をささげたいと思います。

合併当初、私は小学校入学前で、父に連れられて夜汽車に乗り、翌朝上野駅に到着し、親戚の家を巡りながら1週間東京見物をいたしました。大変大きなカルチャーショックを受けた思い出は、今でも鮮明に覚えております。初めは、品川のおじのアパートに泊まったときのことです。アパートにはお風呂がなく、銭湯に連れていかれました。大勢の人が裸で出入りしているのを見て、子ども心にも恥ずかしいという思いをしたことを覚えております。次の日は、近くのスーパーに入ったとき、野菜、果物、肉、魚、全てのものが店舗の中にあり、お客さんが勝手にかごの中に品物を入れていることでありました。そのスーパーの中で、おばさんが「あの人、島倉千代子さんだよ」と教えてくれました。歌をラジオでしか聞いたことのない歌手が、今そこでジーパンをはいて買物をしている、その姿には本当にびっくりいたしました。東京タワーを見ては、こんなに大きな鉄塔をどのようにして建てたのか、また上野に行ったときにはエスカレーターにうまく乗れなかったこと、土の中を電車が走っていること、その電車に乗って浅草の大きなお寺を見たことを覚えております。江戸川の親戚の家に行ったとき、家の中には電気屋さんでしか見たことのないテレビがあり、夕食

は出前のおすしを初めて食べて、お金持ちの家なのだなというような思いをしました。この家の海側に向かって一面が工事中であり、トラックの荷台の前の部分が上に上がったかと思うと、荷台の中の土砂が一気に滑り落ち、この山になった土を黄色い機械が一瞬にして平らにしていく。その様子をしばらく見入っていた記憶があります。初めて見たダンプカーとブルドーザーでした。1週間たって父が迎えに来たので、たくさんのお土産が入ったリュックを背負い、腕にはダッコちゃん、右肩にはフラフープといういで立ちで、東京はすごいなと感じながら帰宅したのを今でも鮮明に覚えております。

東京も戦後10年で大方の復興がなされました。我が町の震災復興も、おおよそ10年で、完全とは言い難いですが、復興を成し遂げました。しかし、人口減少が続くこの町を、どのような方法でどのように発展させていくのかは、町民皆さんの課題ではないかと私は思っております。これから先、町民が生まれてよかった、住んでよかったという実感が持てるようなまちづくりをすべきと思います。それには、町執行部や町の議会だけではなく、町民を交えて多くの意見を聞きながら取り組む必要があるとの思いから、次の質問をいたします。

1件目として、定住人口の増加を図るためのまちづくりの提言をしたいと思います。最初に、人口増加策を考える場合、新地、福田、駒ケ嶺の線引きではなく、新地町は一つという考えで、核となるコンパクトシティづくりから始めるべきと思います。町のお考えをお伺いします。

2項目として、今後の用途地域の見直しや人口減少を避けるための対策会議は、これまでも行ってきましたが、新たに町内に若者が定住できるような意見を聞くため、積極的に若い男女を組み入れた会議組織が必要と思いますが、町の考えをお伺いいたします。

1件目の3項目として、人口減少が続けば、町の財政負担が多くなることは明らかであります。 町立の3保育所、3小学校の運営が厳しくなることや、住民住民サービスの低下が懸念されます。 このような事態を避けるための協議をすべきと思いますが、町の考えをお聞かせください。

2件目として、自治体の一部事業の効率化や経費削減を図るための広域連合等への参画協議の提案をさせていただきたいと思います。新地町は、過去に相馬市との合併協議では合併しないという選択を行いました。これから先、小規模自治体が単独での人口増加は容易なものではなく、今の消防、水道事業、ごみ処理施設などのように、一部事務組合や広域連合事業によって何ができるか、隣接する宮城県の山元町、丸森町、亘理町などとの連携協議を図るべきではないかと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

支離滅裂な文章になってしまいましたが、お酌み取りをいただき、以上2件、4項目についてのご答弁をお願い申し上げます。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 5番、吉田博議員の質問にお答えをいたします。

初めに、定住人口増加を図るためのまちづくりへの提言についての質問ですが、1点目、人口増加策を考える場合、新地町は一つという考えで、核となるコンパクトシティづくりから始めるべきと思う、町の考えを伺うについては、コンパクトシティ政策につきましては、急速な人口減少と高齢化が進む中、経済が縮小し、住宅や店舗等の郊外立地が進み、市街地が拡散し、閉密度な市街地が形成され、拡散した居住者の生活を支えるサービスの提供が将来困難になりかねない状況を、居住や都市機能の集積により、生活利便性の維持、向上、地域経済の活性化、行政コストの削減等を進めるものとなっており、人口減少に備えるための施策と考えております。効率的かつ最適化された都市は、住民の利便性が向上し、市街地の活性化が起こり、編入率の増加を期待することはできますが、コンパクトシティを進めるためには、郊外への開発や住宅建築の制限等の規制と中心市街地への開発や住宅建築に伴う補助事業や税制優遇等の誘導が必要となります。特に規制に関しましては、個人の財産を制限することとなりますので、慎重な判断が求められます。コンパクトシティ政策につきましては、人口減少が進む中、重要な政策の一つになりますが、様々な課題もあり、町民の理解や協力も必要となりますので、国や県、先進地等から情報を得ていきたいと考えております。

また、人口増対策としては、住宅地の確保として、第6次新地町総合計画の土地利用の構想に示されている新地駅周辺を整備事業により整備しておりますので、さらなる新地町の核となるよう、今後も住宅建築促進のため、土地所有者に対し土地利用の促進及び空き地バンクへの登録を促してまいりたいと考えております。

2点目、今後の用途地域の見直しや人口減少を避けるための対策会議等には、町内に若者が定住できるような意見を聞くため積極的に若い男女を組み入れた会議組織が必要と思う、町の考えを伺うについてお答えをいたします。第6次新地町総合計画では、まちづくりの目標の一つに住民力を活かすまちづくりを掲げ、協働によるまちづくりの推進を目指すこととしています。施策として設定した町民参加の推進では、多様な意見を取り入れるため、各種計画や事業の進捗に応じた委員会や審議会等では、年齢や性別、障害の有無に関わらない参画を促進することとしております。今後の用途地域の見直しや人口減少を避けるための対策会議等には、町内に若者が定住できるような意見を聞くため、積極的に若い男女を組み入れた会議組織が必要とのご提言でありますが、基本的な考え方は先ほどお答えしたように、多様な意見を取り入れるため、年齢や性別、障害の有無に関わらない参画を促進することとしており、定住人口増加を図るためには若い男女の意見を聞くことも必要であると考えております。なお、会議組織の必要性については、今後検討してまいりたいと考えております。

3点目、人口減少が続けば、町の財政負担が多くなることから、3保育所、町立小学校3校の運営や住民サービスの低下が懸念されることから、このような事態を避けるための協議をすべきと思う、町の考えを伺うについては、今後数年における小学校全体の児童数の推移は、現時点で令和6

年度は6名増、令和7年度は2名増となるものの、令和8年度からは減少していく見込みであります。また、人口減少に伴う税収の減も少なからず発生してきますが、今後の保育施設や学校施設などの在り方については、学校は単に教科等の知識や技能を習得させるだけにとどまらず、各地域のコミュニティの核としての性格も併せ持つことや、防災、保育、地域の交流の場など、様々な機能を有する場所でもあります。このことから、町や福島県の教育目標、教育方針にのっとり、第6次新地町総合計画後期計画において、よりよい教育環境や教育の質の向上などを念頭に置きながら、町内の保育所や小中学校の現状、今後の児童生徒数の推移、地域と施設の関わりなど、様々な見地から検討してまいります。

次に、自治体の一部事業の効率化や経費削減を図るため、広域連合等への参画協議への提言についての1番目の、新地町は過去に相馬市との合併協議では合併しないという選択を行ったが、これから先、小規模自治体が単独での人口増加は容易なものではなく、消防、水道、ごみ処理施設などのように、一部事務組合や広域連合事業によって何ができるか、隣接する宮城県の山元町、丸森町、亘理町などとの連携協議を図るべきと思う、町の考えを伺うについてですが、当町では既に様々な行政分野で県内の近隣市町村を中心に市町村連携を行っております。新地町、相馬市、南相馬市、飯舘村で、消防、看護専門学校の管理運営、救急医療対策事業に係る補助金交付、地域振興事業、基幹相談支援センターなどを共同処理する相馬地方広域市町村圏組合、新地町、相馬市、南相馬市・鹿島区に水道水を供給する相馬地方広域水道企業団、新地町、相馬市とし尿処理施設、ごみ焼却場、火葬場、病院、訪問看護ステーションを運営する相馬方部衛生組合などがあります。隣接する宮城県の山元町、丸森町、亘理町などとの行政分野での連携については、県をまたぐことから、行政手続上、ハードルがあります。さらなる広域連携につきましては、県内の近隣市町村の自治体を中心に、今後何か連携できる分野がありましたら検討していきたいと考えております。

以上であります。

- ○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。
- ○5番吉田 博議員 ただいま答弁いただきましたけれども、再質問させていただきます。

答弁の中に、第6次総合計画の土地利用構想で示してあるというような答弁がありました。確かに第6次総合計画、あるいは前の第5次総合計画もありましたけれども、それを踏まえて、この新地町の都市計画のマスタープランを作成したというようなことを前に伺っております。そして、この中でここに示してあるのが、ピンクで染まっているところが生活拠点の市街地ゾーンというようなことで、福田地区、新地地区、駒ケ嶺地区というようなことが示されております。ただ、私は、これはこれで充分に機能するものと承知しております。

今回私の提案しているのは、今までこの新地、福田、駒ケ嶺という3村合併して、70年過ぎているということでありますけれども、この中で、新地と福田と駒ケ嶺に見えない線が何か私には張ってあるような気するのです。そうすると、過去にこういった問題がありました。荒町長の時代だっ

たかと思います。駒ケ嶺に新しく公民館ができました。そのときに福田地区から、駒ケ嶺に公民館できたら、福田にも公民館造ってほしいというような話があったと聞かされております。しかし、これは福田の人たちから言わせれば当然のことだと思うのです。やはり駒ケ嶺公民館という名前があるのだったら、当然福田公民館もあっていいだろう、新地公民館もあっていいだろうというような考えになるというのは、これは自然なことだと思うのです。そのときに町長が選択したのが、やっぱり補助金があるようなものを持ってきて、それが青少年ホームだったと思うのですけれども。ただ、それは補助金を活用しているから、ここを福田公民館という名称はつけられないけれども、公民館的な運営をできるような建物を利用してもらえばいいだろうというような、そういった考えの下でやったみたいなように聞いております。それはそれでいいのですけれども、ただ、そこで今言ったように何か見えない線があるのかなというような感じを私はしているのです。

それで、そのことは、せっかく3村合併した自治体でありながら、そういったことをぽんぽんぽんとやっていったら金を使ってしまうのは当然だと。ですから、それを例えば都市計画において、この新地、一つの例を挙げますと、火力発電所です。新地町の都市計画区域が指定になったのが1974年、昭和49年です。それで、その約6年後、1981年に相馬共同火力が設立されました。そして、相馬市と新地で用途地域が都市計画で決定されたのが1986年、昭和61年です。そして、その8年後に共同火力発電所の運転開始が1994年、平成6年の7月、2号機が平成7年の7月に運転開始したというような経緯を見た場合に、やはり都市計画、それから用途地域、そういったものをきちんと設定すれば、新地、福田、駒ケ嶺の境、目に見えない線が解放されるのではないかなと、私の考えです。ですから、今私が言ったコンパクトシティ、なかなか難しいというような答弁だったかもしれませんけれども、それを町全体としてコンパクトシティ、今まで住んでいた方をそこに集めようというのでなくて、新地町に行ってみたいなというような、そういうようなものづくり、場所づくりをすべきでないかと思う。それには私は、やはり都市計画の上に用途地域の指定というのが必要でないかと思っているのですけれども、お考えを再度お伺いしたいと思います。

- ○遠藤 満議長 岡田健一都市計画課長。
- ○岡田健一都市計画課長 ただいまの質問にお答えいたします。

町では、新地小学校、尚英中学校、新地町役場を中心とした既存の市街地を新地駅周辺地域と併せて、既に用途地域の指定をしております。町長の回答にもありましたとおり、その町の中心市街地、駅の部分を核としましてまちづくりはつくっていくということで、第6次の総合計画の中にもうたっております。そういう意味で、町の核づくりにつきましては、公共公益施設など立地する役場周辺、そして町、地域、駅周辺というところは町の核ということで、まちづくりは進めていきたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

- ○5番吉田 博議員 今答弁いただきました。新地の駅前を中心として、小学校付近まで用途地域を 指定したというようなお話でございますが、確かに駅の周辺は住宅が建っております。ただ、そこ はあくまでも個人の持ち物の土地もありますから、強制的に町では介入するというようなわけには いかないと思うのです。ただ、そこの部分を指定するのはいいのですけれども、それをアメーバ的 に少しずつ少しずつ伸ばしていくような、そういった見極めというのですか、そういったものも必 要かと思うのです。ですから、今答弁の中で、新地の町も指定しましたよというようなお話があり ましたけれども、新地の町に、町として手をつけた場所というのはあるのですか、用途地域の中で。
- ○遠藤 満議長 岡田健一都市計画課長。
- ○岡田健一都市計画課長 この用途地域につきましては、指定をすることで民間の産業開発や、そういった住宅の建築がしやすい環境づくりというところに、まずはつながっていると考えております。町では、先ほど町長からもありましたけれども、駅周辺を復興事業で整備いたしまして、現在そちらの土地の利用の促進というところにも努めている状況でありますので、そういった状況も確認しながら、今議員からありましたように、用途地域の拡大などにつきましても今後検討はしていきたいと考えております。

以上です。

- ○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。
- ○5番吉田 博議員 さらなる用途地域の拡大というようなものが必要ではないかと思います。

続きまして、2番目のまちづくりの対策会議についてでありますけれども、そういった用途地域の見直しについては、若い男女の意見を求めるというような質問をいたしました。町長は、基本的な考えは、多様な性別でもってやっているというような答弁がありましたけれども、これまで私も町主催のいろいろな会議に参加してきましたけれども、若い人が参加している会議というのはほとんどないような気がするのです。そして、今私が参画している新地高校の跡地利用のメンバーの中を見てみると、会議組織の中に若い人は入っていないような気がします。ですから、多様な意見を聞くのだというような町長の答弁ありましたけれども、町で主催する会議の人員選定というのはどのような方法で行われているのか、お伺いいたします。

○遠藤 満議長 ちょっと休議します。

午前10時34分 休憩

午前10時34分 再 開

○遠藤 満議長 再開します。

大堀武町長。

○大堀 武町長 会議の中で、確かに今までやってきた中では、地区別を重点的にやったり、いろん な方策があったかと思います。そんな中で、私になってからは、できるだけ3地区も入れて、あと

は男女を入れてと、そういうことでやってきておりますし、あと今後も町で開催する会議という部分、ただこれの中ではこちらから名前をやってやる部分については別として、それ以外の部分では町民の理解を得て積極的に若い男女の方々が出席してもらわないと難しい部分はいっぱいありますが、町のスタンスとしては、全ての方に門戸を開いて会議に臨んでいただきたいと思っていますし、町から選定する場合も、そういった部分に充分に留意しながら選任をしているつもりですが、それでも駄目だということであれば、またこれはもうちょっと、ではもう少し吟味。ただ、人数が限られた組織体でありますので、そういったときにはどうしても有識者とか何かを入れなければならないとか、そういうこともあるので、一定程度気持ちとしてはそういうことでやっていますが、必ずしも一つひとつの会議が全てその条件を満たすかというと、そうはなり切れないことがあるということもご理解していただきたいと思います。

以上です。

- ○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。
- ○5番吉田 博議員 今の町長の答弁なのですが、私としては努力しているのだというような言葉に聞こえました。先ほども言いましたように、私もいろんな会議の中に呼んでいただいて入っておりますけれども、やはり若い人たちが少ないなというような思いがありましたので、今のような質問をさせていただきました。極力若い人の意見を尊重するようにお願いいたします。そしてまた逆に、あまりにも人が多いと、船頭が多くて船が進まないというようなことにもなりかねませんので、その辺の調整をよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、3番目の人口が減少続けば、やはり財政的にも負担が多いのではないかというような観点から、学校、保育所、これらについては学校が必要なのだというようなお答えがありました。 当然学校は必要でしょうけれども、ただ学校の機能というのはやっぱり学校なのです。そして、学校の機能を維持するためにはお金もかかります。ただ、人口がだんだん、だんだん減っていけば、国からの交付金もだんだん、だんだん少なくなってくるというような、そういった思いを持っているのです。ですから、先ほど町長が言われたように、学校機能を維持するのにはそれぞれの3つの学校が必要なのだというように私は今理解しました。ただ、そこで、町の考え方と、それから学校に送っている親御さんたちの考え方というのがそこでちょっと乖離したのではまずいなと思っております。だから、そういった点について、町としてそういった意見を聞くような聞く耳というか、聞くような会議というようなものは当然やっていると思うのですけれども、そのような会議でどのような話合いが持たれているのかという点について、もしお答えできればお答えしていただきたいと思います。

- ○遠藤 満議長 佐々木孝司教育長。
- ○佐々木孝司教育長 学校では、学校評議員制度がございます。5人、あるいは4人、一般の方から、あるいはPTAの保護者の方、○Bの方、そういう方も入れて、学校の在り方、よい点、悪い点、

メリット、デメリット、それらの忌憚のない意見を申し述べていただいております。それを、年間、各学校とも、小学校も中学校も、2回、3回、あるいは5回と、必要なときは校長が招集するというような形で取っております。それを、校長会、教頭会を毎月1度ずつ、両方とも開いております。その中で、忌憚のない意見出たもの全て上げさせていただいております。学校の中でだけ潰さないように、教育委員会に全てを上げるようにという指導をいたしておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、先ほど町長さんへの質問にありましたが、若い人が会議に少ないということだったのですが、逆に私申し上げておきたいのは、社会スポーツ、前は社会体育とか言っていたのですが、公民館活動の中の一環ですが、いわゆる市町村対抗の駅伝、要はほとんどが中学生です。あるいはソフトボール大会、野球大会、町長さん、副町長さん応援に来ていただいておりますが、いずれも私来たときと違って、20代の男女といいますか、男が多いのですけれども、20代の方も随分見られるようになりました。ですから、若いエネルギーがその中に出てきているということだけは申し添えておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

- ○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。
- ○5番吉田 博議員 今、教育長からの答弁の中に、社会スポーツについては若い人たちが多いです よというようなことだと思います。私がお話ししたのは、やはりまちづくりについても若い人が多 いほうがいいのではないかというような意見を述べさせていただいたつもりです。今、学校、3保育所、学校についてはこの場でどうのこうのというようなことではなくて、やっぱり多くの人の意見を聞きながら進めるべきだと思っております。

最後になりました。新地町は、過去に合併協議で相馬とは合併しないというような結論を出しました。ただ、これは、合併協議をしないというような結論が出たというような結果を前の先輩の議員からも聞きました。そのときに、あるいはまた相馬の市長が町長室に来て、そのお話の内容というようなものも聞きました。ただ、合併に対しては、やはり議会で決めたというようなことだったのですが、しかも先輩議員から聞かされたのは総務常任委員会で決めたのだというようなことを聞きました。それが本当だとすれば、非常にゆゆしきものではないかなとは思いますけれども。町長の答弁の中に一部事務組合をやっているのだというようなお話がありましたけれども、やっぱり今は主に一部事務組合の中で広域消防がウエートを占めるのではないかと思います。ただ、そのほかにごみ処理もやっている。それから、この中に公立病院もある。そして水道もあるというようなことなのですけれども、1つ消防の例を取ってみると、お隣の亘理町と山元町でつくってある広域消防が、今岩沼市と連携して、1市2町でもってあぶくま消防本部をつくっております。これは、聞いたところ、やはり経費節減、それから何か災害が多様化している現状の中で、応援する。今応援協定というのは結ばれているかも分からないけれども、1つの組織の中で対応するのと応援協定によって対応するというのは、即時性を比べた場合に全く違うのです。ですから、今私が質問してい

るのは、そういった垣根を何とかうまく取り払うような、そういう協議ができないのかというようなことなのです。ですから、前、でも随分前の話なのですけれども、相馬地方と双葉地方は消防でもって応援協定を結んでおります。でも、双葉については、まさか相馬地方の消防が活動できるような、そういう組織ではないです。ですから、広域連合といっても、そこには一つの制約があるということなのです。

一つの例を言いますと、火力発電所で火災がありました、アンローダー。あのときに、我々は防災へリを頼んだのです、消火に。そのときに、今一つの例として言っている、たまたま福島県の防災へリが点検中のために、宮城県の防災へリを頼む。防災へリが来て、海水をくんで消火したのだけれども、これはもう風に流されて役に立たないということで、さあどうしようかとなったときに、相馬にははしご車がないので、双葉から頼みました。来るのに2時間かかっています。そして、せっかく来て、でははしごに乗って消火始まるかとなったときに、動かないのです。そういうようなことがあって。ですから、それはあくまでもうちでははしご車がないのだ。だから、向こうに行って訓練するとか、お互いに情報交換をやるような組織が必要なのでないかと。それを、相馬広域だけでなくて、あるいは双葉との一体となった、そういう広域連合というのが必要ではないかというようなことを私はお話ししたいのです。そういったものというのは、今の現時点での協議会の中で可能なのでしょうか。それをちょっとお伺いしたい。

○遠藤 満議長 休議します。

午前10時48分 休憩

午前10時48分 再 開

○遠藤 満議長 再開します。

大堀武町長。

○大堀 武町長 吉田議員が、最初聞いていたら、合併しなかったのが悪かったのかという意見にもちょっと聞こえたのですが、町民皆さんが合併を望まなかったということで、私は最終的決断をしたのではないかと思っております。そうでないと、なかなか私としてもやっていけない部分ありますので、それはそのように。そして、合併どうこうは、町として相馬とはしなかったわけですから、新地はその道でこれからもやはりしっかりと独立独歩の道を歩んでいくということで私はいいのではないかと思っております。ただ、これは、民意がまたいろいろ変わることもあるので、私の気持ちと町民の気持ちが一体であることを願うだけであります。

そして、今の吉田議員が一例の中で、そういった協議会できないかということでありますが、実はいろんなところでそれぞれの部署がやっていると思います。今、吉田議員は消防のことを挙げられましたが、そういった中で、実は相馬も福島のところ含めて、そういった連携協定を含めて、一部合併を含めて、そういったことの取組の部分もありましたが、最終的にはそこはなくなりました。

それは、それぞれの団体の部分でそれぞれの思惑があるわけですから、これは致し方のないことだと思っておりますし。あと、ですから県内でのいろんなことが非常にいろんな団体で協議会はできると私は思っています。ただ、今宮城県とどうだというのが非常に、先ほどもお答えしたとおり、ハードル的にはちょっと高いかなと。ただ、そういった取組もこれからはだんだん必要になってくると思いますので、そういった吉田議員の思いも含めて、今後の中でそういった取組ができるかどうかも含めて考えていきたいと思います。

以上です。

- ○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。
- ○5番吉田 博議員 町長から答弁いただきました。3つの内容があったと思いますけれども、私は合併に対してどうのこうのという、出た結論に対して文句を言っているつもりはありません。ただ、そういった選択をしたのであれば、やはり広域連合みたいな、そういう枠組みの中で町を運営していくというのも一つの方法ではないかなというようなご提案をさせていただきました。

それから、今町長が答弁された宮城県とはなかなかハードルが高いというようなお答えをいただきましたけれども、実際今、水道企業団が宮城県とタイアップして、漏水を見つけるために宮城県の山元町、亘理町、あともう一つあったのかな、そこと連携して、衛星を使ってお互いにそれを漏水を見つけましょうというような、そういうプロジェクトを持っているというように聞いておりますけれども、それは耳に入っていませんか。

- ○遠藤 満議長 岡崎利光副町長。
- ○岡崎利光副町長 ただいまの水道企業団の部分に関してお答えいたします。

相馬地方広域水道企業団が漏水調査を行っている部分ですけれども、こちらは業者1者に対して 委託業務を行っているということでありまして、広域連合であるとか一部事務組合に加入したとい う部分ではありません。再度繰り返すようでありますけれども、1つの業者の委託業務に関して、 相馬の水道企業団、山元町、亘理町が業務の委託をそれぞれ行ったということであります。 以上です。

- ○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。
- ○5番吉田 博議員 そうすると、では私の捉え方が間違っていたのかなと思うのですけれども、企業団からの説明では、共同して。説明の中には、宮城県で始めたものに我々が乗っかったみたいな、そういうような話と理解しておりました。

これ時間も少なくなりましたけれども、本日私の質問は、何といっても若者が、人口増加に関してなのですけれども、若者が新地町を誇りに持てるようなまちづくりが必要だと思います。そして、 隣の町、その隣の町、また隣の町の若い人たちが、新地に行って住んでみたいなというような町を みんなでつくること、ぜひ行うようにご提案を申し上げまして、私の質問を終わります。

○遠藤 満議長 これで5番、吉田博議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再 開

○遠藤 満議長 それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

3番、牛坂毅志議員。

[3番 牛坂毅志議員登壇](拍手)

○3番牛坂毅志議員 受付順位6番、議席番号3番、牛坂毅志です。よろしくお願いします。私は、 大堀町長に4件の質問をさせていただきます。

1件目は、町道の維持管理についてであります。町民参加型で夏場に行われる町道の草刈りの作業は、昨今町民の不評を極めています。それは、夏の暑さ、町民の高齢化、車両事故リスクといった時代の変化に伴う背景があると思われます。

2件目は、社会体育施設の維持管理についてであります。社会体育施設におけるスポーツ交流は、 無視できないものであります。町外、県外から多くの方がお越しになり、町に触れる機会となる。 昨今の暑さはグラウンドレベル、管理スペースレベルにおいて、グラウンド管理の変更、検討も余 儀なくされるものと思われます。なお、暑さによる救急搬送も発生しています。

3件目は、新地町役場のパワハラ行為についてであります。昨今、組織運営におけるハラスメント管理は、組織長として重要事項だと思います。世の中には様々なハラスメントが存在する中、特にハラスメントはハラスメントをする側が気づいていない場合があることに注意が必要だと思います。

4件目は、新地町役場での障害者雇用についてであります。障害者雇用は、共生社会の実現において必要な制度と理解しております。

次に、質問の要旨に入ります。件名1の1点目、町道の維持管理について。町民が町道の草刈りなどをしていて交通事故に遭ったら、町長はどうするのか、町長の考えをお伺いいたします。

2点目、町道の維持管理について、民間委託も考慮すべきと思いますが、町長の考えをお伺いい たします。

件名2の1点目、社会体育施設の維持管理について。特に今年の夏は気温が高く、今後、屋内、 屋外を問わず、町長は暑さ対策を取るべきと思うが、町長のお考えをお伺いいたします。

2点目、社会体育施設の利用状況についてであります。町民の利用状況、個人、団体について、町民外の利用状況、個人、団体について、町長はどのように考えているかお伺いいたします。

3点目、新地町の体育施設の民間委託も考慮するべきと思いますが、町長はどのように考えているかお伺いいたします。

件名3の1点目、新地町役場のパワハラ行為についてでありますが、新地町役場ではパワハラ行 為があるかどうか、町長にお伺いいたします。

件名4の1点目、新地町役場での障害者雇用についてでありますが、役場では障害者の雇用があるか、町長にお伺いいたします。

以上で質問を終わります。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 3番、牛坂毅志議員の質問にお答えをいたします。

初めに、町道の維持管理についての1点目、町道の維持管理について、町民が町道の草刈りなどをしていて交通事故に遭ったら、町長はどうするのか、町長の考えを伺うについてですが、雑草等の管理については、官地、民地の別なく、土地の所有者または管理者が適切な管理を行うことが必要であります。町道においては、管理者である町が、通行車両や歩行者が安心して通行できるよう管理していくこととしております。管理に当たっては、通学路や交通の支障度合い、危険度の高い箇所などを優先的に管理を行っている状況となっております。

このような中、多くの町民の皆様には、地域の道路愛護活動として除草作業の協力をいただいて おります。この活動は、基本的には奉仕活動でありますが、町が協力をお願いしているところもあ りますので、安全に関しての注意喚起や保険の加入、活動内容について明確化することなどが重要 であることから、町では実施前に通知等により周知を図っているところでありますが、万が一道路 愛護活動で事故等が発生した場合には、町や県が加入している保険で対応させていただいておりま す。

次に、2点目の町道の維持管理について、民間委託も考慮すべきと思うが、町長の考えを伺うについてですが、町では町道敷などの官地部分に繁茂している雑草で交通に支障を来しているような箇所については、建設会社への維持管理業務委託や、公募した個人との公共施設維持管理業務委託として、それぞれ委託契約を締結し、除草や枝払い作業などの維持管理を行っております。公共施設維持管理業務については、昨年度までは4名と契約しておりましたが、今年度はさらに増員し、業務に当たっております。今後も民間委託の活用を図りながら、維持管理を行ってまいります。

次に、社会体育施設の維持管理についての質問ですが、新地町の社会体育施設の維持管理については、特に今年の夏は気温が高く、今後、屋内、屋外を問わず、町長は対策を取るべきと思うが、町長の考えを伺うについてお答えをいたします。町内の社会体育施設の維持管理については、施設設備の保守、警備や清掃業務などは民間に委託して管理をしております。また、町職員が、総合公園等の屋外の施設整備や管理業務を行う場合で、暑い中で作業を行う際には、令和3年度から環境省と気象庁が運用を開始した熱中症警戒アラートや熱中症特別警戒アラートの情報も確認しながら、水分や塩分を摂取する、作業時間を区切る、2人体制で作業を行う、1人で作業を行う場合は

適宜連絡を取るなど、暑さ対策を行っております。

社会体育施設を利用していただく際の管理については、令和6年度6月議会で答弁いたしましたとおり、町が主催する屋内外での活動やイベント等の開催については、環境省が平成18年度から情報提供している暑さ指数を基準に、専用の計測機器を用いて活動実施の有無を判断しております。専用の計測器は、暑さ指数とともに計測器によって4から5段階の注意レベルの表示がされるもので、町内の社会教育施設に各1台ずつ設置しております。また、町教育委員会では、国の指針を踏まえた町独自の熱中症対策ガイドラインを策定しており、各活動の指針として熱中症のメカニズム、熱中症の予防措置と発症時の対応、熱中症を防ぐためのチェックリスト、さらには熱中症による事故事例等を記載しております。こうしたガイドラインを活用して熱中症対策に取り組むとともに、熱中症警戒アラートや熱中症特別警戒アラートの情報も、活動場所で測定した暑さ指数と併せて確認しながら、屋内屋外での活動内容や時間、実施の有無の判断をするなどして、熱中症に係る事故防止に努めております。また、一般利用者や各スポーツ団体、イベント等を実施する民間事業者等にも情報を提供しながら、今後もそれぞれに暑さ対策をしていただくとともに、活動の中止も含めた活動内容の見直しをしていただくよう、継続して注意喚起を行ってまいります。

次に、2点目、新地町の社会体育施設の利用状況についての①、町民の利用状況について、②、町民外の利用状況について、町長はどのように考えているのか伺うについてですが、令和5年度の利用者数をまとめますと、①の町民の利用状況については、新地町総合体育館アリーナは個人が1,338人、団体が9,387人、新地町総合体育館トレーニング室は個人のみで3,226人、新地町総合体育館テニスコートは個人のみで40人、町民野球場は団体のみで922人、陸上競技場は団体のみで2,432人、フットサル場は個人が317人、団体が3,219人、町民プールは個人が1,827人の利用状況となっております。

②の町民外の利用状況については、新地町総合体育館アリーナは個人が355人、団体が1万623人、新地町総合体育館トレーニング室は個人のみで2,237人、新地町総合体育館テニスコートは個人のみで34人、町民野球場は団体のみで4,186人、陸上競技場は団体のみで2,141人、フットサル場は個人が778人、団体が742人の利用状況となっております。町内外の多くの方にご利用いただいており、町が進める第6次新地町総合計画のまちづくりの目標のひとつ、「未来につながるまちづくり、文化・スポーツの充実」として、町民の心身の健康と交流が図られ、気軽にスポーツに親しむことができる環境が整ってきていると考えております。今後も、より多くの方が利用しやすい環境づくりに努め、町社会体育施設の利用促進につなげてまいります。

次に、3点目、新地町の体育施設の民間委託について、民間委託も考慮すべきと思うが、町長の考えを問うについてお答えいたします。町は、社会体育施設として、テニスコートを含む新地町総合体育館、町民野球場、陸上競技場、新地駅前フットサル場、町民柔剣道場、新地町民プール、福田町民プールを保有しております。施設の管理運営方式については、町民プールが維持管理業務及

び受付業務を民間に委託して行っております。それ以外の施設は、全て施設設備保守点検、警備や 清掃業務など、維持管理業務を民間に委託し、受付業務や利用者対応については町の会計年度職員 で対応しております。民間組織が施設の維持管理運営を担うことにより、業務負担の軽減、業務の 効率化等のメリットがある一方で、コスト増加、業務委託の範囲、個人情報の取扱いなどの懸念も 少なくはありません。民間委託については、課題等を把握、整理し、費用対効果を見据えながら検 討してまいります。

次に、新地町役場のパワハラ行為についての質問ですが、新地町役場ではパワハラ行為があるのか町長に伺うについては、当町ではパワーハラスメントを含むハラスメント防止対策として、新地町ハラスメント防止に関する指針を、令和4年2月に策定しております。当該指針では、パワーハラスメントの定義を「職務に関する優越的な関係を背景として行われる業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害すること」としております。また、職場のパワーハラスメントの6類型として、1、暴行、傷害、2、脅迫、名誉毀損、侮辱、ひどい暴言、3、隔離、仲間外し、無視、4、業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害、5、業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度が低い仕事を命じることや仕事を与えないこと、6、私的なことに過度に立ち入ることを定義しております。また、相談窓口を、内部の窓口として総務課、外部の窓口として福島県人事委員会を設置しております。今現在、新地町役場ではパワーハラスメントに該当する事案はないと考えておりますが、今後も引き続き、当該指針の職員への周知徹底を図ることで職場のハラスメント防止対策を行い、働きやすい良好な職場環境づくりに努めてまいります。

次に、新地町役場での障害者雇用についての質問ですが、新地町役場では障害者の雇用があるのか町長に伺うについては、令和元年6月に障害者の雇用の促進等に関する法律が改正され、国及び地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示されたことから、令和2年3月に、当町においても新地町障がい者活躍推進計画を策定いたしました。この計画では、障害者の積極的な採用を図り、また障害者である職員が継続的に勤務し、活躍できる体制や各種取組を行うことを目標として掲げております。なお、現時点で障害のある方の職員の雇用は2名となっております。今後も、当該計画に基づき、障害のある方の積極的な採用を図るとともに、障害のある方への、要望の聞き取りなどを行いながら、障害のある方でも働きやすい職場環境の整備に努めてまいります。以上です。

- ○遠藤 満議長 3番、牛坂毅志議員。
- ○3番牛坂毅志議員 確認の意味なのですけれども、町長は先ほど保険の対応ということを述べられたと思うのですけれども、この保険の中身、分かれば教えてもらいたいと思います。

あともう一つ……

○遠藤 満議長 一問一答ですので、1問ずつ答弁もらってください。

- ○3番牛坂毅志議員 よろしくお願いします。
- ○遠藤 満議長 小野好生建設課長。
- ○小野好生建設課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、県の保険でございますが、県が加入している保険につきましては、傷害保険で死亡、後遺障害が100万円、通院が1,000円、入院が1日当たり1,500円ということでございます。

それから、町が加入している保険につきましては、死亡が500万円、後遺障害が500万円、入院が 日額2万円、通院が日額5,000円。ただし、町の加入している保険につきましては、今申し上げた 額が全て限度額ということになりますので、ご承知をいただきたいと思います。

以上です。

- ○遠藤 満議長 3番、牛坂毅志議員。
- ○3番牛坂毅志議員 今の額は分かったのですけれども、町長に対しては、町民の中でもやっぱり弱い立場の人もいますので、これに参加して事故になってしまったら本当に、今の答弁でないけれども、これだから間に合うよでなくて、やっぱりそこのところは深く、今後の課題だと思うのですけれども、検討をお願いしたいと思います。

以上です。

もう一点。

○遠藤 満議長 続けてください。

3番、牛坂毅志議員。

○3番牛坂毅志議員 2番目の社会体育施設の維持管理についてなのですけれども、やっぱり新地町に、せっかく施設を利用すると、町民及び町外の人が。特に県外の人が大きな大会で来ると。そういうときに、やっぱり新地町以外にも施設はいろいろ、快適な場所はあると思うのです。ですけれども、やっぱり新地町で大会を開催されると、そういうことがやっぱり町長にも、ここをやっぱり熱く気持ちに収めてもらって、もうちょっと社会体育施設の維持管理について、要望ですけれども、頑張ってもらいたいと思います。

次に、3番目、いいですか。

- ○遠藤 満議長 引き続きやっていいです。
- ○3番牛坂毅志議員 新地町役場のパワハラ行為についてですけれども、これ職員の事務量が多いと思うのです。ですから、その辺は、事務的にはそれでいいと思うのですけれども、やっぱりある程度、人ですから、そこら辺は職員と、町長も大変だと思うのですけれども、職員との対話、そういうのをやっぱり、やっているかどうか分からないのですけれども、やっていなければやってもらいたいなと思います。これは要望です。
- ○遠藤 満議長 答弁を求めます。
- ○3番牛坂毅志議員 答弁は要りません。

- ○遠藤 満議長 では、続けてください。
- ○3番牛坂毅志議員 4番目。新地町役場の障害者の雇用についてなのですけれども、これはやっぱり制度として、やっぱりいろいろ大変でしょうけれども、これも要望ですけれども、頑張ってもらいたいと思います。私は、闘うのも大事なのですけれども、やっぱり町長にやられることはやってもらって。そうしないと、1つ1つやっぱり、私らが質問しても町民代表で解決できないと思うのです。ですから、そこを含めて私の質問を終わります。

以上です。

○遠藤 満議長 これで3番、牛坂毅志議員の一般質問を終わります。

引き続き一般質問を続けます。

2番、村上勝則議員。

〔2番 村上勝則議員登壇〕(拍手)

○2番村上勝則議員 受付順位7番、議席番号2番、村上勝則でございます。よろしくお願いいたします。

まず、先日敬老会がございました。80歳以上が880人、全人口に占める割合が12パーセント超という高齢化社会になっているという状況にあります。高齢化の進行とともに、農地、特に畑の耕作放棄地が見受けられますが、町内の1号、2号遊休農地の現状と今後の増減について見通し、対応策について町の考えをお伺いいたします。非常に増加を懸念するという意味で提案させていただいた項目でございます。

項目の2番、農地保有者に対し、今後の農地への意向についてアンケート調査を行ったと思うが、 その結果を公表する考えがあるか伺うということで、これは私の近くの人がアンケートに答えた人 がどうなっているのかということを言われたことで提案させていただきました。しかし、ホームペ ージで公表しているということでお話ししましたら、何か聞いたようなのですが、それを見た人は いなかったと、残念ながら。そういうことでありますので、これは別な方法で広報等、公表する予 定はないのかということでお伺いしたいと思います。

逆に、IT化、いわゆるデジタル化と言われる中で、これは余談になるかもしれませんが、町内でどの程度パソコンを持って、あるいはスマホで町の情報を得ているか、逆にアンケートする必要があるのではないかと私個人としては考えております。全戸対象で行った先日のスーパーマーケットアンケートに関しては、ウェブ回答が398件ということでしたので、この程度がいわゆるパソコンを使って情報を得ているという形になるのではないかと推測されますが、この辺について、次の広報等でご案内する予定はないのかどうかということでお伺いいたします。

3項目め、耕作放棄地再生のため、国の助成金、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金があるが、 近い将来、町としても支援制度の創設や強化を考える時期が来ると思われるが、町長の考えをお伺 いしますということでございます。 2点目、ごみの減量化への啓発と対策についてでございます。項目1つ目、福島県は、東日本大震災以降、1人当たりのごみ排出量が全国ワースト1、2位で高止まりの状況にあります。町内での生活系ごみは、県内自治体と比較しても特に多いわけではございませんが、減量化への啓発活動は必要と思いますが、町の考えとしてはいかがなものでしょうか。

2項目め、ごみ減量化に向け、生ごみや草は乾燥させて捨てるなど、町民への周知が必要であると思います。また、コンポストに関しては、これまで、助成金等ございましたが、コンポストそのものは住宅密集地では不向きのため、堆肥化する機器、またはごみ乾燥機に対する補助金制度の導入を行っている自治体もありますけれども、当町での導入の考えはどうなのかという点で、2件5項目についてお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 2番、村上勝則議員の質問にお答えをいたします。

初めに、耕作放棄地の対応についての質問ですが、1点目、高齢化の進行とともに、農地、特に畑の耕作放棄地が見受けられるが、町内の1号、2号遊休農地の現状と今後の増減見通し、対応について町の考えはについてお答えをいたします。町内の遊休農地は、本年3月末において1号遊休農地が14.1へクタールあり、うち9.4へクタールが畑で、4.7へクタールが水田となっております。なお、2号遊休農地については判定はありません。遊休農地は増加傾向であり、今後も増加していくと考えております。こういった状況であるため、農業経営基盤強化促進法の改正があり、その中での対応策として地域計画を策定することとなっております。この計画により、地区ごとの耕作者の割当てを行うことから、農業の効率化が図られると考えておりますので、遊休化する農地の一定の抑制効果はあると考えております。

2点目、農地保有者に対し、今後の農地への意向について今年度アンケート調査を行ったと思うが、その結果を公表する考えがあるのか伺うについてですが、アンケートについては、本年1月から2月までの期間において、町内の農地所有者約1,500人へのアンケート調査を実施したところであります。回収率は約70パーセントであり、内容につきましては、町のホームページにおいて公表しているところであります。課題となる主な内容を一部紹介しますと、後継者がいないが約60パーセント、離農したい、規模を縮小したいが約30パーセントおります。それの主な理由は、高齢化と担い手不足が浮き彫りになっている状況であります。

3点目、耕作放棄地再生のための国の助成金、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金があるが、近い将来、町としても支援制度の創設や強化を考える時期が来ると思われるが、町長の考えを伺うについてですが、増加傾向にある遊休農地対策として、国、県において遊休農地の再生に対して支援しているところであります。事業内容は、農地の障害物の撤去などを軸にして、事業費は200万円未満までといったものですが、農地を再生するわけですので、耕作継続も要件となってまいります。

町独自の支援策ということでありますが、まずは地区計画策定後の農地の耕作状況などを踏まえ、 状況に沿った政策を考えてまいります。

次に、ごみ減量化への啓発と対策についてお答えをいたします。 1点目、福島県は東日本大震災以降、1人当たりのごみ排出量が全国ワースト1位、あるいは2位で高止まりの状況にある。町内での生活系ごみは、県内自治体を比較しても特に多いわけではないものの、減量化への啓発活動は必要と思うが、町の考えはについてお答えをいたします。令和4年度における全国の一般廃棄物の排出及び処理状況等の調査結果によれば、福島県の1人1日当たりのごみの排出量は、1,021グラムで、富山県と並んでワースト1位でした。当町は902グラムで、平均を下回っており、県内では中間の位置にありますが、昨年まで地震災害による家庭内の片づけごみもあり、可燃ごみは増加傾向にありました。町では、冊子「ゴミの分け方・出し方」について、現在に合ったものを追加掲載するなど改訂版を発行し、ごみを適切な方法で処分ができるよう全戸配布しております。また、毎月、広報しんちにおいて、ごみの収集量と前月の増減や、町によく問合せのあるごみ処分の方法など、さらには減量化するポイントなどを掲載しております。なお、令和5年度の1人1日当たりのごみ排出量は723グラムでした。ごみの減量化は、特にペットボトル、プラスチック製容器包装、紙類等を適切に分別して、安易に可燃ごみに入れず、資源化することで、結果減量化が図られます。今後も継続して減量化の啓発に努めてまいります。

次に、ごみ減量化に向け、生ごみや草は乾燥させて捨てるなど、町民への周知が必要である。また、コンポストは住宅密集地では不向きのため、堆肥化する機器、生ごみ乾燥機に対する補助制度の導入を行っている自治体もあるが、当町で導入する考えはについてお答えをいたします。生ごみや草は乾燥させて捨てるについては、広報しんち7月号でもお知らせしたところですが、適宜広報しんち等で周知してまいります。一般的に可燃ごみの約35パーセントが生ごみで、生ごみの約8割は水分と言われております。乾燥させてから可燃ごみとして出すことで、約2割軽減することができます。コンポストは住宅密集地では不向きと議員からありましたが、町ではごみ減量化の取組の一つとして、今年度から生ごみ処理容器購入費補助金を設けました。補助金は、生ごみ処理容器、コンポストですが、購入価格の2分の1として1基に5,000円が限度で、1世帯につき5年間に2基までとなります。生ごみ処理容器購入費補助金は、事業としては始動したばかりであり、今後ごみ処分量の状況をある程度の期間見てから、生ごみ乾燥機等に対する補助については検討してまいります。

以上です。

○遠藤 満議長 ちょっと休議します。

午前11時48分 休憩

午前11時48分 再 開

○遠藤 満議長 再開いたします。

それでは、ここで昼食のため、休憩をいたします。

午前11時48分 休憩

午後 1時30分 再 開

○遠藤 満議長 それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

2番、村上勝則議員。

○2番村上勝則議員 引き続き、よろしくお願いいたします。

耕作放棄地の問題ですけれども、方法として賃貸に回すということがあろうかと思います。その中で、いわゆる田んぼに関しては、農業委員会の調べによりますと、面積は平方メートル単位ですが、495万5,000平方メートル、これが賃貸に回っていると。率にすると56パーセント。それに対して畑は83万9,000平方メートル、14.4パーセントという状況になっているわけです。圧倒的にやっぱり田んぼに関しては借手がいると。しかし畑に関してはなかなかやっぱり分散している、まとまった面積になっていないとか、あるいは収益が上がらないということで、このような状況になっているのかと感じます。

先ほど町長から、遊休地といいますか、遊休農地どのぐらいあるか、全体で14.1へクタール、畑がやっぱり圧倒的に多くて、9へクタール以上あるわけです。田んぼは4.7へクタールということですけれども、これが今後高齢化とともに増えてくるものと思いますけれども、予測というものは立てていらっしゃるのかどうか、お伺いいたします。

- ○遠藤 満議長 加藤伸二農林水産課長。
- ○加藤伸二農林水産課長兼農業委員会事務局長 畑等の遊休農地の今後の予測ということでございますけれども、見通しという意味では立ててはございません。ただ、ご質問にもありましたけれども、アンケート等で離農したい、あるいは後継者がいないというような回答がございますので、増えていくということも想定はしてございますが、また荒廃農地になるものもあるとは思っておりますので、遊休農地という意味では横ばいになっていくと思いますが、耕作できる農地という意味では減っていくと考えてはいるところでございます。

以上です。

- ○遠藤 満議長 2番、村上勝則議員。
- ○2番村上勝則議員 分かりました。いわゆる新たな耕作者を求めるということも、なかなか畑の場合難しいかとは感じております。いろんな要素が絡むわけですから、そこで生活できるような状況にしていくためには相当な努力も必要ですし、援助も必要かと思うわけです。

話はまた別になりますけれども、いわゆる住宅地といいますか、ある程度密集した地域での荒れ

地、これに対する住民の不満というのもあると思います。例えば草ぼうぼうになって、場合によっては木まで生えてきている。本当に農地というより、地目を変更しなくてはいけないのではないかと考える場所もあるわけです。そうした中で、例えば住宅地ですけれども、仙台市なんかは所有者に対して、管理責任として管理するようにという連絡を取って、草を刈っていただくということをやっているわけですけれども、当町の場合、農地ではありますけれども、そういった所有者に対して管理責任をお願いするということは考えていないでしょうか。

- ○遠藤 満議長 加藤伸二農林水産課長。
- ○加藤伸二農林水産課長兼農業委員会事務局長 ただいまのご質問でございますけれども、毎年農地パトロールというのを実施してございます。おおむね年間20日ほど町内全域を農業委員さんのほうで、あと職員も随行しながら現地を回っているところでございますけれども、そういった中で、今言われているような農地もあろうかと思います。最終的には、そういった方々に農地の管理について、草刈り等々、そういったことをするようなということで通知をしているというような状況でございます。

以上です。

- ○遠藤 満議長 2番、村上勝則議員。
- ○2番村上勝則議員 大体話は分かりましたけれども、今後こういったところ、例えば地元の方は、近くにそういうところがあったとしても、なかなか声を上げられないという状況にあると思います。 そういう意味で、例えば町なり、町に代わるところが管理を行って、代執行という形で管理を手助けするということでは考えておりませんか。
- ○遠藤 満議長 加藤伸二農林水産課長。
- ○加藤伸二農林水産課長兼農業委員会事務局長 代執行というようなご提案でございますが、今のと ころは考えてございません。
- ○遠藤 満議長 2番、村上勝則議員。
- ○2番村上勝則議員 確かに近くにいれば、家族なりなんなりに対応をお願いすることはできると思うのですけれども、実際遠方にいた場合、非常に所有者も難しいと、管理難しいということがあろうかと思います。その辺について、今後ひとつ検討していただくという方向でお願いしたいと思います。

次に行きます。農地保有者に対してのアンケート調査ですけれども、先ほど回答ありましたけれども、ホームページで公開しているということなのですが、非常に見た方が少ないということを感じておりますし、実際決算、議会でも知らないということで、皆さんにお配りしたという経緯がありますけれども、これ広報等で何らかの形でお知らせするということは考えていますでしょうか。

- ○遠藤 満議長 加藤伸二農林水産課長。
- ○加藤伸二農林水産課長兼農業委員会事務局長
 先ほど町長の答弁にありましたアンケートの結果、

議会に提出をさせていただきました。ご質問のとおり、アンケートにご回答いただいた方、当然知りたい内容だとは認識しておりますので、今郵送で来月発送したいと考えてございます。 以上です。

- ○遠藤 満議長 2番、村上勝則議員。
- ○2番村上勝則議員 ありがとうございます。やはりアンケートに答えた方は、非常に興味を持って見ている。いつ載るのだろうかということで待っている方もいらっしゃると認識しております。ですから、そういったアンケート結果ですから、いち早く協力者には知らしめてほしいということをお願いしまして、実際そのようにやっていただけるということで感謝申し上げます。

次に、ごみの問題なのですけれども、ごみの減量、いわゆる先ほど町長からいろいろお話ございました。これ啓発というのは継続することが大切だと思うのですが、7月号の広報でごみの出し方等についての記載はありましたけれども、これある程度継続して何度も何度も繰り返しやっていく、これが啓発だと思うのですが、いかがでしょうか。

- ○遠藤 満議長 大堀勝文町民課長。
- ○大堀勝文町民課長 今ほどお話しいただいたとおり、昨年秋ぐらいから、町広報等を通じまして、 ごみの町の状況等を町民の皆様にお知らせしているところです。毎月毎月コメント、視点を変えな がら、町民に啓発という形で取らさせていただいていますので、今後とも引き続きやってまいりた いと思います。

以上です。

- ○遠藤 満議長 2番、村上勝則議員。
- ○2番村上勝則議員 分かりました。

次に、コンポストに関するいわゆる助成金、2分の1、5,000円上限ということで伺っておりますが、確かに広い土地がないと、コンポストの場合、臭いの問題等があるものですから、あえて住宅密集地では不向きだと書いたわけですけれども、コンポストに関して、これまで実績として集計されているという部分はございますでしょうか。

- ○遠藤 満議長 大堀勝文町民課長。
- ○大堀勝文町民課長 今年度に入ってからの事業の実績ということでよろしいでしょうか。であれば、現在のところ、6件の申請を受けて、支払いをさせていただいております。利活用について、今後とも啓発をしてまいりたいと思っております。

以上です。

- ○遠藤 満議長 2番、村上勝則議員。
- ○2番村上勝則議員 この件に関しても、いわゆる知らないという方も、広報等でお知らせしたとしても出てくるのです。ですから、この辺も引き続き継続して、コンポスト、土地広ければ、実際は有効なのです。密集していなければ、臭いの迷惑かけるということもありませんので、その辺をお

願いしたいと思います。

次に、ごみの出し方の冊子なのですが、これ各家庭に配られているわけなのですが、毎年欲しい という方も中にはいるのです。ですから、これは議論の分かれるところ、ごみの出し方が変わるわ けではないので、毎年必要かどうか議論は分かれるとは思うのですけれども、この辺についてどう いう対応を行っているのかについてお伺いします。

- ○遠藤 満議長 大堀勝文町民課長。
- ○大堀勝文町民課長 ごみの出し方の冊子につきましては、その年ごとに日々捨てるごみの内容についても変わってきているところもありまして、先ほど町長答弁でも申し上げましたが、内容の改訂を、ある程度の年数を置きまして、やっているところであります。改訂があった場合については皆さんに全戸配布という形でお配りしており、なくなった場合については、ご足労でも窓口に来ていただければ差し上げております。毎年配るというようなことは特に考えておりません。

以上です。

- ○遠藤 満議長 2番、村上勝則議員。
- ○2番村上勝則議員 分かりました。実際なくされるとか、そういった場合には区長を通じて残った 部分をお配りするとか、そういった形は実際取っているのですけれども、改訂があれば新しく、新 しいといいますか、発行するという認識でいいわけですよね。はい、ありがとうございます。

それと、いわゆる焼却炉の問題なのですけれども、相馬のクリーンセンター、炉が1基しかないわけです。私、業界新聞の記者をやっている頃、焼却炉というのは2基セットが一般的に設置すべき炉数なのだという認識でいたのですけれども、これ予算的なもの、あるいは町同士、地域同士での融通のし合いがあるということで、一気にしたのかどうか分かりませんけれども、少なくともやっぱり本来ならば2基必要だと考えるのですが、これ問題としては衛生組合になると思うのですけれども、町としてこの辺の増設、必ず年月がたてば改修が必要になってくるということは分かっているわけですから、増設等に対する広域組合の考え、あるいは町の考えの中で、町としてどう考えているのか、お伺いします。

○遠藤 満議長 休議します。

午後 1時45分 休憩

午後 1時46分 再 開

○遠藤 満議長 再開します。

大堀武町長。

○大堀 武町長 ごみの問題は、やはり町民にとっても非常に大切な問題であります。そんな中で、 相馬の焼却所、新たにあそこに造るときに、実は私も町民課にいたものですから、2基ということ で内々決まっていたのですが、私やめた後にというか、変わってしまって、1基になったというの は、やっぱり相馬市と新地町のあのときのやっぱり財政状況だとは思います。ただ、その中で、今後もまさに発生すると思うのです。ですから、前回も3か月ぐらいですか、炉の修理のため、そして、今年も実はまだ炉の修理のために町民の方にできるだけ負担をかけないようにということでやるのですが、それぞれの市町でやはり負担が発生して、どこに運んで焼却しようかという問題も発生しますので、これらについてはそういった財政状況を踏まえながらも、まず新地の中で焼却場についてどうするかを、議員の方々も含めて検討しながら、増設がいいのか、はたまた今までのとおり1基で、修理するときだけどこかにお願いして焼却するのがいいのか等々も含めて検討させていただきたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 もう一回休議します。

午後 1時47分 休 憩

午後 1時49分 再 開

○遠藤 満議長 再開します。

大堀勝文町民課長。

- ○大堀勝文町民課長 先ほどクリーンセンターの炉が1基ということだったのですけれども、炉自体は2基ございまして、ただ灰の処分する系統が1つなので、それで止めて修理をしなければいけないというような事情があります。
- ○遠藤 満議長 2番、村上勝則議員。
- ○2番村上勝則議員 大変申し訳なく思っております。今後注意しますので、よろしくお願いします。 話といいますか、内容非常に分かりやすく説明いただきました。ありがとうございます。 これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。
- ○遠藤 満議長 これで2番、村上勝則議員の一般質問を終わります。

◎発言の訂正

○遠藤 満議長 次に、昨日10番、井上和文議員の一般質問の業者育成の状況の再質問の答弁について、訂正の申出がありました。

岡崎利光副町長。

○岡崎利光副町長 昨日の10番、井上和文議員の再質問において、災害協定は交わされているのかに ついて、締結されていないとお答えいたしましたが、令和3年10月1日付で災害時の応急対策活動 協力に関する協定書を締結しておりますので、訂正いたします。申し訳ありませんでした。

◎散会の宣告

○遠藤 満議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 1時51分 散 会

第5回定例町議会

(第 4 号)

令和6年第5回新地町議会定例会

議事日程(第4号)

令和6年9月20日(金曜日)午前10時開議

追加日程第1 議案の報告上程

追加日程第2 提案者の説明

- 第 1 議案第54号 新地町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 2 議案第55号 新地町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例について
- 第 3 議案第56号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第 4 議案第57号 藤崎排水機場除塵機整備工事請負変更契約について
- 追加日程第3 議案第70号 広葉樹林再生事業 白子下地内外 森林整備等業務委託契約について
- 第 5 議案第58号 令和6年度新地町一般会計補正予算(第3号)について
- 第 6 議案第59号 令和6年度新地町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第 7 議案第60号 令和6年度新地町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第 8 議案第61号 令和6年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 第 9 議案第62号 令和6年度新地町下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第10 議案第63号 令和5年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第64号 令和5年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第65号 令和5年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第66号 令和5年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第67号 令和5年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第68号 令和5年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第69号 令和5年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 議員派遣の件について
- 第18 陳情審査委員長報告
- 第19 意見書(案)について
- 第20 閉会中の所管事務等調査の申し出

出席議員(11名)

1番	大	内	広	行	議員	2番	村	上	勝	則	議員
4番	寺	島	博	文	議員	5番	吉	田		博	議員
6番	八	巻	秀	行	議員	7番	三	宅	信	幸	議員
8番	寺	島	浩	文	議員	9番	菊	地	正	文	議員
10番	井	上	和	文	議員	11番	水	戸	洋		議員
12番	遠	藤		満	議員						

欠席議員(1名)

3番 牛 坂 毅 志 議員

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町		長	大		堀		武
副	町	長	岡		崎	利	光
教	育	長	佐	々	木	孝	司
総務計			旅厨		藤	高	史
企画	振興記	果長	小		野	和	彦
税	务 課	長	中	津	III	秀	樹
町	果	長	大		堀	勝	文
健康	福祉記	果長	佐		藤	茂	文
兼農	水 産 詞 業 委 員	果 長 会 長	加		藤	伸	<u></u>
建龍	史 課	長	小		野	好	生
都市	計画記	果長	岡		田	健	_
教育	総務記	果長	木		幡	邦	枝

職務のための議場出席者

事	務	局	長	佐	藤	武	志
書			記	千	葉	奈	菜
書			記	佐	藤	和	司

◎教育委員会委員挨拶

○遠藤 満議長 皆さん、おはようございます。

議事日程に先立ちまして、去る9月6日に新地町教育委員会委員の任命について同意をいたしま した中江義昭さんがお見えになっておりますので、ここでご挨拶をいただきたいと思います。

中江義昭さん、どうぞよろしくお願いします。

[中江義昭教育委員会委員登壇]

○中江義昭教育委員会委員 皆さん、おはようございます。ただいまご紹介をいただきました中江義昭と申します。本日は、議会最終日の貴重なお時間にご挨拶の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。また、9月6日の議会において私の教育委員任命についてのご同意を賜り、重ねて厚く御礼申し上げます。光栄であり、身に余る思いであります。

初めに、私の自己紹介を少しさせていただきたいと思います。生まれは釣師地区で、東日本大震災の後、今は富倉地区に住んでおります。大学は仙台に通いまして、その後仙台の企業で43年間、毎日車で通勤して、今年の春に65歳となりましたので、定年退職というか、そういう形で退職をさせていただきました。現在は、6月から町の任用職員としまして総合体育館の管理人をさせていただいております。また、新地町スポーツ協会の副会長と同加盟団体の新地卓球クラブの会長などを仰せつかっております。長年仙台で仕事をしていましたので、退職後は第二の人生を地元新地町に関わりを持った仕事をして、少しでも町のために貢献したいと思っておりました。まさしくこのたびの教育委員のお話はその希望に沿った形となり、とてもうれしく思います。

さて、新地町のICT活用教育は、全国的に見ても先進的なICTの取組を行っており、周囲からの注目度もとても高いと感じております。新地町の次世代を担う子どもたちに安心、安全な教育環境づくり、またどうすれば充実した学びの場を提供できるかなど、皆さんと一緒に考えながら教育推進のため、微力ながらこれまで培ってきました知識と経験を基に会議の席などで意見を述べていければと考えております。そして、皆様のご指導、ご支援をいただきながら、一生懸命教育委員としての職責を全うしていく所存でございます。今後とも何とぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日は、貴重なお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。(拍手)

○**遠藤 満議長** どうもありがとうございました。これまでの知識と経験を活かし、教育行政の振興 にご尽力をいただきますよう、ご期待を申し上げます。

それでは、ここで退席をお願いいたします。ありがとうございました。

〔中江義昭教育委員会委員退場〕

午前10時04分 開 議

◎開議の宣告

○遠藤 満議長 これから本日の会議を開きます。

ただいま出席している議員は11名であります。

なお、3番、牛坂毅志議員より欠席届が提出されておりますので、ご報告します。

◎日程の追加

○**遠藤** 満議長 次に、議事日程はお手元に配付のとおりでありますが、町長から追加議案1件の提出がありました。

お諮りします。これを日程に追加したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、追加議案1件を日程に追加することに決定しました。

ここで、追加議事日程配付のため、暫時休議をいたします。

午前10時04分 休憩

午前10時06分 再 開

○遠藤 満議長 それでは、再開をいたします。

◎議案の報告上程

○**遠藤 満議長** 追加日程第1、議案の報告上程については、ただいま町長から提出された議案第70号の1件を上程いたします。

◎提案者の説明

○遠藤 満議長 追加日程第2、町長に提案理由の説明を求めます。

大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 本日追加提案しました議案についてご説明申し上げます。

議案第70号 広葉樹林再生事業 白子下地内外 森林整備等業務委託契約につきましては、広葉樹林再生事業白子下地内ほか森林及び路網整備を行うため、令和6年9月4日に指名競争入札に付した結果、相馬地方森林組合、代表理事組合長、多田穣治が6,160万円で落札しましたので、委託契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、追加議案についてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○遠藤 満議長 提案理由の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時08分 休憩

午前10時30分 再 開

○遠藤 満議長 それでは、再開をします。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第1、議案第54号 新地町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第54号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号 新地町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○**遠藤 満議長** 日程第2、議案第55号 新地町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第55号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号 新地町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第3、議案第56号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題 とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第56号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり 可決されました。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○**遠藤 満議長** 日程第4、議案第57号 藤崎排水機場除塵機整備工事請負変更契約についてを議題 とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第57号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号 藤崎排水機場除塵機整備工事請負変更契約については、原案のとおり 可決されました。

◎議案第70号の質疑、討論、採決

○**遠藤 満議長** 追加日程第3、議案第70号 広葉樹林再生事業 白子下地内外 森林整備等業務委 託契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第70号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号 広葉樹林再生事業 白子下地内外 森林整備等業務委託契約については、原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○**遠藤 満議長** 日程第5、議案第58号 令和6年度新地町一般会計補正予算(第3号)についてを 議題とします。

これから質疑を行います。

10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 それでは、一般会計の補正なので、ちょっと質疑をしていきます。

今回の補正は4億7,000万円で、合計が68億円になるのですが、聞きたいのは今後の補正財源の 見通しについてお聞きをしたいと思います。今回1億7,000万円が固定資産税入ったと。これによって不交付団体となったわけですけれども、当初の想定よりも入ったということがございました。 今後もこの税収、町民税、法人町民税とか、さらには固定資産税関係で増える部分があるのか。さらには、国、県等々から来る補助金、交付金等々の見通しがどうなのか、今後の補正財源の見通し

についてお聞かせをいただきたいと思います。

あわせて、財政ですからお話し申し上げますが、今回決算で不交付団体になっていると。財調が36億5,000万円、減債が5,000万円、大体37億円ということですが、借金見ると53億円、これに債務負担行為入れると57億円、特会入れると70億円弱ぐらいの借金になるのかなとは思いますが、今まで不交付団体でも臨時財政対策債でしたか、こういったことを借りて、後で地方交付税措置しますよみたいな国の流れもありましたが、いくら不交付団体といえどもやはり公債費比率の数字、ポイントはやはり気になるところなのですけれども、今後のこの辺の財政運営の推移も併せて、考え方も併せてお聞かせをいただければと思います。

もう一つ、すみません。失礼しました。今のは財政の話。2つ目は、地デジ関係で100万円入っています。かつて発電所の線が町内全部あって、それがなくなったと。アンテナのない町になるなと思っていたら、地上デジタルになって状況が変わってきたと。これだけでは駄目だからということで現在の形になりました。そこから3年か4年ぐらいしたらば、あの形でもできる技術があったと後から聞きましたけれども、そういう方向に決めてからなったのですが、今現段階で受信が難しい地域がまだあるのかないのか、この辺の確認をしたいと思います。

もう一つは、今回この100万円出ていますが、1回共聴アンテナ整備をすると未来永劫このままいくのかというものもあります。例えば5年後、10年後に全部入替えするような形になるとか、そういう点での費用負担というのも将来的に出てくるのかどうなのか、この辺の現状と見通しについてお聞かせください。

3点目に下水道出ました。今回から公会計になって5,580万円歳出で出ているのですが、昨日の一般質問でちょっとお話もでき得ませんでしたけれども、今回の品確法、いわゆる公共工事の品質確保の促進に関する法律ということが元年の6月に改正をされて、これ発注者の責務ということいろいろ、働き方改革とかうたっていますが、その中で調査設計の品質確保という部分がございます。いわゆる公共工事における調査、測量、地質調査、点検、診断、これを本法律の対象としますよと。さらに、基本理念に工事に必要な情報、いわゆる地盤状況等の適切な把握を活用しますよということをうたっているのです。今まで下水道関係いろいろ審査、審議をしている中で、まず掘ってみなければ分からない、調査というの土の中分からないから、かなり出たとこ勝負と言ったら語弊がありますけれども、やはり何回も掘らないと分からないということがありますが、品確法のこういった法律の改正に合わせて、今後はこういった測量、地盤調査、そういったものがやはり充実してきて今までとは違うような形になっていくのかどうなのか、この辺についてお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

- ○遠藤 満議長 齋藤高史総務課長。
- ○齋藤高史総務課長兼会計管理者 ご質問にお答えいたします。

まず、補正財源についてと今後の見通しについてでございますが、税に関しては現時点の見込みは予算に計上させていただいたとおりです。ただ、今後税収の見込み変わってきますので、そこでまた増の見込みがありましたらその都度補正をしていくということになっております。

それから、補正財源でございますが、まずは工事等の請け差等出てきたり、現時点の支出を精査 した上で必要な補正があれば、まずは支出の精査をした上で補正財源を見つけて補正をしていくと いうような方法で、補正したい事項があれば補正財源を探していくということになります。

それから、公債費比率のお話がございました。公債費比率については、決算でお示ししたとおり、 新地町においては健全な公債費比率となっております。ただ、公債借りるに当たっては、当然これ は借金なわけですから、極力しないようにということと、それから起債に関しましてはその起債の 種類によって交付税の措置率というのが変わってきます。交付税の措置、要は償還するときに交付 税の算定が高いものであればそれは交付税の算定に入れられるということで、有利な起債というも のがございますので、起債を検討するに当たっては交付税の算定が高い起債を選んで起債を充当す るような形を取りながら適正な財政執行を今後も行っていきたいと思っております。

以上です。

- ○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。
- ○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

地デジ共聴設備の修繕費の件でございますけれども、町内で難視聴と言われているところでその 地デジの共聴設備がなければ見えないというところで、主に福田と真弓とございます。そういった ところには町で地デジ共聴設備を持って、壊れたら修繕をして見てもらっているという状況であり ますけれども、その地デジの共聴設備自体が大分古いというか、老朽化しておりまして、毎年こう やって修繕費もかかっておるというところであります。この先どうやってそれを、福田、真弓の地 区の方々のその視聴の環境をどうしていくかという課題でありますけれども、どういった方向がい いのか課内でも今検討しているという状況でございます。

以上です。

- ○遠藤 満議長 岡田健一都市計画課長。
- ○**岡田健一都市計画課長** 工事の部分でありますけれども、下水道の部分の工事につきましては、議員からありましたように、土質の区分、土質の定数などが必要な工法につきましてはそういった調査もしていくような形になると考えております。

以上です。

- ○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。
- ○10番井上和文議員 今、答弁でありましたように、補助金を活用して、なるべく自主財源を使わないような方向で、そういう中でも積極的な財政運営していかなくてはならぬと思います。ただ、どうしても今まで臨時財政対策債というの国から言われたということもありましたけれども、結構な

ボリュームになってきているのかなとちょっと思いましたので、この辺も充分注視しながら今後と も良好な運営進めてほしいと思います。

地デジの関係で、福田、真弓関係あったという答弁ありましたけれども、何か菅谷関係辺りも何か見えにくいというような話もちょっとお聞きをした経緯がありましたけれども、今現在は町全体は包含してそういった難視聴地域はないという認識でよろしいのかどうなのか。あわせて、更新時期いつになるか分かりませんけれども、デジタルではないですけれども、この補助メニューみたいなのも今からいろいろ探しておくということも大事な課題かと思いますが、この点についてもお聞かせください。

下水道については、今までのやり方から変わってくるのかどうなのか。今まではどうしても調査をしても、やっぱりちょっと進むと管の状況が分かりにくいとか、いろんなことでよく補正追加というのが今までも何回かありましたのです。それが別に追加が悪いということを言うわけではないですけれども、そういった法律の流れの中で調査設計にしっかり力を入れていく流れになるのかどうなのか、ここなのです。そこだけ再答弁お願いします。

- ○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。
- ○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

町内でデジタル放送当時見えづらかった、見えなかったところというのがありまして、ただいろんな対策をして今現在は町内全体は見えているというようなところにはなってございます。今後のいろんな設備投資の補助メニューとかというお話でしたけれども、使えるものがあるかどうかいろいろ課内でも総務省とかに問合せなんかはしているところでありますが、なかなかないのかなというような状況でございます。

以上です。

- ○遠藤 満議長 岡田健一都市計画課長。
- ○岡田健一都市計画課長 ただいまの質問にお答えいたします。

品確法につきましては、今後どのような状況になっていくか、そういった状況を確認しながら必要な部分は当然必要な調査を行っていくようになりますので、今後の動向なども注視していきたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 答弁漏れはありませんか。大丈夫ですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 そのほかありますか。

[「なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第58号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号 令和6年度新地町一般会計補正予算(第3号)については、原案のと おり可決されました。

◎議案第59号の質疑、討論、採決

○**遠藤 満議長** 日程第6、議案第59号 令和6年度新地町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第59号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号 令和6年度新地町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第7、議案第60号 令和6年度新地町介護保険特別会計補正予算(第1号)に ついてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第60号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号 令和6年度新地町介護保険特別会計補正予算(第1号)については、 原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第8、議案第61号 令和6年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第61号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号 令和6年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○**遠藤 満議長** 日程第9、議案第62号 令和6年度新地町下水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第62号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号 令和6年度新地町下水道事業会計補正予算(第1号)については、原 案のとおり可決されました。

◎議案第63号~議案第69号の委員長報告、質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第10、議案第63号 令和5年度新地町一般会計歳入歳出決算認定についてから 日程第16、議案第69号 令和5年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定につ いてまでの令和5年度決算認定7件について一括議題とします。

議案第63号から議案第69号までの令和5年度決算認定7件について、決算審査特別委員会委員長 に報告を求めます。

寺島浩文決算審査特別委員会委員長。

[寺島浩文決算審査特別委員会委員長登壇]

○寺島浩文決算審査特別委員会委員長 では、朗読いたします。

令和6年9月20日

新地町議会議長 遠 藤 満 様

決算審查特別委員会委員長 寺 島 浩 文

令和5年度新地町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査報告書

議案第63号 令和5年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第64号 令和5年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第65号 令和5年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第66号 令和5年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第67号 令和5年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第68号 令和5年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第69号 令和5年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

本特別委員会に付託された上記の議案は、審査した結果、認定すべきものと決定したので、会議 規則第77条の規定により報告します。

記

■ 審査意見

1 令和5年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について

◎歳入について

歳入決算額は72億7,546万円で、前年度より14億8,909万円の減となった。主な内容は、地方交付税の内、特別交付税が8億9,143万円の減、震災復興特別交付税が2億6,028万円の減、その他、県支出金が3億3,642万円の減である。

町税は、21億7,874万円で、前年度より474万円の増、その内、町民税が6,436万円の増となり、 固定資産税が5,881万円の減となった。一層の課税客体の把握と財源確保に努められたい。

◎歳出について

歳出決算額は65億8,202万円で、前年度より9億3,801万円の減となった。

- (1) 技術職の採用を積極的に進められたい。
- (2) 職員の健康管理と適正な人的配置に努められたい。
- (3) 高齢化社会の進展により福祉施策の展開を積極的に進められたい。
- (4)農業振興政策の展開に万全を期されたい。
- (5) 通学路等主要道路の安全対策を積極的に進められたい。
- (6) 河川道路愛護作業の労力軽減策を進められたい。
- (7) 小中学生の更なる学力向上に努めるとともに、ICT教育環境の一層の充実を図られたい。
- 2 令和5年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - ・町民の健康増進による医療費の抑制を図られたい。
- 3 令和5年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - ・包括支援事業の効果的な運用により、安心できる地域づくりを図られたい。
- 4 令和5年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - ・特に意見を付す事項がない。
- 5 令和5年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ・適切な維持管理に努められたい。
- 6 令和5年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ・適切な維持管理に努められたい。
- 7 令和5年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ・特に意見を付す事項がない。

以上でございます。

○遠藤 満議長 決算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第63号から議案第69号までの7件を一括採決いたします。

お諮りします。議案第63号から議案第69号までの決算認定7件に対する決算審査特別委員会委員 長の報告は、認定すべきとするものであります。委員長報告のとおり、認定することにご異議あり ませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号 令和5年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第64号 令和5年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第65号 令和5年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第66号 令和5年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第67号 令和5年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第68号 令和5年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第69号 令和5年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第69号 令和5年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定についての以上7件は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎議員派遣の件について

○遠藤 満議長 日程第17、議員派遣の件についてを議題とします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり2件の議員派遣があります。

お諮りいたします。配付日程のとおり、議員派遣を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、10月25日開催の福島県町村議会議員研修会及び10月29日開催の相馬地方市町村議会議員・幹部職員合同研修会に議員を派遣することに決定しました。

◎陳情審査委員長報告

○遠藤 満議長 日程第18、陳情審査委員長報告を議題とします。

令和6年陳情第4号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な 就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書について、審査結果の報告を求めます。

寺島浩文総務文教常任委員会委員長。

[寺島浩文総務文教常任委員会委員長登壇]

○寺島浩文総務文教常任委員会委員長 報告いたします。

令和6年9月20日

新地町議会議長 遠 藤 満 様

総務文教常任委員会委員長 寺 島 浩 文

陳情審查報告書

本委員会は、令和6年9月6日付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議 規則第94条及び第95条の規定により報告します。

受理番号、令和6年陳情第4号。件名、「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災 児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書。審査結果は採択でございます。 意見として、意見書として関係機関に送付すべきである。

以上でございます。

○遠藤 満議長 委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから令和6年陳情第4号について採決をします。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、令和6年陳情第4号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童 生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書については、委員長報告のとおり採 択することに決定しました。

◎意見書案第3号の上程、説明、質疑、採決

○遠藤 満議長 日程第19、意見書(案)についてを議題とします。

意見書(案)第3号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書について、提出者に説明を求めます。

寺島浩文総務文教常任委員会委員長。

[寺島浩文総務文教常任委員会委員長登壇]

○寺島浩文総務文教常任委員会委員長 報告します。

意見書(案)第3号

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を 求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、復興大臣等に対する意見書を別紙のとおり提出いたします。 令和6年9月20日提出

新地町議会議長 遠 藤 満 様

提出者 新地町議会議員 寺 島 浩 文 賛成者 新地町議会議員 大 内 広 行 " 新地町議会議員 三 宅 信 幸 " 新地町議会議員 八 巻 秀 行 " 新地町議会議員 村 上 勝 則

意見書(案)第3号

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を 求める意見書(案)

内容については、記載のとおりでございます。

地方自治法第99条に基づき、意見書を提出いたします。

1、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、 令和6年度においても、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就 学支援に必要な予算確保を行うこと。

令和6年9月20日。提出先は、復興大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣宛て。 福島県相馬郡新地町議会議長、遠藤満、名でございます。 以上でございます。

○遠藤 満議長 提出者の説明が終わりました。

これから意見書(案)第3号の提出者に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これより意見書(案)第3号について採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書(案)第3号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の 十分な就学支援を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の所管事務等調査の申し出

○遠藤 満議長 日程第20、閉会中の所管事務等調査の申し出の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました 申出書のとおり、閉会中の所管事務等の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることについてご異議ありませんか。

5番、吉田博議員。

- ○5番吉田 博議員 総務文教常任委員長から、閉会中の継続の調査の申出書の中に町内企業訪問ということが記されております。これは、その町内企業訪問は、総務常任委員会のみならず、これ産業厚生常任委員会も一緒にこういったことについては参加できるかどうか、それをちょっとお伺いしたいと思います。
- ○遠藤 満議長 寺島浩文総務文教常任委員会委員長。
- ○**寺島浩文総務文教常任委員会委員長** これは総務常任委員会で決めた内容でございますので、これは総務常任委員会としての活動としてですので、そのことはまず他の方の参加というのは考えておりません。
- ○遠藤 満議長 よろしいですか。そのほかありますか。

[「異議なし」と言う人あり]

○遠藤 満議長 では、異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長の挨拶

○遠藤 満議長 以上で、提案されました議案の全てが終了しました。

ここで、町長に挨拶を求めます。

大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 令和6年度第5回新地町議会定例会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとお忙しい中、本定例会にご出席いただきまして誠にありがとうございました。そして、慎重に審議の上、追加議案を含む上程いたしました19件全ての議案等の御議決をいただきましたことに心から感謝を申し上げたいと思います。

また、今日はドジャースの大谷選手が、ホームラン50本、盗塁50本……

〔何事か言う人あり〕

○大堀 武町長 52号です。はい、過ぎました。そういった中で、フィフティ・フィフティを達成いたしました。そういった今日の日でありますので、そして9月の下旬にもかかわらず厳しい暑さが続いておりますが、季節は間違いなく秋になっております。実りの秋、そして行楽の秋でもありま

すので、暑い秋ではありますが、今の日本の秋をぜひ楽しんでいただきたいと思います。

しかし、新型コロナウイルス感染症がなくなったわけでもなく、それなりに流行しております。 また、インフルエンザにも注意されながら、ご健康で議員活動にご精励いただきますよう心からお 願い申し上げまして、定例会閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうござ いました。

◎閉会の宣告

○遠藤 満議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。9月6日から本日までの15日間にわたり、慎重にご審議をいただき、全議案を議決し、無事閉会の運びとなりましたことに対し、心より厚く御礼を申し上げます。

皆様には健康に充分留意され、今後ますますご活躍されますことをご祈念いたしまして、閉会に 当たっての御礼の挨拶といたします。

以上で令和6年第5回新地町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午前11時10分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年 月 日

 議
 長
 遠
 藤

 署
 名
 議
 員
 大
 内
 広
 行

 署
 名
 議
 員
 村
 上
 勝
 則

参 考 資 料



令和6年7月26日

新地町議会議長 遠 藤 満 様

産業厚生常任委員会委員長 寺 島 博



所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり終了したので報告します。

記

1 調査月日及び調査事項7月4日 ○保育行政の現状と課題について

2 調査経過

町長、副町長、町民課長、及び関係職員の出席を求め、現地調査、各調査事項の資料提出及び説明を受け審査を行った。

3 調査結果

保育所では、手足口病が蔓延している状況にあり、コロナウイルス感染症も 罹患者が増えつつある。連日、危険な暑さも続いており、子どもの健康管理に 万全を期されたい。

○保育所の定員と入所状況

施設名	定員	入所人数
福田保育所	90	49
新地保育所	150	129
駒ケ嶺保育所	90	67
合計	330	245

各保育所の子どもの入所数は定員未満の状況で、待機者も現在のところいないが、入所の際には入所希望保護者との丁寧な意思疎通を図られたい。

○保育士の配置状況

施設名	正規職員	会計年度	合計
福田保育所	5	1	6
新地保育所	10	7	17
駒ケ嶺保育所	8	1	9
合計	23	9	32

会計年度職員の仕事は、正職員と同様になるわけであるが、職員配置も含めて問題が発生しないよう、より良い職場環境に充分な配慮をされたい。

保育所の要はマンパワーであるので、安心して運営できるよう、人材確保(保育士確保)に努められたい。また、国・県に対し、補助金などの支援を強く要望されたい。

コロナ禍等の影響もあり、子どもたちの活動が制限され体力低下が心配されるため、子どもたちの体力を把握しながら、体力向上を図られたい。また、子どもの成長に欠かせない玩具や遊具について、計画的な入れ替えや日常的な衛生管理に努められたい。



令和6年8月26日

新地町議会議長 遠 藤 満 様

総務文教常任委員会委員長 寺 島 浩



所管事務の調査報告書

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり終了したので報告します。

記

1. 調査月日及び調査事項

7月 9日 ○学校訪問 (小・中学校) について 8月21日 ○ふるさと納税の現状と更なる拡充について

2. 調査経過

町長、教育総務課長、総務課長、企画振興課長及び関係職員の出席を求め、調査事項の資料提出及び説明を受け、審査、現地調査を行った。

3. 調查結果

○学校訪問(小・中学校)について

各学校の授業参観、校舎視察や校長等との懇談を通して、課題等の認識共有を 図った。

ICT活用は、授業への積極的活用が図られており、ICT先進地としての取組みが良好な活動となっている。オンラインでの他遠方校との交流も行われ、子どもたちにとって素晴らしい経験ができていると感じた。

不登校やいじめに関しては、各校ともに減少傾向にあり、児童生徒への積極的なアプローチにより対応していることが伺えた。良好事例等を共有し継続されることを望む。

他方、各学校から、今年度の学校図書費が削減され、新刊等購入ができない等の切迫した予算確保の要望があった。地域の宝である子どもたちの情操教育には、活字に触れることは必要であり、今年度を含め継続的な図書購入費の予算確保を求める。また、物価高騰の影響を受け、今年度給食の減食(数食)の可能性があるとの課題提起があった。町執行部においてはしっかり現状把握し、子どもたちの学校生活に影響が無いよう配慮を求める。

なお、給食費に関しては、物価高騰による生活費の圧迫などを踏まえ、特に子育て世代等の若年世帯の経済的負担を考慮し、給食費の無償化に向けた財源の確保等を図られたい。

○ふるさと納税の現状と更なる拡充について

ふるさと寄付金の推移について、制度が始まった平成20年度の実績は、1,762,000円、令和5年度は10,187,827円と着実に寄付額は伸びてきている。要因としてはポータルサイトの活用が上げられ、実際に活用を始めた令和2年度から寄付額は伸びている。また返礼品も徐々に充実してきている事も要因の一つである。

返礼品別の実績は、干し芋が全体の76%を占め圧倒的な一位となっており、 次いでリンゴジュースや日本酒となっている。地元の魅力発信の観点からも、そ の他の返礼品のPRにも力を入れていくべきである。

さらなる拡充については、新たな返礼品の開発や、新たなポータルサイトの活用、QRコードの決済により現地の店舗などで返礼品を受け取れるサービスなどの活用なども検討されたい。

ふるさと納税制度については、他自治体への寄付によって町の個人住民税が減少する事や、過度な返礼品競争による「税の奪い合い」など問題点も多い事から、 国の動向を見極めながら、更なるふるさと納税の拡充に取組まれたい。

新地町議会議長 遠 藤 満 様

決算審查特別委員会委員長 寺 島 浩



令和5年度新地町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査報告書

議案第63号 令和5年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第64号 令和5年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に ついて

議案第65号 令和5年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につい で

議案第66号 令和5年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について

議案第67号 令和5年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定 について

議案第68号 令和5年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認 定について

議案第69号 令和5年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出 決算認定について

本特別委員会に付託された上記の議案は、審査した結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

■ 審査意見

1 令和5年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について ◎歳入について

歳入決算額は72億7,546万円で、前年度より14億8,909万円の減となった。主な内容は、地方交付税の内、特別交付税が8億9,143万円の減、震災復興特別交付税が2億6,028万円の減、その他、県支出金が3億3,642万円の減である。

町税は、21億7,874万円で、前年度より474万円の増、その内、町民税が6,436万円の増となり、固定資産税が5,881万円の減となった。一層の課税客体の把握と財源確保に努められたい。

◎歳出について

歳出決算額は65億8,202万円で、前年度より9億3,801万円の減となった。

- (1)技術職の採用を積極的に進められたい。
- (2) 職員の健康管理と適正な人的配置に努められたい。
- (3) 高齢化社会の進展により福祉施策の展開を積極的に進められたい。
- (4)農業振興政策の展開に万全を期されたい。
- (5) 通学路等主要道路の安全対策を積極的に進められたい。
- (6) 河川道路愛護作業の労力軽減策を進められたい。
- (7) 小中学生の更なる学力向上に努めるとともに、ICT教育環境の一層 の充実を図られたい。
- 2 令和5年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - ・町民の健康増進による医療費の抑制を図られたい。
- 3 令和5年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - ・包括支援事業の効果的な運用により、安心できる地域づくりを図られたい。
- 4 令和5年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - ・特に意見を付す事項がない。
- 5 令和5年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ・適切な維持管理に努められたい。
- 6 令和5年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ・適切な維持管理に努められたい。
- 7 令和5年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ・特に意見を付す事項がない。

以上

意見書(案)第3号

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、復興大臣等に対する意見書を別紙のとおり提出いたします。

令和6年9月20日提出

新地町議会議長 遠 藤 満 様

提出者 新地町議会議員 寺 島 浩 文

賛成者 新地町議会議員 大 内 広 行

" 新地町議会議員 三 宅 信 幸

"新地町議会議員 八 巻 秀 行

"新地町議会議員村上勝則

意見書(案)第3号

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書(案)

東日本大震災から13年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われています。令和6年度も東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、6.9億円が予算化されています。

この事業を通して、幼稚園児等の就園支援、小中学校に対する学用品等の援助や通 学支援(スクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む)、高校生等に対 する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専 修学校・各種学校の授業料減免などが実施されています。被災した子どもたちには、 学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

令和3年3月9日、『「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について』が閣議決定されました。その中で令和3年度から7年度までの5年間を新たな復興期間として「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期するための取組が進められています。子どもの就学支援についても「支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する」としています。

「被災児童生徒就学支援等事業」での「原子力災害被災地域」は小・中・高等学校、特別支援学校、私立学校、専修学校・各種学校を対象とした就学援助、就学奨励、奨学金などの就学等支援事業等についても継続となりました。今日においても、福島県では、令和5年4月1日時点で約3千7百人(自主避難を除く)もの子どもたちが県内外で避難生活を送っています(福島県子ども・青少年政策課公表)。経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了、もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となることも危惧されます。地方から「必要である」との声を中央に届けることが求められます。子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。

福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されていますが、引き続き被災者に寄り添う「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は必要です。予算措置が単年度で事業終了となれば、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることも危惧されます。令和7年度においても本事業を継続し、必要な財政措置を行い、被災した子どもたちに継続した就学支援を実施できるようにする必要があります。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第99条にもとづき、意見書を提出します。

1. 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和6年度においても、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

令和6年9月20日

《提出先》

復興大臣

文部科学大臣

総務大臣

財務大臣 あて

福島県相馬郡新地町議会議長 遠 藤 満